





(一) 公示番号 共第三号		(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		(三) 漁場の位置		(四) 漁場の区域		(五) 関係地区	
第一種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	萩市大字須佐四ツ瀬地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域	点の位置	基点A	基点B	基点C
〃	えぼしがい漁業	えぼしがい漁業	〃	〃	〃	〃	島根県益田市と萩市との最大高潮時海岸線における境界点	〃	〃
〃	えむし漁業	えむし漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	かめのて漁業	かめのて漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	しゃこ漁業	しゃこ漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	たこ漁業	たこ漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	なまこ漁業	なまこ漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	うみぞうめん漁業	うみぞうめん漁業	十二月一日から翌年九月三十日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	えこのり漁業	えこのり漁業	十二月一日から翌年十月三十一日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	おごりのり漁業	おごりのり漁業	三月一日から八月三十一日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	かじめ漁業	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	かやものり漁業	かやものり漁業	十二月一日から翌年九月三十日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	しらも漁業	しらも漁業	六月一日から十月三十一日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	すぎのり漁業	すぎのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	つかさのり漁業	つかさのり漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	てんぐさ漁業	てんぐさ漁業	十月一日から翌年八月三十一日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	とさかのり漁業	とさかのり漁業	一月一日から十月三十一日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	はばのり漁業	はばのり漁業	十月一日から翌年七月三十一日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	ひじぎ漁業	ひじぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	ふのり漁業	ふのり漁業	十月一日から翌年七月三十一日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	ほんだわら漁業	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	みりん漁業	みりん漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	もずく漁業	もずく漁業	二月一日から九月三十日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	ゆな漁業	ゆな漁業	十月一日から翌年五月三十一日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	わかめ漁業	わかめ漁業	十一月一日から翌年七月三十一日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	あかがい漁業	あかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	あこやがい漁業	あこやがい漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	あさり漁業	あさり漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	あわび漁業	あわび漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	いがい漁業	いがい漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	いたやがい漁業	いたやがい漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	かき漁業	かき漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	ささえ漁業	ささえ漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	つきひがい漁業	つきひがい漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	とこぶし漁業	とこぶし漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	とりがい漁業	とりがい漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	にし漁業	にし漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	にな漁業	にな漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	ばい漁業	ばい漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	はまぐり漁業	はまぐり漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	よめががさ漁業	よめががさ漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

備考

(五) 関係地区  
萩市大字須佐

点イ Aから〇度の線とBから九〇度の線との交点  
 点ロ Aから三一五度の線とBから九〇度の線との交点  
 点ハ Cから〇度一、〇〇〇メートルの点と二とを結んだ線とAから三一五度の線との交点  
 点ニ DからEを見通した線上Eから七〇〇メートルの点  
 点ホ GとHとを結んだ線上Gから二、〇〇〇メートルの点と二とを結んだ線とへから三一五度の線との交点  
 点ヘ Fから二七〇度五〇〇メートルの点

境界点  
 H 〃 〃 宇田島南西端  
 点イ Aから〇度の線とBから九〇度の線との交点  
 点ロ Aから三一五度の線とBから九〇度の線との交点  
 点ハ Cから〇度一、〇〇〇メートルの点と二とを結んだ線とAから三一五度の線との交点  
 点ニ DからEを見通した線上Eから七〇〇メートルの点  
 点ホ GとHとを結んだ線上Gから二、〇〇〇メートルの点と二とを結んだ線とへから三一五度の線との交点  
 点ヘ Fから二七〇度五〇〇メートルの点

漁場の位置  
 萩市大字須佐地先  
 漁場の区域  
 次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、Fの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 点の位置

基点A 萩市大字江崎と同市大字須佐との最大高潮時海岸線における境界点  
 B 〃 〃 大字須佐山島頂上  
 C 島根県益田市と萩市との最大高潮時海岸線における境界点  
 D 萩市大字須佐地島頂上  
 E 〃 〃 〃 沖島頂上  
 F 〃 〃 〃 と阿武郡阿武町との最大高潮時海岸線における境界点  
 G 阿武郡阿武町大字宇田と同町大字木与との最大高潮時海岸線における境界点  
 H 〃 〃 〃 宇田島南西端

〃	いせえび漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	えぼしがい漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	〃

第一種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称及び漁業の時期	漁業の時期
〃	あおのり漁業	あおのり漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで
〃	あらめ漁業	あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	いぎす漁業	いぎす漁業	二月一日から九月三十日まで
〃	いわのり漁業	いわのり漁業	十月一日から翌年六月三十日まで
〃	うみぞうめん漁業	うみぞうめん漁業	十二月一日から翌年九月三十日まで
〃	えごのり漁業	えごのり漁業	十二月一日から翌年十月三十一日まで
〃	おごのり漁業	おごのり漁業	三月一日から八月三十一日まで
〃	かじめ漁業	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	かやものり漁業	かやものり漁業	十二月一日から翌年九月三十日まで
〃	しらも漁業	しらも漁業	六月一日から十月三十一日まで
〃	すぎのり漁業	すぎのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	つかさのり漁業	つかさのり漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで
〃	てんぐさ漁業	てんぐさ漁業	十月一日から翌年八月三十一日まで
〃	とさかのり漁業	とさかのり漁業	一月一日から十月三十一日まで
〃	はばのり漁業	はばのり漁業	十月一日から翌年七月三十一日まで
〃	ひじき漁業	ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	ふのり漁業	ふのり漁業	十月一日から翌年七月三十一日まで
〃	ほんだわら漁業	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	みりん漁業	みりん漁業	〃
〃	みずく漁業	みずく漁業	二月一日から九月三十日まで
〃	ゆな漁業	ゆな漁業	十月一日から翌年五月三十一日まで
〃	わかめ漁業	わかめ漁業	十一月一日から翌年七月三十一日まで
〃	あかがい漁業	あかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	あこやがい漁業	あこやがい漁業	〃
〃	あさり漁業	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	あわび漁業	〃
〃	いがい漁業	いがい漁業	〃

制限又は条件  
 区画漁業権に対抗することができない。

〃	いたやがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	つきひがい漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	にし漁業	〃
〃	にな漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	〃
〃	よめがかさ漁業	〃
〃	いせえび漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	えぼしがい漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	〃

(三) 漁場の位置  
阿武郡阿武町大字宇田及び大字惣郷地先

(四) 漁場の区域  
次のA、イ、口、ハ、Dの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 点の位置
- 基点A 萩市大字須佐と阿武郡阿武町との最大高潮時海岸線における境界点
  - B 〃 〃 地島頂上
  - C 〃 〃 沖島頂上
  - D 阿武郡阿武町大字宇田と同町大字木与との最大高潮時海岸線における境界点
  - E 〃 〃 宇田島南西端
  - 点イ Aから二七〇度五〇〇メートルの点
  - 口 イから三一五度の線とBからCを見通した線上Cから七〇〇メートルの点と八とを結んだ線との交点

(五) 関係地区

ハ DとEとを結んだ線上Dから二、〇〇〇メートルの点

備考

制限又は条件

定置漁業権に対抗することができない。

(二) (一) 公示番号 共第五号

漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期  
第一種共同漁業 漁業の名称

第一種共同漁業	漁業の名称	漁業の時期
〃	あおのり漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで
〃	あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	いぎす漁業	二月一日から九月三十日まで
〃	いわのり漁業	十月一日から翌年六月三十日まで
〃	うみぞうめん漁業	十二月一日から翌年九月三十日まで
〃	えごのり漁業	十二月一日から翌年十月三十一日まで
〃	おごのり漁業	三月一日から八月三十一日まで
〃	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	かやものり漁業	十二月一日から翌年九月三十日まで
〃	しらも漁業	六月一日から十月三十一日まで
〃	すぎのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	つかさのり漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで
〃	てんぐさ漁業	十月一日から翌年八月三十一日まで
〃	とさかのり漁業	一月一日から十月三十一日まで
〃	はばのり漁業	十月一日から七月三十一日まで
〃	ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	ふのり漁業	十月一日から翌年七月三十一日まで
〃	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	みりん漁業	〃
〃	もずく漁業	二月一日から九月三十日まで
〃	ゆな漁業	十月一日から翌年五月三十一日まで
〃	わかめ漁業	十一月一日から翌年七月三十一日まで
〃	あかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで











(一) 公示番号 共第九号	(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	漁業の時期
〃	第一種共同漁業	〃
〃	漁業の種類	〃
〃	漁業の名称	〃
〃	あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	いぎす漁業	二月一日から九月三十日まで
〃	いわのり漁業	十月一日から翌年六月三十日まで
〃	うみぞうめん漁業	十二月一日から翌年九月三十日まで
〃	えごりのり漁業	十二月一日から翌年十月三十一日まで
〃	おごりのり漁業	三月一日から八月三十一日まで
〃	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	かやものり漁業	十二月一日から翌年九月三十日まで
〃	しらも漁業	六月一日から十月三十一日まで
〃	すぎのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	つかさのり漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで
〃	てんぐさ漁業	十月一日から翌年八月三十一日まで
〃	とさかのり漁業	一月一日から十月三十一日まで
〃	はばのり漁業	十月一日から翌年七月三十一日まで
〃	ひじぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	ふのり漁業	十月一日から翌年七月三十一日まで
〃	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	みりん漁業	〃
〃	もずく漁業	二月一日から九月三十日まで
〃	ゆな漁業	十月一日から翌年五月三十一日まで
〃	わかめ漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
〃	あかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	あこやがい漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	いたやがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	つきひがい漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃

(三) 漁場の位置	(四) 漁場の区域	漁場の区域
〃	第二種共同漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	にし漁業	〃
〃	にな漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	〃
〃	よめがかさ漁業	〃
〃	いせえび漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	えぼしがい漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	〃
〃	建網漁業(網丈四・三メートル以下のものに限る。ただし、曲建網漁業を除く。)	〃
〃	曲建網漁業(網丈一・八メートル以下のものに限る。)	〃
〃	小型定置網漁業	〃
〃	いか巢網漁業	二月一日から六月三十日まで
〃	かこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	漁場の位置	〃
〃	萩市尾島地先	〃
〃	漁場の区域	〃
〃	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域	〃
〃	点の位置	〃
〃	基点A 萩市尾島おいとん岬北端	〃
〃	B 尾島小磯鼻北端	〃
〃	C 尾島深山西ノ鼻南西端	〃
〃	D 尾島観音崎南東端	〃
〃	点イ Aから四〇度一、〇〇〇メートルの点	〃
〃	ロ Bから三二〇度一、〇〇〇メートルの点	〃

(五) 関係地区

八 Cから三三〇度一、〇〇〇メートルの点  
 二 Dから二三〇度一、〇〇〇メートルの点

萩市(萩市大字上田万、大字下田万、大字江崎、大字上小川西分、大字上小川東分、大字中小川、大字下小川、大字須佐、大字弥富上、大字弥富下、大字鈴野川、大字川上、大字片俣、大字高佐上、大字高佐下、大字吉部上、大字吉部下、大字明木、大字佐々並、大字福井上、大字福井下、大字黒川、大字紫福及び見島を除く。)

(一) 公示番号 共第十号  
 (二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

第一種共同漁業	漁業の名称	漁業の時期
〃	あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	いぎす漁業	二月一日から九月三十日まで
〃	いわのり漁業	十月一日から翌年六月三十日まで
〃	うみぞうめん漁業	十二月一日から翌年九月三十日まで
〃	えこのり漁業	十二月一日から翌年十月三十一日まで
〃	おこのり漁業	三月一日から八月三十一日まで
〃	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	かやものり漁業	十二月一日から翌年九月三十日まで
〃	しらも漁業	六月一日から十月三十一日まで
〃	すぎのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	つかさのり漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで
〃	てんぐさ漁業	十月一日から翌年八月三十一日まで
〃	とさかのり漁業	一月一日から十月三十一日まで
〃	はばのり漁業	十月一日から翌年七月三十一日まで
〃	ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	ふのり漁業	十月一日から翌年七月三十一日まで
〃	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	みりん漁業	〃
〃	もずく漁業	二月一日から九月三十日まで
〃	ゆな漁業	十月一日から翌年五月三十一日まで
〃	わかめ漁業	十一月一日から翌年七月三十一日まで

(三) 漁場の位置

第二種共同漁業	漁場の位置	漁業の時期
〃	あかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	あこやがい漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	いたやがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	ささえ漁業	〃
〃	つきひがい漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	にし漁業	〃
〃	にな漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	〃
〃	よめがかさ漁業	〃
〃	いせえび漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	えぼしがい漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	〃
〃	建網漁業(網丈四・三メートル以下のものに限る。ただし、曲建網漁業を除く。)	〃
〃	曲建網漁業(網丈一・八メートル以下のものに限る。)	〃
〃	小型定置網漁業	〃
〃	いか巢網漁業	二月一日から六月三十日まで
〃	かご漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(四) 萩市相島地先  
漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域  
点の位置

- 基点A 萩市相島黒岩頂上
- B 相島沖の大島頂上
- C 相島火崎南端
- D 相島蛸磯の舟糞瀬北端
- 点イ Aから〇度一、〇〇〇メートルの点
- ロ Bから二七〇度一、〇〇〇メートルの点
- ハ Cから一八〇度二、〇〇〇メートルの点
- ニ Dから九〇度二、〇〇〇メートルの点

(五) 関係地区

萩市(萩市大字上田万、大字下田万、大字江崎、大字上小川西分、大字上小川東分、大字中小川、大字下小川、大字須佐、大字弥富上、大字弥富下、大字鈴野川、大字川上、大字片俣、大字高佐上、大字高佐下、大字吉部上、大字吉部下、大字明木、大字佐々並、大字福井上、大字福井下、大字黒川、大字紫福及び見島を除く。)

(一) 公示番号 共第十一号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	いぎす漁業	二月一日から九月三十日まで
〃	いわのり漁業	十月一日から翌年六月三十日まで
〃	うみぞうめん漁業	十二月一日から翌年九月三十日まで
〃	えごりのり漁業	十二月一日から翌年十月三十一日まで
〃	おごりのり漁業	三月一日から八月三十一日まで
〃	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	かやものり漁業	十二月一日から翌年九月三十日まで
〃	しらも漁業	六月一日から十月三十一日まで
〃	すぎのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	つかさのり漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで

〃	てんぐさ漁業	十月一日から翌年八月三十一日まで
〃	とさかのり漁業	一月一日から十月三十一日まで
〃	はばのり漁業	十月一日から翌年七月三十一日まで
〃	ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	ふのり漁業	十月一日から翌年七月三十一日まで
〃	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	みりん漁業	〃
〃	もづく漁業	二月一日から九月三十日まで
〃	ゆな漁業	十月一日から翌年五月三十一日まで
〃	わかめ漁業	一月一日から七月三十一日まで
〃	あかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	あこやがい漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	いたやがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	つきひがい漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	にし漁業	〃
〃	にな漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	〃
〃	よめがかさ漁業	〃
〃	いせえび漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	えぼしがい漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	〃

第一種共同漁業		第二種共同漁業	
公示番号	共第十二号	建網漁業(網丈四・三メートル以下のものに限り、曲建網漁業を除く。)	〃
漁業の種類	漁業の名称及び漁業の時期	曲建網漁業(網丈一・八メートル以下のものに限り。)	〃
漁業の種類	漁業の名称	小型定置網漁業	〃
第一種共同漁業	あらめ漁業	多そう張網漁業	〃
いぎす漁業	一月一日から八月三十一日まで		

第一種共同漁業		第二種共同漁業	
漁場の位置	長門市通及び三隅下野波瀬並びに萩市三見地先	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
漁場の区域	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、イを順次結んだ線によって囲まれた区域	てんぐさ漁業	十一月一日から翌年七月三十一日まで
点の位置		ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
基点A	萩市壁石(大壁)頂上	もずく漁業	一月一日から八月三十一日まで
基点B	長門市壁石(小壁)頂上	わかめ漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで
基点C	笹島地先東沢尾首瀬頂上	あかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
		あこやがい漁業	〃
		あわび漁業	〃
		いたやがい漁業	〃
		さざえ漁業	〃
		つきひがい漁業	〃
		とこぶし漁業	〃
		とりがい漁業	〃
		いな漁業	〃
		ばい漁業	〃
		よめがかさ漁業	〃
		うに漁業	〃
		かめので漁業	〃
		たこ漁業	〃
		なまこ漁業	〃
		建網漁業(網丈四・三メートル以下のものに限り、曲建網漁業を除く。)	〃
		いか巢網漁業	三月一日から六月三十日まで
		かご漁業	一月一日から十二月三十一日まで

第一種共同漁業	(一)	(二)	漁業の時期
	公示番号 共第十三号	漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	
〃	あおのり漁業	漁業の種類	十一月一日から翌年六月三十日まで
〃	あらめ漁業	漁業の名称	十一月一日から翌年六月三十日まで
〃	いぎす漁業		一月一日から十二月三十一日まで
〃	いわのり漁業		一月一日から八月三十一日まで
〃	おごのり漁業		十一月一日から翌年五月三十一日まで
〃	かじめ漁業		四月一日から七月三十一日まで
〃	かやものり漁業		一月一日から十二月三十一日まで
〃	しらも漁業		一月一日から八月三十一日まで
〃	つかさのり漁業		七月一日から九月三十日まで
〃	てんぐさ漁業		一月一日から五月三十一日まで
〃	はばのり漁業		十一月一日から翌年七月三十一日まで
〃	ひじき漁業		十一月一日から翌年六月三十日まで
〃	ふのり漁業		一月一日から十二月三十一日まで
〃	ほんだわら漁業		十一月一日から翌年六月三十日まで
〃	もずく漁業		一月一日から十二月三十一日まで
〃	ゆな漁業		十二月一日から翌年八月三十一日まで
〃	わかめ漁業		〃
〃	あかがい漁業		〃
〃	あこやがい漁業		一月一日から十二月三十一日まで
〃	あさり漁業		〃
〃	あわび漁業		〃
〃	いがい漁業		〃
〃	いたやがい漁業		〃

(五) 関係地区  
 長門市通、三隅上、三隅中及び三隅下並びに萩市三見

D 〃 三隅中いかばの鼻東端  
 E 萩市三見十文字飛瀬地先めばる瀬頂上  
 点イ AとBとを結んだ線の中央点  
 点ロ DとEとを結んだ線の中央点

第二種共同漁業	(三)	(四)
	漁場の位置	漁場の区域
〃	かき漁業	次のA、イ、ロ、ハ、F、ニ、ホ、へ、シの各点を順次結んだ線、MとNとを結んだ線及びOとPとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
〃	さざえ漁業	点の位置
〃	つきひがい漁業	基点A 萩市と長門市との最大高潮時海岸線における境界点(飯井川河口の中点)
〃	とこぶし漁業	基点B 長門市三隅中海苔摘岩頂上
〃	とりがい漁業	基点C 萩市三見とおたくり鼻西端
〃	にし漁業	
〃	いな漁業	
〃	ばい漁業	
〃	よめがかさ漁業	
〃	うに漁業	
〃	えぼしがい漁業	
〃	えむし漁業	
〃	かめので漁業	
〃	たこ漁業	
〃	なまこ漁業	
〃	建網漁業(網丈四・三メートル以下のものに限り、ただし、曲建網漁業を除く。)	
〃	曲建網漁業(網丈一・八メートル以下のものに限る。)	
〃	小型定置網漁業	二月一日から五月三十一日まで
〃	いか巣網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	かご漁業	

- D 長門市三隅中いかばの鼻東端
- E 萩市三見めばる瀬頂上
- F 長門市笹島地先東沢尾首瀬頂上
- G 萩市壁石(大壁)頂上
- H 長門市壁石(小壁)頂上
- I 萩市三見二俣瀬
- J 長門市油谷川尻恩崎鼻東端
- K 萩市羽島南端
- L 長門市通字山嶋三番八に設置した標柱
- M 〃 〃 仙崎王子山青海大橋橋台中央点
- N 〃 〃 今浦町青海大橋橋台中央点
- O 〃 〃 三隅中琴橋右岸中央点
- P 〃 〃 琴橋左岸中央点
- 点イ Aを通る川岸平行線と八から口を見通した線との交点
- 〇 BとCとを結んだ線の中央点
- ハ DとEとを結んだ線の中央点
- 二 GとHとを結んだ線の中央点
- ホ Iから二を見通した線とJとKとを結んだ線との交点
- ヘ JとKとを結んだ線とIから三五〇度の線との交点

(五) 関係地区

長門市三隅上、三隅中、三隅下、仙崎及び通

備考

制限又は条件

定置漁業権及び区画漁業権に対抗することができない。

- (一) 公示番号 共第十四号
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

第一種共同漁業	漁業の名称	漁業の時期
〃	あおのり漁業	十一月一日から翌年六月三十日まで
〃	あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	いぎす漁業	一月一日から八月三十一日まで
〃	いわのり漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
〃	おこりのり漁業	四月一日から七月三十一日まで

第二種共同漁業

〃	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	かやものり漁業	一月一日から八月三十一日まで
〃	しらも漁業	七月一日から九月三十日まで
〃	つかさのり漁業	一月一日から五月三十一日まで
〃	てんぐさ漁業	十一月一日から翌年七月三十一日まで
〃	はばのり漁業	十一月一日から翌年六月三十日まで
〃	ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	ふのり漁業	十一月一日から翌年六月三十日まで
〃	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	もずく漁業	一月一日から八月三十一日まで
〃	ゆな漁業	十二月一日から翌年八月三十一日まで
〃	わかめ漁業	〃
〃	あかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	あこやがい漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	いたやがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	つきひがい漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	にし漁業	〃
〃	にな漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	よめががさ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	えぼしがい漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	〃
〃	建網漁業(網丈)	〃





(五)

関係地区  
長門市油谷津黄

- C 長門市油谷津黄長尺り本山北端
- D 〃 油谷後畑折口赤岩に設置した標識
- 点イ AとBとを結んだ線上Aから一、〇〇〇メートルの点
- 口 Cから〇度一、〇〇〇メートルの点
- ハ Dから〇度一、〇〇〇メートルの点

(一) 公示番号 共第十六号

漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

(二) 漁業の種類

漁業の名称

漁業の時期

第一種共同漁業	あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	いぎす漁業	二月一日から八月三十一日まで
〃	いわのり漁業	十月一日から翌年五月三十一日まで
〃	うみぞうめん漁業	一月一日から六月三十日まで
〃	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	てんぐさ漁業	二月一日から七月三十一日まで
〃	はばのり漁業	十月一日から翌年五月三十一日まで
〃	ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	ふのり漁業	十一月一日から翌年六月三十日まで
〃	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	もずく漁業	二月一日から八月三十一日まで
〃	ゆな漁業	十月一日から翌年五月三十一日まで
〃	わかめ漁業	一月一日から五月三十一日まで
〃	あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	いがい漁業	〃
〃	いたやがい漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	にし漁業	〃
〃	いな漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	うに漁業	〃

(三)

漁場の位置

長門市油谷後畑地先

(四)

漁場の区域

次のA、イ、口、Bの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点A 長門市油谷後畑折口赤岩に設置した標識

B 〃 青村下黒瀬頂上

点イ Aから〇度一、〇〇〇メートルの点

口 Bから〇度一、〇〇〇メートルの点

(五)

関係地区  
長門市油谷後畑

(一) 公示番号 共第十七号

漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

(二) 漁業の種類

漁業の名称

漁業の時期

第一種共同漁業	あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	いぎす漁業	二月一日から八月三十一日まで
〃	いわのり漁業	十月一日から翌年五月三十一日まで
〃	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	てんぐさ漁業	二月一日から八月三十一日まで
〃	はばのり漁業	十月一日から翌年五月三十一日まで
〃	ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	ふのり漁業	十一月一日から翌年六月三十日まで
〃	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	もずく漁業	二月一日から八月三十一日まで
〃	ゆな漁業	十月一日から翌年五月三十一日まで
〃	わかめ漁業	一月一日から五月三十一日まで
〃	あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで



第一種共同漁業	(一) 公示番号 共第十九号		漁業の名称及び漁業の時期
	漁業の種類	漁業の名称	
〃	あらめ漁業	あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	あおのり漁業	あおのり漁業	十月一日から翌年六月三十日まで
〃	いぎす漁業	いぎす漁業	二月一日から六月三十日まで
〃	いわのり漁業	いわのり漁業	十月一日から翌年五月三十一日まで
〃	うみぞうめん漁業	うみぞうめん漁業	一月一日から六月三十日まで
〃	えごり漁業	えごり漁業	二月一日から八月三十一日まで
〃	おごり漁業	おごり漁業	十二月一日から翌年八月三十一日まで
〃	かじめ漁業	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	てんぐさ漁業	てんぐさ漁業	二月一日から七月三十一日まで
〃	ひじき漁業	ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	ふのり漁業	ふのり漁業	十一月一日から翌年六月三十日まで
〃	ほんだわら漁業	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	もずく漁業	もずく漁業	二月一日から八月三十一日まで
〃	ゆな漁業	ゆな漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
〃	わかめ漁業	わかめ漁業	一月一日から五月三十一日まで
〃	あかがい漁業	あかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	あさり漁業	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	あわび漁業	〃
〃	いたやがい漁業	いたやがい漁業	〃
〃	かき漁業	かき漁業	〃
〃	さざえ漁業	さざえ漁業	〃
〃	つきひがい漁業	つきひがい漁業	〃
〃	とこぶし漁業	とこぶし漁業	〃

(五) 関係地区  
 長門市油谷川尻並びに油谷向津具下字大浦東及び字大浦西

(一) 公示番号 共第二十号	(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	(三) 漁場の位置	(四) 漁場の区域	(五) 関係地区

とりがい漁業  
にし漁業  
にな漁業  
ばい漁業  
はまぐり漁業  
みるくい漁業  
うに漁業  
えむし漁業  
しゃこ漁業  
たこ漁業  
なまこ漁業

長門市油谷湾  
次のA、イ、ロ、Cの各点を順次結んだ線及びDとEとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点A 長門市油谷港俵島灯台基部  
B 下関市豊北町大字阿川金山岬北端に設置した標柱  
C 長門市油谷伊上山陰本線栗野隧道東入口北端基部  
D 〃 油谷蔵小田渡場新橋左岸橋台  
E 〃 〃 渡場新橋右岸橋台

点イ Bから三五四度二、一六〇メートルの点  
ロ Cから三四七度四八分二、〇〇〇メートルの点

関係地区  
長門市油谷向津具上、油谷向津具下、油谷蔵小田及び油谷伊上

備考  
制限又は条件  
区画漁業権に対抗することができない。

第二種共同漁業

建網漁業(網丈四・三メートル以下のものに限り、ただし、曲建網漁業を除く。)

一月一日から十二月三十一日まで

漁場の位置

長門市油谷津黄、油谷後畑及び油谷川尻地先

漁場の区域

次のA、イ、ロ、ハ、Fの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点A 長門市日置中と同市油谷津黄との最大高潮時海岸線における境界点

B 萩市見島西端

C 羽島南端

D 長門市油谷川尻恩崎鼻東端

E 油谷後畑字無田田二七一番地に設置した標柱

F 長門川尻岬灯台基部

点イ AとBとを結んだ線とCとDとを結んだ線との交点

ロ EとBとを結んだ線上Eから三、〇〇〇メートルの点

ハ Fから三五〇度一、七〇〇メートルの点

関係地区

長門市油谷津黄、油谷後畑及び油谷川尻

(一) 公示番号 共第二十一号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

第一種共同漁業

建網漁業(網丈四・三メートル以下のものに限り、ただし、曲建網漁業を除く。)

一月一日から十二月三十一日まで

曲建網漁業(網丈一・八メートル以下のものに限る。)

小型定置網漁業

しるつお四つ手網 十一月一日から翌年四月三十日まで

かこ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

漁場の位置

長門市油谷向津具下地先及び油谷湾

漁場の区域

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、Dの各点を順次結んだ線及びEとFとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点A 長門市長門川尻岬灯台基部

B 油谷港俵島灯台基部

C 下関市豊北町大字阿川金山岬北端に設置した標柱

D 長門市油谷伊上山陰本線栗野隧道東入口北端基部

E 油谷蔵小田渡場新橋左岸橋台

F 渡場新橋右岸橋台

点イ Aから三五〇度一、七〇〇メートルの点

ロ Aから三一九度二、五〇〇メートルの点

ハ Bから二七〇度二、五〇〇メートルの点

ニ Bから二五〇度二、九五〇メートルの点

ホ Cから三五四度二、一六〇メートルの点

へ Dから三四七度四八分二、〇〇〇メートルの点

関係地区

長門市油谷向津具上、油谷向津具下、油谷蔵小田及び油谷伊上

備考 制限又は条件 区画漁業権に対抗することができない。

(一) 公示番号 共第二十二号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

第一種共同漁業

あおのり漁業 十一月一日から翌年五月三十一日まで

あらめ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

いぎす漁業	二月一日から九月三十日まで
いわのり漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
うみぞうめん漁業	四月一日から七月三十一日まで
えこのり漁業	一月一日から九月三十日まで
おごりの漁業	二月一日から九月三十日まで
かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かやものり漁業	一月一日から八月三十一日まで
つかさのり漁業	一月一日から五月三十一日まで
てんぐさ漁業	二月一日から八月三十一日まで
とさかのり漁業	一月一日から九月三十日まで
はばのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひじき漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで
ふのり漁業	一月一日から六月三十日まで
ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
もずく漁業	一月一日から九月三十日まで
ゆな漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
わかめ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	〃
いがい漁業	〃
かき漁業	〃
さざえ漁業	〃
とこぶし漁業	〃
にし漁業	〃
にな漁業	〃
ばい漁業	〃
よめがかさ漁業	〃
いせえび漁業	〃
うに漁業	〃
えぼしがい漁業	〃
えむし漁業	〃
かめので漁業	〃
しゃこ漁業	〃
たこ漁業	〃

- 〃 なまこ漁業
- (三) 漁場の位置  
下関市豊北町地先
- (四) 漁場の区域  
次のA、イ、ロ、ハ、ニ、E、ホ、ヘ、ト、チ、リ、又、Jの各点を順次結んだ線及びKとLとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(共第二十四号漁業権に係る漁場の区域におけるあわび漁業及びさざえ漁業を除く。)
- 点の位置
- 基点A 長門市油谷伊上山陰本線栗野隧道東入口北端基部
  - B 下関市豊北町大字阿川金山岬北端に設置した標柱
  - C 長門市油谷港俵島灯台基部
  - D 下関市豊北町大字神田折紙鼻北端に設置した標識
  - E 〃 〃 伊瀬西端
  - F 〃 〃 鳩島北西端
  - G 〃 〃 角島通瀬岬南端
  - H 〃 〃 大字神田猿渡し西端に設置した標柱
  - I 〃 〃 大字神田上御崎平礁に設置した標柱
  - J 〃 〃 豊浦町大字宇賀本郷字三月田に設置した標柱
  - K 〃 〃 豊北町大字粟野岩鼻の対岸に設置した標柱
  - L 〃 〃 〃 岩鼻(粟野川右岸)に設置した標識
  - 点イ Aから三四七度四八分二、〇〇〇メートルの点
  - ロ Bから三五四度二、一六〇メートルの点
  - ハ Cから二五〇度二、九五〇メートルの点
  - ニ Dから三三五度一、三五〇メートルの点
  - ホ EからFを見通した線とGとHとを結んだ線との交点
  - ヘ GとHとを結んだ線上Gから二、〇〇〇メートルの点
  - ト Gから一〇〇度一、九二五メートルの点
  - チ Gから二〇五度二、三〇〇メートルの点
  - リ Iから二五三度三、〇〇〇メートルの点
  - 又 Jから二七〇度三、〇〇〇メートルの点
- (五) 関係地区  
下関市豊北町(下関市豊北町大字角島を除く。)
- 備考  
制限又は条件

区画漁業権に対抗することができない。

(一) 公示番号 共第二十三号	(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	漁業の名称	漁業の時期
〃	第一種共同漁業	あおのり漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
〃		あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃		いぎす漁業	二月一日から九月三十日まで
〃		いわのり漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
〃		うみぞうめん漁業	四月一日から七月三十一日まで
〃		えごのり漁業	一月一日から九月三十日まで
〃		おごのり漁業	二月一日から九月三十日まで
〃		かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃		かやものり漁業	一月一日から八月三十一日まで
〃		つかさのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃		てんぐさ漁業	二月一日から八月三十一日まで
〃		とさかのり漁業	一月一日から九月三十日まで
〃		はばのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃		ひじき漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで
〃		ふのり漁業	一月一日から六月三十日まで
〃		ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃		もずく漁業	一月一日から九月三十日まで
〃		ゆな漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
〃		わかめ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
〃		あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃		あわび漁業	〃
〃		いがい漁業	〃
〃		かき漁業	〃
〃		さざえ漁業	〃
〃		とこぶし漁業	〃
〃		にし漁業	〃
〃		にな漁業	〃
〃		ばい漁業	〃

(三) 漁場の位置	(四) 漁場の区域	(五) 関係地区
〃	よめがかさ漁業	下関市豊北町大字角島
〃	いせえび漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	えぼしがい漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	〃
(三) 漁場の位置	下関市豊北町角島地先	関係地区
(四) 漁場の区域	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、エ、ト、チ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域	下関市豊北町大字角島
基点A	下関市豊北町角島牧崎に設置した標柱	
B	角島灯台基部	
C	角島通瀬岬南端	
D	大字神田猿渡し西端に設置した標柱	
E	伊瀬西端	
F	鳩島北西端	
G	大字神田折紙鼻北端に設置した標識	
H	長門市油谷港俵島灯台基部	
点イ	Aから二五度二、〇〇〇メートルの点	
ロ	Bから二九〇度二、五〇〇メートルの点	
ハ	Cから二〇五度二、三〇〇メートルの点	
ニ	Cから一〇〇度一、九二五メートルの点	
ホ	CとDとを結んだ線上Cから二、〇〇〇メートルの点	
へ	CとDとを結んだ線とEからFを見通した線との交点	
ト	Gから三三五度一、三五〇メートルの点	
チ	Hから二五〇度二、九五〇メートルの点	

(一) 公示番号 共第二十四号  
 (二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期  
 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期  
 第一種共同漁業 あわび漁業 一月一日から十二月三十一日まで  
 〃 さざえ漁業 〃

(三) 漁場の位置  
 下関市豊北町鳩島地先  
 (四) 漁場の区域  
 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域  
 点の位置

基点A 下関市豊北町大字神田伊瀬西端

B 〃 鳩島北西端

C 〃 鳩島南東端

D 〃 島戸漁港D防波堤突端中央部

点イ AとBとを結んだ線上Bから二五〇メートルの点

ロ AからBを見通した線上Bから二〇〇メートルの点

ハ Cから二〇四度一六五メートルの点

ニ Cから一五九度二二〇メートルの点

ホ CとDとを結んだ線上Cから二二〇メートルの点

(五) 関係地区  
 下関市豊北町大字角島

(一) 公示番号 共第二十五号  
 (二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期  
 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期  
 第一種共同漁業 あわび漁業 一月一日から十二月三十一日まで  
 〃 さざえ漁業 〃

(三) 漁場の位置  
 下関市豊北町角島沖(汐巻漁場)  
 (四) 漁場の区域  
 次のイを中心とした半径二五〇メートルの円周によって囲まれた区域  
 点の位置

基点A 下関市豊北町角島牧崎に設置した標柱

(一) 公示番号 共第二十六号  
 (二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期  
 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期  
 第二種共同漁業 建網漁業(網丈四・三メートル以下のものに限る。ただし、曲建網漁業を除く。) 一月一日から十二月三十一日まで

(五) 関係地区  
 下関市豊北町大字角島

(一) 公示番号 共第二十六号  
 (二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期  
 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期  
 第二種共同漁業 建網漁業(網丈四・三メートル以下のものに限る。ただし、曲建網漁業を除く。) 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置  
 下関市豊北町及び同市豊浦町大字宇賀地先

(四) 漁場の区域  
 次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、ハの各点を順次結んだ線及びIとJとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置  
 基点A 長門市油谷伊上山陰本線栗野隧道東入口北端基部

B 下関市豊北町大字阿川金山岬北端に設置した標柱

C 長門市油谷港俵島灯台基部

D 下関市豊北町角島牧崎に設置した標柱

E 〃 角島灯台基部

F 〃 角島通瀬岬南端

G 〃 大字神田上御崎平礁に設置した標柱

H 〃 豊浦町大字宇賀本郷字三月田に設置した標柱

(三) 漁場の位置  
 下関市豊北町及び同市豊浦町大字宇賀地先

(四) 漁場の区域  
 次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、ハの各点を順次結んだ線及びIとJとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置  
 基点A 長門市油谷伊上山陰本線栗野隧道東入口北端基部

B 下関市豊北町大字阿川金山岬北端に設置した標柱

C 長門市油谷港俵島灯台基部

D 下関市豊北町角島牧崎に設置した標柱

E 〃 角島灯台基部

F 〃 角島通瀬岬南端

G 〃 大字神田上御崎平礁に設置した標柱

H 〃 豊浦町大字宇賀本郷字三月田に設置した標柱







(一) 公示番号 共第三十号	〃	さざえ漁業	〃
	〃	とこぶし漁業	〃
	〃	にし漁業	〃
	〃	にな漁業	〃
	〃	ばい漁業	〃
	〃	はまぐり漁業	〃
	〃	まてがい漁業	〃
	〃	よめがかさ漁業	〃
	〃	いせえび漁業	〃
	〃	うに漁業	〃
	〃	えむし漁業	〃
	〃	かめのとて漁業	〃
	〃	たこ漁業	〃
	〃	なまこ漁業	〃
	〃		〃
(二) 漁場の位置	下関市豊浦町大字涌田後地地先		
(三) 漁場の種類	漁場の区域		
(四) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	次のA、イ、ロ、Bの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域		
(五) 漁業の名称	点の位置		
(六) 漁業の名称	基点A 下関市豊浦町大字川棚と同市豊浦町大字涌田後地との境界に設置した標柱		
(七) 漁業の名称	B 〃 〃 大字涌田後地と同市豊浦町大字室津下との境界に設置した標柱		
(八) 漁業の名称	点イ Aから三〇〇度三、六〇〇メートルの点		
(九) 漁業の名称	点ロ Bから三一七度四、一〇〇メートルの点		
(十) 漁業の名称	関係地区		
(十一) 漁業の名称	下関市豊浦町大字涌田後地		
(十二) 漁業の名称	備考		
(十三) 漁業の名称	制限又は条件		
(十四) 漁業の名称	区画漁業権に対抗することができない。		

(一) 漁場の位置	下関市豊浦町大字室津下地先		
(二) 漁業の種類	第一種共同漁業		
(三) 漁業の名称	あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで	
(四) 漁業の名称	いぎす漁業	二月一日から八月三十一日まで	
(五) 漁業の名称	いわのり漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで	
(六) 漁業の名称	おごりのり漁業	二月一日から八月三十一日まで	
(七) 漁業の名称	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで	
(八) 漁業の名称	てんぐさ漁業	十一月一日から翌年八月三十一日まで	
(九) 漁業の名称	とさかのり漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで	
(十) 漁業の名称	はばのり漁業	〃	
(十一) 漁業の名称	ひじき漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで	
(十二) 漁業の名称	ふのり漁業	一月一日から六月三十日まで	
(十三) 漁業の名称	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで	
(十四) 漁業の名称	もずく漁業	一月一日から八月三十一日まで	
(十五) 漁業の名称	ゆな漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで	
(十六) 漁業の名称	わかめ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで	
(十七) 漁業の名称	あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで	
(十八) 漁業の名称	あわび漁業	〃	
(十九) 漁業の名称	いがい漁業	〃	
(二十) 漁業の名称	いたやがい漁業	〃	
(二十一) 漁業の名称	さざえ漁業	〃	
(二十二) 漁業の名称	とこぶし漁業	〃	
(二十三) 漁業の名称	にし漁業	〃	
(二十四) 漁業の名称	にな漁業	〃	
(二十五) 漁業の名称	ばい漁業	〃	
(二十六) 漁業の名称	はまぐり漁業	〃	
(二十七) 漁業の名称	まてがい漁業	〃	
(二十八) 漁業の名称	いせえび漁業	〃	
(二十九) 漁業の名称	うに漁業	〃	
(三十) 漁業の名称	えむし漁業	〃	
(三十一) 漁業の名称	たこ漁業	〃	
(三十二) 漁業の名称	なまこ漁業	〃	

(四) 漁場の区域

次のA、イ、ロ、ハ、Cの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置

基点A 下関市豊浦町大字浦田後地と同市豊浦町大字室津下との境界に設置した標柱

B 〃 〃 大字室津下観音崎北西端

C 〃 〃 大字吉母御崎石灰採取跡地に設置した標識

点イ Aから三七度四、一〇〇メートルの点

ロ Bから二七〇度二、〇〇〇メートルの点

ハ Cから二七〇度二、二〇〇メートルの点

(五) 関係地区

下関市豊浦町大字室津下

(一) 公示番号 共第三十一号

漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

第一種共同漁業

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

漁業の時期

一月一日から十二月三十一日まで

二月一日から八月三十一日まで

十一月一日から翌年五月三十一日まで

二月一日から八月三十一日まで

一月一日から十二月三十一日まで

十一月一日から翌年八月三十一日まで

〃

十一月一日から翌年五月三十一日まで

十二月一日から翌年五月三十一日まで

一月一日から六月三十日まで

一月一日から十二月三十一日まで

一月一日から八月三十一日まで

十一月一日から翌年四月三十日まで

十二月一日から翌年五月三十一日まで

一月一日から十二月三十一日まで

〃

(二) 公示番号 共第三十二号

漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

第二種共同漁業

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

漁場の位置

下関市大字吉母地先

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

漁場の区域

次のA、イ、ロ、Bの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市大字吉母御崎石灰採取跡地に設置した標識

B 〃 〃 毘沙ノ鼻西端

点イ Aから二七〇度二、二〇〇メートルの点

ロ Bから二七〇度二、〇〇〇メートルの点

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

漁業の時期

一月一日から十二月三十一日まで

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃



(五) 関係地区

- 口 Aから三〇度一、九五〇メートルの点
- ハ Bから〇度三〇〇メートルの点
- ニ Bから三九度六〇〇メートルの点
- ホ Cから三〇二度一、二〇〇メートルの点
- ヘ Cから一八〇度四〇〇メートルの点
- ト Cから一三〇度七〇〇メートルの点
- チ Cから一三五度一、七〇〇メートルの点

下関市豊浦町大字室津下並びに同市大字蓋井島、大字吉母、大字永田郷、永田本町一丁目、永田本町二丁目、永田本町三丁目、吉見新町一丁目、吉見新町二丁目、吉見竜王町、吉見本町一丁目、吉見本町二丁目、吉見古宿町、吉見里町一丁目、吉見里町二丁目、大字吉見下、大字福江、横野町二丁目、横野町三丁目、横野町四丁目、安岡本町一丁目、安岡本町三丁目、安岡駅前二丁目、富任町一丁目、梶栗町一丁目、梶栗町二丁目、綾羅木新町二丁目、綾羅木本町六丁目、綾羅木本町七丁目、綾羅木南町二丁目、綾羅木南町三丁目、大字垢田、新垢田北町、新垢田西町二丁目、新垢田西町三丁目及び新垢田西町四丁目

備考

制限又は条件

定置漁業権に対抗することができない。

(一) 公示番号 共第三十四号

漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

(二) 漁業の種類

第一種共同漁業	漁業の名称	漁業の時期
あらめ漁業	あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いわのり漁業	いわのり漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
えごのり漁業	えごのり漁業	四月一日から八月三十一日まで
かじめ漁業	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	てんぐさ漁業	二月一日から八月三十一日まで
はばのり漁業	はばのり漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
ひじき漁業	ひじき漁業	十月一日から翌年六月三十日まで
ふのり漁業	ふのり漁業	一月一日から六月三十日まで
ほんだわら漁業	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
もずく漁業	もずく漁業	一月一日から五月三十一日まで

ゆな漁業 一月一日から十二月三十一日まで

わかめ漁業 十二月一日から翌年五月三十一日まで

あわび漁業 一月一日から十二月三十一日まで

いがい漁業

いたやがい漁業

かき漁業

さざえ漁業

とこぶし漁業

にし漁業

にな漁業

ばい漁業

みるくい漁業

いせえび漁業

うに漁業

えぼしがい漁業

たこ漁業

なまこ漁業

なまこ漁業

(三) 漁場の位置

下関市水島地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市水島頂上

点イ Aから二六度一、二二〇メートルの点

ロ Aから七三度一、〇二〇メートルの点

ハ Aから三二五度二八五メートルの点

ニ Aから一九二度七三〇メートルの点

(五) 関係地区

下関市豊浦町大字室津下並びに同市大字蓋井島、大字吉母、大字永田郷、永田本町一丁目、永田本町二丁目、永田本町三丁目、吉見新町一丁目、吉見新町二丁目、吉見竜王町、吉見本町一丁目、吉見本町二丁目、吉見古宿町、吉見里町一丁目、吉見里町二丁目、大字吉見下、大字福江、横野町二丁目、横野町三丁目、横野町四丁目、安岡本町一丁目、安岡本町三丁目、安岡駅前二丁目、富任町一丁目、梶栗町一丁目、梶栗町二丁目、綾羅木新町二丁目、綾羅木本町六丁目、綾羅木本町七丁目、

綾羅木南町二丁目、綾羅木南町三丁目、大字垢田、新垢田北町、新垢田西町二丁目、新垢田西町三丁目及び新垢田西町四丁目

(一) 公示番号 共第三十五号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第一種共同漁業 いたやがい漁業 一月一日から十二月三十一日まで

〃 〃 ばい漁業 〃

〃 〃 いせえび漁業 〃

〃 〃 たこ漁業 〃

(三) 漁場の位置

下関市蓋井島地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イを順次結んだ線によって囲まれた区域(共第三十三号及び共第三十四号の漁業権に係る漁場の区域を除く。)

点の位置

基点A 下関市水島頂上

B 〃 蓋井島灯台基部

点イ Aから一六〇度二、〇〇〇メートルの点

ロ Aから八五度二、〇〇〇メートルの点

ハ Aから三一五度五、五〇〇メートルの点

ニ Bから二九四度一、七〇〇メートルの点

ホ Bから一八〇度四、〇〇〇メートルの点

(五) 関係地区

下関市豊浦町大字室津下並びに同市大字蓋井島、大字吉母、大字永田郷、永田本町一丁目、永田本町二丁目、永田本町三丁目、吉見新町一丁目、吉見新町二丁目、吉見竜王町、吉見本町一丁目、吉見本町二丁目、吉見古宿町、吉見里町一丁目、吉見里町二丁目、大字吉見下、大字福江、横野町二丁目、横野町三丁目、横野町四丁目、安岡本町一丁目、安岡本町三丁目、安岡駅前二丁目、富任町一丁目、梶栗町一丁目、梶栗町二丁目、綾羅木新町二丁目、綾羅木本町六丁目、綾羅木本町七丁目、綾羅木南町二丁目、綾羅木南町三丁目、大字垢田、新垢田北町、新垢田西町二丁目、新垢田西町三丁目及び新垢田西町四丁目

備考

制限又は条件  
定置漁業権に対抗することができない。

(一) 公示番号 共第三十六号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第二種共同漁業 建網漁業(網丈四・三メートル以下のものに限り、ただし、曲建網漁業を除く。) 一月一日から十二月三十一日まで

〃 〃 曲建網漁業(網丈一・八メートル以下のものに限る。) 〃

〃 〃 小型定置網漁業 〃

〃 〃 いか巢網漁業 〃

〃 〃 かご漁業 〃

(三) 漁場の位置

下関市蓋井島地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イを順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市水島頂上

B 〃 蓋井島灯台基部

点イ Aから一六〇度二、〇〇〇メートルの点

ロ Aから八五度二、〇〇〇メートルの点

ハ Aから三一五度五、五〇〇メートルの点

ニ Bから二九四度一、七〇〇メートルの点

ホ Bから一八〇度四、〇〇〇メートルの点

(五) 関係地区

下関市豊浦町大字室津下並びに同市大字蓋井島、大字吉母、大字永田郷、永田本町一丁目、永田本町二丁目、永田本町三丁目、吉見新町一丁目、吉見新町二丁目、吉見竜王町、吉見本町一丁目、吉見本町二丁目、吉見古宿町、吉見里町一丁目、吉見里町二丁目、大字吉見下、大字福江、横野町二丁目、横野町三丁目、横野町四丁目

目、安岡本町一丁目、安岡本町三丁目、安岡駅前二丁目、富任町一丁目、梶栗町一丁目、梶栗町二丁目、綾羅木新町二丁目、綾羅木本町六丁目、綾羅木本町七丁目、綾羅木南町二丁目、綾羅木南町三丁目、大字垢田、新垢田北町、新垢田西町二丁目、新垢田西町三丁目及び新垢田西町四丁目

備考  
制限又は条件  
定置漁業権に対抗することができない。

(一) 公示番号 共第三十七号	漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あらのり漁業	あらのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	いぎす漁業	いぎす漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
	いわのり漁業	いわのり漁業	四月一日から八月三十一日まで
	えごのり漁業	えごのり漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
	おごのり漁業	おごのり漁業	三月一日から八月三十一日まで
	かじめ漁業	かじめ漁業	四月一日から八月三十一日まで
	てんぐさ漁業	てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	とさかのり漁業	とさかのり漁業	十一月一日から翌年七月三十一日まで
	ひじき漁業	ひじき漁業	十二月一日から翌年四月三十日まで
	ふのり漁業	ふのり漁業	十月一日から翌年六月三十日まで
	ほんだわら漁業	ほんだわら漁業	一月一日から六月三十日まで
	もずく漁業	もずく漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ゆな漁業	ゆな漁業	一月一日から六月三十日まで
	わかめ漁業	わかめ漁業	十二月一日から翌年四月三十日まで
	あかがい漁業	あかがい漁業	十一月一日から翌年六月三十日まで
	あさり漁業	あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	あわび漁業	あわび漁業	〃
	いたやがい漁業	いたやがい漁業	〃
	さざえ漁業	さざえ漁業	〃
	たいらぎ漁業	たいらぎ漁業	〃
	とこぶし漁業	とこぶし漁業	〃

(三) 漁場の位置	漁業の種類	漁業の名称
にし漁業	にし漁業	にし漁業
にな漁業	にな漁業	にな漁業
ばい漁業	ばい漁業	ばい漁業
はかがい漁業	はかがい漁業	はかがい漁業
はまぐり漁業	はまぐり漁業	はまぐり漁業
まてがい漁業	まてがい漁業	まてがい漁業
みるくい漁業	みるくい漁業	みるくい漁業
いせえび漁業	いせえび漁業	いせえび漁業
うに漁業	うに漁業	うに漁業
えむし漁業	えむし漁業	えむし漁業
しゃこ漁業	しゃこ漁業	しゃこ漁業
たこ漁業	たこ漁業	たこ漁業
なまこ漁業	なまこ漁業	なまこ漁業

(四) 漁場の位置  
下関市大字吉母毘沙ノ鼻西端以南の日本海地先(地先側)漁場の区域

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、Oの各点を順次結んだ線、QとRとを結んだ線及びSとTとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域の位置

基点	位置
A	下関市大字吉母毘沙ノ鼻西端
B	〃 〃 眼ノ崎に設置した標柱
C	〃 〃 大字永田郷折否川河口中央点
D	〃 〃 加茂島南端
E	〃 〃 大字福江新免川河口中央点
F	〃 〃 来留見瀬灯標基部
G	〃 〃 安岡漁港甲防波堤灯台基部から護岸沿いに北東へ二九メートルの点に設置した標識
H	〃 〃 綾羅木南町三丁目鼻ツラに設置した標柱
I	〃 〃 北九州市小倉北区藍島北端
J	〃 〃 下関市長谷川河口中央点
K	〃 〃 六連島北端
L	〃 〃 伊崎町二丁目根岳ノ岬西端に設置した標識
M	〃 〃 彦島迫町六丁目六二一九番地の一に設置した標識



(五) 関係地区

- N 〃 竹ノ子島北端に設置した標柱
- O 〃 竹ノ子島西端
- P 〃 旧船瀬灯浮標（北緯三三度五六分一五秒東経一三〇度五二分〇四秒（日本測地系による位置）、北緯三三度五六分二七秒東経一三〇度五一分五五秒（世界測地系による位置））
- Q 〃 彦島竹ノ子島町旧竹ノ子島橋西側南端
- R 〃 彦島西山町四丁目旧竹ノ子島橋東側南端
- S 〃 下関漁港開門北側東端
- T 〃 下関漁港開門南側東端
- 点イ Aから二七〇度九五〇メートルの点
- 点ロ Bから二四六度五〇〇メートルの点
- 点ハ Cから二四二度三〇分五〇〇メートルの点
- 点ニ Dから二六〇度六〇〇メートルの点
- 点ホ Dから一八〇度五〇〇メートルの点
- 点ヘ Dから一〇五度一、二〇〇メートルの点
- 点ト Eから二〇五度九〇〇メートルの点
- 点チ Fから四五度七〇〇メートルの点
- 点リ Fから三一五度七〇〇メートルの点
- 点又 Fから二二五度九〇〇メートルの点
- 点ル Gから二八〇度一、二〇〇メートルの点
- 点ヲ Gから二四〇度八〇〇メートルの点
- 点ワ Gから一八〇度五〇〇メートルの点
- 点カ Gから一八九度の線とHとIとを結んだ線との交点
- 点ヨ Gから二〇七度の線とHとIとを結んだ線との交点
- 点タ Gから二〇一度三、三五二メートルの点
- 点レ Gから二一度三、六五二メートルの点
- 点ソ JとKとを結んだ線上Jから二、五五〇メートルの点
- 点ツ Jから二七〇度五〇〇メートルの点
- 点ネ Lから三五〇度九〇〇メートルの点
- 点ナ Mから〇度五〇二メートルの点
- 点ラ Nから〇度六〇〇メートルの点
- 点ム Oから二九〇度六〇〇メートルの点
- 点ウ OとPとを結んだ線上Oから五〇〇メートルの点

下関市大字吉母、大字永田郷、永田本町一丁目、永田本町二丁目、永田本町三丁目、吉見新町一丁目、吉見新町二丁目、吉見竜王町、吉見本町一丁目、吉見本町二丁目、吉見古宿町、吉見里町一丁目、吉見里町二丁目、大字吉見下、大字福江、横野町二丁目、横野町三丁目、横野町四丁目、安岡本町一丁目、安岡本町三丁目、安岡駅前二丁目、富任町一丁目、梶栗町一丁目、梶栗町二丁目、綾羅木新町二丁目、綾羅木本町六丁目、綾羅木本町七丁目、綾羅木南町二丁目、綾羅木南町三丁目、大字垢田、新垢田北町、新垢田西町二丁目、新垢田西町三丁目、新垢田西町四丁目、武久町二丁目、汐入町、金比羅町、筋川町、筋ヶ浜町、伊崎町一丁目、伊崎町二丁目、竹崎町一丁目、竹崎町二丁目、竹崎町三丁目、竹崎町四丁目、大和町一丁目、大和町二丁目、彦島本村町三丁目、彦島本村町四丁目、彦島本村町五丁目、彦島本村町六丁目、彦島海士郷町、彦島老町一丁目、彦島老町二丁目、彦島老町三丁目、彦島迫町六丁目、彦島西山町一丁目、彦島西山町二丁目、彦島西山町三丁目、彦島西山町四丁目、彦島竹ノ子島町及び大字六連島

備考

制限又は条件  
区画漁業権に対抗することができない。

(一) 公示番号 共第三十八号

漁業の種類	漁業の名称及び漁業の時期	漁業の時期
第一種共同漁業	漁業の名称	
〃	あおのり漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
〃	あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	いぎす漁業	四月一日から八月三十一日まで
〃	いわのり漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
〃	えごのり漁業	三月一日から八月三十一日まで
〃	おごのり漁業	四月一日から八月三十一日まで
〃	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	てんぐさ漁業	十一月一日から翌年七月三十一日まで
〃	とさかのり漁業	十二月一日から翌年四月三十日まで
〃	ひじき漁業	十月一日から翌年六月三十日まで
〃	ふのり漁業	一月一日から六月三十日まで
〃	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	もずく漁業	一月一日から六月三十日まで



ゆな漁業 十二月一日から翌年四月三十日まで  
 わかめ漁業 十一月一日から翌年六月三十日まで  
 あかがい漁業 一月一日から十二月三十一日まで  
 あさり漁業  
 あわび漁業  
 いたやがい漁業  
 さざえ漁業  
 たいらぎ漁業  
 とこぶし漁業  
 にし漁業  
 にな漁業  
 ばい漁業  
 ばかがい漁業  
 はまぐり漁業  
 まてがい漁業  
 みるくい漁業  
 いせえび漁業  
 うに漁業  
 えむし漁業  
 しゃこ漁業  
 たこ漁業  
 なまこ漁業

(三) 漁場の位置  
 下関市六連島地先  
 漁場の区域  
 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置  
 基点A 下関市六連島平岩  
 B 六連島北頂上  
 C 北九州市小倉北区馬島北頂上  
 D 下関市竹ノ子島北端に設置した標柱  
 E 六連島東端  
 F 旧船瀬灯浮標(北緯三三度五六分一五秒東経一三〇度五二分〇)

四秒(日本測地系による位置)、北緯三三度五六分二七秒東経一三〇度五一分五五秒(世界測地系による位置)  
 G 六連島灯台基部  
 H 永田本町四丁目一九・四高地山頂  
 点イ Aから二七二度五三分五〇メートルの点  
 BとCとを結んだ線上最大高潮時海面における中央点  
 八 下関市六連島と北九州市小倉北区馬島との最大高潮時における海峡最短距離の中央点  
 二 八とDとを結んだ線とEとFとを結んだ線との交点  
 ホ Gから九〇度六〇〇メートルの点  
 へ Gから〇度七〇〇メートルの点  
 ト Hとイとを結んだ線とAから三四〇度の線との交点

(五) 関係地区

下関市大字吉母、大字永田郷、永田本町一丁目、永田本町二丁目、永田本町三丁目、吉見新町一丁目、吉見新町二丁目、吉見竜王町、吉見本町一丁目、吉見本町二丁目、吉見古宿町、吉見里町一丁目、吉見里町二丁目、大字吉見下、大字福江、横野町二丁目、横野町三丁目、横野町四丁目、安岡本町一丁目、安岡本町三丁目、安岡駅前二丁目、富任町一丁目、梶栗町一丁目、梶栗町二丁目、綾羅木新町二丁目、綾羅木本町六丁目、綾羅木本町七丁目、綾羅木南町二丁目、綾羅木南町三丁目、大字垢田、新垢田北町、新垢田西町二丁目、新垢田西町三丁目、新垢田西町四丁目、武久町二丁目、汐入町、金比羅町、筋川町、筋ヶ浜町、伊崎町一丁目、伊崎町二丁目、竹崎町一丁目、竹崎町二丁目、竹崎町三丁目、竹崎町四丁目、大和町一丁目、大和町二丁目、彦島本村町三丁目、彦島本村町四丁目、彦島本村町五丁目、彦島本村町六丁目、彦島海士郷町、彦島老町一丁目、彦島老町二丁目、彦島老町三丁目、彦島西山町一丁目、彦島西山町二丁目、彦島西山町三丁目、彦島西山町四丁目、彦島竹ノ子島町及び大字六連島

(一) 公示番号 共第三十九号

漁業の種類	漁業の名称及び漁業の時期	漁業の時期
第一種共同漁業	いたやがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ばい漁業	
	いせえび漁業	

たこ漁業

(三) 漁場の位置

下関市大字吉母毘沙ノ鼻西端以南の日本海地先(沖合側)

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ク、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、ヰ、ノ、オ、ク、ヤ、マ、ケ、フ、コ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市大字吉母毘沙ノ鼻西端

B 大字永田郷折否川河口中央点

C 来留見瀬灯台基部

D 安岡漁港甲防波堤灯台基部から護岸沿いに北東へ二九メートルの点に設置した標識

E 蓋井島灯台基部

F 六連島北端

G 永田本町四丁目一九・四高地

H 六連島平岩

I 六連島灯台基部

J 六連島東端

K 旧船瀬灯浮標(北緯三三度五六分一五秒東経一三〇度五二分〇四秒(日本測地系による位置)、北緯三三度五六分二七秒東経一三〇度五一分五五秒(世界測地系による位置))

L 竹ノ子島北端に設置した標柱

M 竹ノ子島西端

N 彦島迫町六丁目六二一九番地の一九に設置した標識

O 伊崎町根岳ノ岬西端に設置した標識

P 武久町二丁目長谷川河口の中央点

Q 綾羅木南町三丁目鼻ツラに設置した標柱

R 北九州市小倉北区藍島北端

S 下関市大字福江新免川河口中央点

T 加茂島南端

U 大字吉母眼ノ崎に設置した標柱

点イ Aから二七〇度九五〇メートルの点

点ロ Aから二七〇度二、〇〇〇メートルの点

点ハ Bから二四二度三〇分二、〇〇〇メートルの点

点ニ Cから二七二度一、七〇〇メートルの点

点ホ Dから二六三度三〇分二、七六〇メートルの点

点ヘ EとIとを結んだ線とGとHから二七二度五三分五〇〇メートルの点とを結んだ線との交点

点ト GとHから二七二度五三分五〇〇メートルの点とを結んだ線とHから三四〇度の線との交点

点チ Iから〇度七〇〇メートルの点

点リ Iから九〇度六〇〇メートルの点

点ヌ JとKとを結んだ線と下関市六連島と北九州市小倉北区馬島との最大高潮時における海峡最短距離の中央点とIとを結んだ線との交点

点ク MとKとを結んだ線上Mから五〇〇メートルの点

点カ Nから〇度五〇二メートルの点

点ヨ Oから三五〇度九〇〇メートルの点

点ワ Lから〇度六〇〇メートルの点

点タ Pから二七〇度五〇〇メートルの点

点ソ Dから二二一度三、六五一メートルの点

点ツ Dから二〇一度三、三五二メートルの点

点ネ QとRとを結んだ線とDから二〇七度の線との交点

点ナ QとRとを結んだ線とDから一八九度の線との交点

点ラ Dから一八〇度五〇〇メートルの点

点ム Dから二四〇度八〇〇メートルの点

点ウ Dから二八〇度一、二〇〇メートルの点

点ヰ Cから二五度九〇〇メートルの点

点ノ Cから三一五度七〇〇メートルの点

点オ Cから四五度七〇〇メートルの点

点ク Sから二〇五度九〇〇メートルの点

点ヤ Tから一〇五度一、二〇〇メートルの点

点マ Tから一八〇度五〇〇メートルの点

点ケ Tから二六〇度六〇〇メートルの点

点フ Bから二四二度三〇分五〇〇メートルの点

点コ Uから二四六度五〇〇メートルの点

(五) 関係地区

下関市大字吉母、大字永田郷、永田本町一丁目、永田本町二丁目、永田本町三丁目、吉見新町一丁目、吉見新町二丁目、吉見竜王町、吉見本町一丁目、吉見本町二丁目、吉見古宿町、吉見里町一丁目、吉見里町二丁目、大字吉見下、大字福江、横野町二丁目、横野町三丁目、横野町四丁目、安岡本町一丁目、安岡本町三丁目、安岡駅前二丁目、富任町一丁目、梶栗町一丁目、梶栗町二丁目、綾羅木新町二丁目、綾羅木本町六丁目、綾羅木本町七丁目、綾羅木南町二丁目、綾羅木南町三丁目、大字坂田、新坂田北町、新坂田西町二丁目、新坂田西町三丁目、新坂田西町四丁目、武久町二丁目、汐入町、金比羅町、筋川町、筋ヶ浜町、伊崎町一丁目、伊崎町二丁目、竹崎町一丁目、竹崎町二丁目、竹崎町三丁目、竹崎町四丁目、大和町一丁目、大和町二丁目、彦島本村町三丁目、彦島本村町四丁目、彦島本村町五丁目、彦島本村町六丁目、彦島海士郷町、彦島老町一丁目、彦島老町二丁目、彦島老町三丁目、彦島迫町六丁目、彦島西山町一丁目、彦島西山町二丁目、彦島西山町三丁目、彦島西山町四丁目、彦島竹ノ子島町及び大字六連島

備考

制限又は条件

区画漁業権に対抗することができない。

(一) 公示番号 共第四十号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第二種共同漁業	建網漁業(網丈四・三メートル以下のものに限る。ただし、曲建網漁業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

下関市大字吉母毘沙ノ鼻西端以南の日本海地先

〃	曲建網漁業(網丈一八メートル以下のものに限る。)	〃
〃	小型定置網漁業	〃
〃	いか巢網漁業	二月一日から五月三十一日まで
〃	かご漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	地びき網漁業	〃

(四) 漁場の区域

次のA、イ、口、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、M、Nの各点を順次結んだ線、OとPとを結んだ線及びQとRとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点A	下関市大字吉母毘沙ノ鼻西端
B	大字永田郷折否川河口中央点
C	来留見瀬灯標基部
D	安岡漁港甲防波堤灯台基部から護岸沿いに北東へ二九メートルの点に設置した標識
E	蓋井島灯台基部
F	六連島灯台基部
G	永田本町四丁目一一九・四高地
H	六連島平岩
I	六連島北頂上
J	北九州市小倉北区馬島北頂上
K	下関市竹ノ子島北端に設置した標柱
L	六連島東端
M	旧船瀬灯浮標(北緯三三度五十分一五秒東経一三〇度五二分〇四秒(日本測地系による位置)、北緯三三度五十分二七秒東経一三〇度五一分五五秒(世界測地系による位置))
N	竹ノ子島西端
O	彦島竹ノ子島旧竹ノ子島橋西側南端
P	彦島西山町四丁目旧竹ノ子島橋東側南端
Q	下関漁港開門北側東端
R	下関漁港開門南側東端
点イ	Aから二七〇度二、〇〇〇メートルの点
口	Bから二四二度三〇分二、〇〇〇メートルの点
ハ	Cから二七二度一、七〇〇メートルの点
ニ	Dから二六三度三〇分二、七六〇メートルの点
ホ	EとFとを結んだ線とGとへとを結んだ線との交点
へ	Hから二七二度五三分五〇〇メートルの点
ト	IとJとを結んだ線上最大高潮時海面における中央点
チ	下関市六連島と北九州市小倉北区馬島との最大高潮時における海峡最

短距離の中央点

リ チとKとを結んだ線とLとMとを結んだ線との交点

(五) 関係地区

下関市大字吉母、大字永田郷、永田本町一丁目、永田本町二丁目、永田本町三丁目、吉見新町一丁目、吉見新町二丁目、吉見竜王町、吉見本町一丁目、吉見本町二丁目、吉見古宿町、吉見里町一丁目、吉見里町二丁目、大字吉見下、大字福江、横野町二丁目、横野町三丁目、横野町四丁目、安岡本町一丁目、安岡本町三丁目、安岡駅前二丁目、富任町一丁目、梶栗町一丁目、梶栗町二丁目、綾羅木新町二丁目、綾羅木本町六丁目、綾羅木本町七丁目、綾羅木南町二丁目、綾羅木南町三丁目、大字垢田、新垢田北町、新垢田西町二丁目、新垢田西町三丁目、新垢田西町四丁目、武久町二丁目、汐入町、金比羅町、筋川町、筋ヶ浜町、伊崎町一丁目、伊崎町二丁目、竹崎町一丁目、竹崎町二丁目、竹崎町三丁目、竹崎町四丁目、大和町一丁目、大和町二丁目、彦島本村町三丁目、彦島本村町四丁目、彦島本村町五丁目、彦島本村町六丁目、彦島海士郷町、彦島老町一丁目、彦島老町二丁目、彦島老町三丁目、彦島迫町六丁目、彦島西山町一丁目、彦島西山町二丁目、彦島西山町三丁目、彦島西山町四丁目、彦島竹ノ子島町及び大字六連島

備考

制限又は条件

区画漁業権に対抗することができない。

(一) 公示番号 共第四十一号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

第一種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
〃	あらめ漁業	あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	いぎす漁業	いぎす漁業	四月一日から八月三十一日まで
〃	いわのり漁業	いわのり漁業	十二月一日から翌年四月三十日まで
〃	はじめ漁業	はじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	てんぐさ漁業	てんぐさ漁業	二月一日から八月三十一日まで
〃	ひじき漁業	ひじき漁業	十月一日から翌年六月三十日まで
〃	ほんだわら漁業	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	もずく漁業	もずく漁業	一月一日から六月三十日まで
〃	わかめ漁業	わかめ漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで
〃	あさり漁業	あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで

あわび漁業

かき漁業

さざえ漁業

たいらぎ漁業

とこぶし漁業

にし漁業

いな漁業

ばい漁業

みるくい漁業

うに漁業

えむし漁業

しゃこ漁業

たこ漁業

なまこ漁業

第二種共同漁業

建網漁業(網丈四・三メートル以下のものに限る。ただし、曲建網漁業を除く。)

小型定置網漁業

いか巢網漁業

かご漁業

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

(三) 漁場の位置

下関市関門海峡側地先

漁場の区域

次のA、B、C、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、Pの各点を順次結んだ線、RとSとを結んだ線及びTとUとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(V、チ、リ、Wの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、X、又、ル、ヲ、ワ、Yの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにZとAとを結んだ線及びB、カ、Cの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。)

点の位置

基点A 下関市竹ノ子島西端

B 〃 旧船瀬灯浮標(北緯三三度五十六分一五秒東経一三〇度五二分〇四秒(日本測地系による位置)、北緯三三度五十六分二七秒東経一三〇度

- 五 一分五五秒（世界測地系による位置）
- C ヶ 旧笠瀬灯浮標（北緯三三度五五分四八秒東経一三〇度五二分四八秒（日本測地系による位置）、北緯三三度五六分〇〇秒東経一三〇度五二分三九秒（世界測地系による位置））
- D ヶ 彦島西山町一丁目彦島製錬株式会社埋立地護岸南西角から護岸沿いに東へ三〇メートルの点に設置した標柱
- E 北九州市小倉北区西港町一二〇番地日明埋立護岸南東角から護岸沿いに北西へ二六〇メートルの点に設置した標識
- F 下関市彦島旧大山ノ鼻灯台跡（北緯三三度五四分四〇・一九秒東経一三〇度五四分一九・四二秒（日本測地系による位置）、北緯三三度五四分五一・九秒東経一三〇度五四分一〇・八秒（世界測地系による位置））
- G 北九州市門司区松原三丁目村中川河口左岸から護岸沿いに西方へ二三一・三五メートルの点
- H 下関市彦島旧金ノ弦岬灯台跡（北緯三三度五四分二八秒東経一三〇度五四分四八秒（日本測地系による位置）、北緯三三度五四分三九・七秒東経一三〇度五四分三九・四秒（世界測地系による位置））
- I 北九州市門司区松原二丁目高田川橋左岸高欄端から右岸側へ二メートルの点
- J 下関市彦島旧山底ノ鼻灯台跡（北緯三三度五四分四〇秒東経一三〇度五五分三三秒（日本測地系による位置）、北緯三三度五四分五一・七秒東経一三〇度五五分二四・四秒（世界測地系による位置））
- K 北九州市門司区戸ノ上山山頂
- L 下関市旧巖流島灯台跡（北緯三三度五五分四八・九七秒東経一三〇度五六分〇二・九五秒（日本測地系による位置）、北緯三三度五六分〇・七秒東経一三〇度五五分五四・三秒（世界測地系による位置））
- M 北九州市門司区葛葉海岸通り四番護岸角
- N 下関市岬之町防波堤屈折点から埠頭沿いに東へ三五メートルの点に設置した標識
- O 北九州市門司区白木崎護岸屈折点
- P 下関市壇之浦町火の山下潮流信号所信号機基部
- Q 北九州市門司区門司崎灯台基部
- R 下関市彦島竹ノ子島旧竹ノ子島橋西側南端
- S ヶ 彦島西山町四丁目旧竹ノ子島橋東側南端

- T ヶ 下関漁港閘門北側東端
  - U ヶ 下関漁港閘門南側東端
  - V ヶ 彦島迫町七丁目三〇一二番地の一下関三井化学株式会社彦島工業所埋立護岸北西端角から護岸沿いに南東へ一四二メートルの点に設置した標識
  - W ヶ 下関三井化学株式会社彦島工業所埋立護岸南東端角から北西へ二七メートルの点に設置した標識
  - X ヶ 二九〇番四七に設置した標柱
  - Y ヶ 荒田埠頭用地防波堤突端から同防波堤と直角に陸岸を見通した線と最大高潮時海岸線との交点
  - Z ヶ 細江埠頭南東端
  - A' ヶ 岬之町防波堤灯台基部
  - B' ヶ 西防波堤突端
  - C' ヶ 埠頭北西端
  - 点イ DとEとを結んだ線上Dから一、五八五メートルの点
  - 口 FとGとを結んだ線上Fから一、三六〇メートルの点
  - ハ HとIとを結んだ線上Hから九一〇メートルの点
  - ニ JとKとを結んだ線上Jから五四〇メートルの点
  - ホ LとMとを結んだ線上最大高潮時における海面の中央点
  - ヘ NとOとを結んだ線上Nから六三〇メートルの点
  - ト PとQとを結んだ線上最大高潮時における海面の中央点
  - チ Vから二二二度三〇分二〇メートルの点
  - リ Wから二二二度三〇分二〇メートルの点
  - 又 Xから二二六度一六〇メートルの点
  - ル Xから二二六度三〇分三八五メートルの点
  - ヲ Xから二二〇度三八〇メートルの点
  - ワ Xから二二〇度三六〇メートルの点
  - カ A'から三四六度一七五メートルの点
- (五) 関係地区
- 下関市伊崎町一丁目、伊崎町二丁目、彦島竹ノ子島町、彦島西山町一丁目、彦島西山町二丁目、彦島西山町三丁目、彦島西山町四丁目、彦島老町一丁目、彦島老町二丁目、彦島老町三丁目、彦島海士郷町、彦島角倉町三丁目、大字六連島、阿弥陀寺町、壇之浦町及びみもすそ川町
- 備考

制限又は条件  
 (1) 区画漁業権に対抗することができない。  
 (2) 関門港の区域内においては、船舶の航行、停泊等を妨げる操業をしてはならない。

(一) 公示番号 共第四十二号	(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	漁業の時期
第一種共同漁業	あおさ漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
〃	あおのり漁業	〃
〃	いぎす漁業	二月一日から八月三十一日まで
〃	えごのり漁業	五月一日から八月三十一日まで
〃	おごのり漁業	二月一日から八月三十一日まで
〃	てんぐさ漁業	〃
〃	ふのり漁業	一月一日から六月三十日まで
〃	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	もずく漁業	一月一日から三月三十一日まで
〃	わかめ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
〃	あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	あわび漁業	〃
〃	おのがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	しおぶきがい漁業	〃
〃	にし漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	ばかがい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃

(三) 漁場の位置

(四) 下関市壇之浦町及び長府港町地先  
 漁場の区域  
 次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、Eの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 点の位置

- 基点A 下関市壇之浦町火の山下潮流信号所信号機基部
- B 北九州市門司区門司崎灯台基部
- C 下関市長府宮崎町串崎鼻東端に設置した標識
- D 〃 長府港町中国電力株式会社下関火力発電所護岸東端
- E 〃 〃 三号埋立地関門港湾建設株式会社護岸に設置した標識
- F 〃 〃 三号埋立地護岸東端
- G 〃 満珠島北端
- 点イ AとBとを結んだ線上最大高潮時における海面の中央点
- ロ Cから一七三度一、五三〇メートルの点
- ハ Dから二〇度四〇分一、二九〇メートルの点
- ニ Dから一九度三〇分一、二九〇メートルの点
- ホ Dから一五度三五分一、二六〇メートルの点
- ヘ Dから一四度一五分一、二三〇メートルの点
- ト Dから一二度四五分一、二二五メートルの点
- チ トとFから一二五度二、〇三〇メートルの点とを結んだ線とEとGとを結んだ線との交点

(五) 関係地区

下関市長府黒門東町、長府新松原町、長府野久留米町、長府宮崎町、長府東侍町、長府侍町二丁目、長府川端二丁目、長府惣社町、長府逢坂町、長府土居の内町、長府中之町、長府安養寺四丁目、長府金屋浜町、長府港町、長府三島町、長府八幡町、長府古城町、長府豊城町、長府四王司町、前田二丁目、長府浜浦町、阿弥陀寺町、壇之浦町及びみもすそ川町

備考

制限又は条件

関門港の区域内においては、船舶の航行、停泊等を妨げる操業をしてはならない。

(一) 公示番号 共第四十三号



(一) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あおさ漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
〃	あおのり漁業	〃
〃	いぎす漁業	二月一日から八月三十一日まで
〃	えごのり漁業	五月一日から八月三十一日まで
〃	おごのり漁業	二月一日から八月三十一日まで
〃	てんぐさ漁業	〃
〃	ふのり漁業	一月一日から六月三十日まで
〃	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	もずく漁業	一月一日から三月三十一日まで
〃	わかめ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
〃	あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	あわび漁業	〃
〃	おのがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	しおぶきがい漁業	〃
〃	しじみがい漁業	〃
〃	にし漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	ほかがい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃

(二) 漁場の位置

下関市長府扇町地先

(四) 漁場の区域

次のA、イ、ロ、ハ、Eの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市長府港町三号埋立地関門港湾建設株式会社護岸に設置した標識

(一) 公示番号 共第四十四号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あおさ漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
〃	あおのり漁業	〃
〃	いぎす漁業	二月一日から八月三十一日まで
〃	えごのり漁業	五月一日から八月三十一日まで
〃	おごのり漁業	二月一日から八月三十一日まで
〃	てんぐさ漁業	〃
〃	ふのり漁業	一月一日から六月三十日まで
〃	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	もずく漁業	一月一日から三月三十一日まで
〃	わかめ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
〃	あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	あわび漁業	〃
〃	おのがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	しおぶきがい漁業	〃
〃	しじみがい漁業	〃
〃	にし漁業	〃

(五) 関係地区

下関市長府才川一丁目、長府才川二丁目、長府松小田本町、長府松小田中町、長府松小田南町、長府松小田東町、長府松小田北町及び千鳥ヶ丘町

- B 〃 満珠島北端
- C 〃 長府港町中国電力株式会社下関火力発電所護岸東端
- D 〃 〃 三号埋立地護岸東端
- E 〃 亀浜町と同市ゆめタウンとの護岸上の境界に設置した標識
- 点イ AとBとを結んだ線とCから一二度四五分、二二五メートルの点とロとを結んだ線との交点
- ロ Dから二五度二、〇三〇メートルの点
- ハ Eから一三七度三〇分二、〇〇〇メートルの点









(一) 公示番号 共第四十八号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第一種共同漁業 あさり漁業 一月一日から十二月三十一日まで

にし漁業

まてがい漁業

えむし漁業

しゃこ漁業

(三) 漁場の位置

山陽小野田市大字小野田本山岬以西沖合

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域(次のナ、ラ、ム、ワ、ナの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域を除く。)

点の位置

基点A 下関市長府宮崎町串崎鼻東端に設置した標識

B 満珠島灯台基部

C 北九州市門司区部埼灯台基部

D 山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻に設置した標識

E 大字小野田本山岬南端に設置した標識

F 北九州市門司区網の鼻東端

G 福岡県行橋市養島山頂上

H 山陽小野田市大字小野田竜王山頂上

I 北九州市門司区鶴ノ瀬鼻南端

J 下関市大字形山青山頂上

K 山陽小野田市大字小野田有帆川河口左岸西角から護岸沿いに南東へ四〇メートルの点に設置した標識

L 北九州市門司区戸ノ上山頂上

M 津村島北端

N 山陽小野田市大字津布田字一の桂ヶ迫六〇一番地に設置した標識(海保一一号)

O 大字植生植生干拓護岸南東端

P 下関市工領開作王喜漁港護岸南東端に設置した標識

Q 松屋本町三丁目海上自衛隊小月航空基地護岸南西端に設置した

標識

R 龜浜町と同市ゆめタウンとの護岸上の境界に設置した標識

S 長府港町三号埋立地護岸東端

T 中国電力株式会社下関火力発電所護岸東端

U 満珠島北端

V 長府扇町四号埋立地護岸東端

W 長府港町中国電力株式会社下関火力発電所護岸南端

点イ Aから一七三度一、五三〇メートルの点

ロ BとCとを結んだ線の中央点

ハ CとDとを結んだ線の中央点

ニ EとFとを結んだ線の中央点

ホ EとGとを結んだ線上Eから五、〇〇〇メートルの点

ヘ EとGとを結んだ線上Eから二、〇〇〇メートルの点

ト HとIとを結んだ線とEとJとを結んだ線との交点

チ KとLとを結んだ線上Kから二、〇〇〇メートルの点

リ DとMとを結んだ線上Dから二、〇〇〇メートルの点

ヌ NとCとを結んだ線上Nから二、〇〇〇メートルの点

ル OとCとを結んだ線上Oから二、〇〇〇メートルの点

ヲ Pから一七八度二、〇〇〇メートルの点

ワ Qから一八二度二、二五〇メートルの点

カ Rから一三七度三〇分二、〇〇〇メートルの点

ヨ Sから一二五度二、一〇〇メートルの点

タ Tから一一一度五〇分一、三〇〇メートルの点

レ Tから一一三度四〇分一、三〇〇メートルの点

ソ Tから一一五度一、二九五メートルの点

ツ Tから一一五度三五分一、二八〇メートルの点

ネ Tから一二〇度一〇分一、三二五メートルの点

ナ BとCとを結んだ線上Bから二〇〇メートルの点

ラ Uから九七度五〇〇メートルの点

ム UとVとを結んだ線上Uから一〇〇メートルの点

ウ BとWとを結んだ線上Bから四〇〇メートルの点

(五) 関係地区

下関市長府黒門東町、長府新松原町、長府野久留米町、長府宮崎町、長府東侍町、長府侍町二丁目、長府川端二丁目、長府惣社町、長府逢坂町、長府土居の内

町、長府中之町、長府安養寺四丁目、長府金屋浜町、長府港町、長府三島町、長府八幡町、長府古城町、長府豊城町、長府四王司町、前田二丁目、長府浜浦町、阿弥陀寺町、壇之浦町、みもすそ川町、長府才川一丁目、長府才川二丁目、長府松小田本町、長府松小田中町、長府松小田南町、長府松小田東町、長府松小田北町、千鳥ヶ丘町、亀浜町、千鳥浜町、王司本町一丁目、王司本町二丁目、王司本町三丁目、王司本町四丁目、王司本町五丁目、王司本町六丁目、王司上町一丁目、王司上町二丁目、王司上町三丁目、王司上町四丁目、王司上町五丁目、王司川端一丁目、王司川端二丁目、王司川端三丁目、王司神田一丁目、王司神田二丁目、王司神田三丁目、王司神田四丁目、王司神田五丁目、王司神田六丁目、王司南町、乃木浜一丁目、乃木浜二丁目、乃木浜三丁目、松屋本町一丁目、松屋本町二丁目、松屋本町三丁目、松屋本町四丁目、松屋本町五丁目、松屋上町一丁目、松屋上町二丁目、松屋上町三丁目、松屋東町一丁目、松屋東町二丁目、松屋東町三丁目、王喜本町一丁目、王喜本町二丁目、王喜本町三丁目、王喜本町四丁目、王喜本町五丁目、王喜津井一丁目、王喜津井二丁目、王喜津井三丁目、木屋川本町一丁目、木屋川本町二丁目、木屋川本町三丁目、木屋川本町四丁目、木屋川本町五丁目、木屋川南町一丁目、木屋川南町二丁目、木屋川南町三丁目及び大字松屋並びに山陽小野田市

備考

制限又は条件

- (1) 区画漁業権に対抗することができない。
- (2) 関門港の区域内においては、船舶の航行、停泊等を妨げる操業をしてはならない。

(一) 公示番号 共第四十九号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
〃	第一種共同漁業	あかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	〃	うちむらさき漁業	〃
〃	〃	たいらぎ漁業	〃
〃	〃	とりがい漁業	〃
〃	〃	なみがい漁業	〃
〃	〃	みるくい漁業	〃
〃	〃	もがい漁業	〃

〃 たこ漁業 〃  
 〃 なまこ漁業 〃  
 〃 第二種共同漁業 〃  
 〃 建網漁業(網丈十一月一日から翌年三月三十一日まで  
 〃 一・五メートル以下のものに限る。) 〃  
 〃 小型定置網漁業 〃  
 〃 いか巢網漁業 〃  
 〃 二月一日から六月三十日まで

(三) 漁場の位置

(四) 漁場の区域

山陽小野田市大字小野田本山岬以西地先  
 漁場の区域  
 次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、Gの各点を順次結んだ線、JとKとを結んだ線、LとMとを結んだ線及びNとOとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(次のト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、トの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域を除く。)

- 基点A 下関市壇之浦町火の山下潮流信号所信号機基部
- B 北九州市門司区門司崎灯台基部
- C 下関市長府宮崎町串崎鼻東端に設置した標識
- D 〃 満珠島灯台基部
- E 北九州市門司区部埼灯台基部
- F 山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻に設置した標柱
- G 〃 大字小野田本山岬南端に設置した標識
- H 北九州市門司区網の鼻東端
- I 福岡県行橋市藁島山頂上
- J 下関市小月京泊豊厚橋右岸北角
- K 〃 王喜本町四丁目豊厚橋左岸北角
- L 山陽小野田市大字郡厚狭川橋右岸南角
- M 〃 大字西高泊厚狭川橋左岸南角
- N 〃 大字小野田小野田橋右岸南角
- O 〃 〃 小野田橋左岸南角
- P 下関市長府港町三号埋立地護岸東端
- Q 〃 〃 中国電力株式会社下関火力発電所護岸東端
- 点イ AとBとを結んだ線上最大高潮時における海面の中央点
- 点ロ Cから一七三度一、五三〇メートルの点

八 DとEとを結んだ線の中央点  
二 EとFとを結んだ線の中央点  
ホ GとHとを結んだ線の中央点

へ GとIとを結んだ線Gから五、〇〇〇メートルの点  
ト Pから二五度二、〇三〇メートルの点  
チ Pから二五度二、一〇〇メートルの点

リ Qから一一度五〇分一、三〇〇メートルの点  
又 Qから一一度四〇分一、三〇〇メートルの点  
ル Qから一一度五、二九五メートルの点

ヲ Qから一一度三五分一、二八〇メートルの点  
ワ Qから二〇度一〇分一、三二五メートルの点  
カ Qから二〇度四〇分一、二九〇メートルの点

ヨ Qから一九度三〇分一、二九〇メートルの点  
タ Qから一五度三五分一、二六〇メートルの点  
レ Qから一四度一五分一、二三〇メートルの点

ソ Qから一二度四五分一、二二五メートルの点

(五) 関係地区

下関市長府黒門東町、長府新松原町、長府野久留米町、長府宮崎町、長府東待町、長府侍町二丁目、長府川端二丁目、長府惣社町、長府逢坂町、長府土居の内町、長府中之町、長府安養寺四丁目、長府金屋浜町、長府港町、長府三島町、長府八幡町、長府古城町、長府豊城町、長府四王司町、前田二丁目、長府浜浦町、阿弥陀寺町、壇之浦町、みもすそ川町、長府才川一丁目、長府才川二丁目、長府松小田本町、長府松小田中町、長府松小田南町、長府松小田東町、長府松小田北町、千鳥ヶ丘町、亀浜町、千鳥浜町、王司本町一丁目、王司本町二丁目、王司本町三丁目、王司本町四丁目、王司本町五丁目、王司本町六丁目、王司上町一丁目、王司上町二丁目、王司上町三丁目、王司上町四丁目、王司上町五丁目、王司川端一丁目、王司川端二丁目、王司川端三丁目、王司神田一丁目、王司神田二丁目、王司神田三丁目、王司神田四丁目、王司神田五丁目、王司神田六丁目、王司南町、乃木浜一丁目、乃木浜二丁目、乃木浜三丁目、松屋本町一丁目、松屋本町二丁目、松屋本町三丁目、松屋本町四丁目、松屋本町五丁目、松屋上町一丁目、松屋上町二丁目、松屋上町三丁目、松屋東町一丁目、松屋東町二丁目、松屋東町三丁目、王喜本町一丁目、王喜本町二丁目、王喜本町三丁目、王喜本町四丁目、王喜本町五丁目、王喜本町六丁目、王喜宇津井一丁目、王喜宇津井二丁目、王喜宇津井三丁目、木屋川本町一丁目、木屋川本町二丁目、木屋川本町三丁目、木屋川本町四丁目、木屋川本町五丁目

丁目、木屋川南町一丁目、木屋川南町二丁目、木屋川南町三丁目及び大字松屋並びに山陽小野田市  
備考  
制限又は条件

(1) 区画漁業権に対抗することができない。  
(2) 関門港の区域内においては、船舶の航行、停泊等を妨げる操業をしてはならない。

(一) 公示番号 共第五十号

漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期  
漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第一種共同漁業 あかがい漁業 一月一日から十二月三十一日まで

うちむらさき漁業 〃

かき漁業 〃

たいらぎ漁業 〃

とりがい漁業 〃

なみがい漁業 〃

にし漁業 〃

ばかがい漁業 〃

まてがい漁業 〃

みるくい漁業 〃

たこ漁業 〃

なまこ漁業 十一月一日から翌年三月三十一日まで

第二種共同漁業 建網漁業(網丈一・五メートル以下のものに限る。) 一月一日から十二月三十一日まで

いか巣網漁業 三月一日から六月三十日まで

(二) 漁場の位置

山陽小野田市大字小野田本山岬沖合

(三) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

(四) 点の位置

基点A 山陽小野田市大字小野田本山岬南端に設置した標識

- B 北九州市門司区網の鼻東端
- C 福岡県行橋市養島山頂上
- 点イ AとBとを結んだ線の中央点
- ロ AとCとを結んだ線の中央点
- ハ AとCとを結んだ線上Aから五、〇〇〇メートルの点

(五) 関係地区

下関市長府黒門東町、長府新松原町、長府野久留米町、長府宮崎町、長府東侍町、長府侍町二丁目、長府川端二丁目、長府惣社町、長府逢坂町、長府土居の内町、長府中之町、長府安養寺四丁目、長府金屋浜町、長府港町、長府三島町、長府八幡町、長府古城町、長府豊城町、長府四王司町、前田二丁目、長府浜浦町、阿弥陀寺町、壇之浦町、みもすそ川町、長府才川一丁目、長府才川二丁目、長府松小田本町、長府松小田中町、長府松小田南町、長府松小田東町、長府松小田北町、千鳥ヶ丘町、亀浜町、千鳥浜町、王司本町一丁目、王司本町二丁目、王司本町三丁目、王司本町四丁目、王司本町五丁目、王司本町六丁目、王司上町一丁目、王司上町二丁目、王司上町三丁目、王司上町四丁目、王司上町五丁目、王司川端一丁目、王司川端二丁目、王司川端三丁目、王司神田一丁目、王司神田二丁目、王司神田三丁目、王司神田四丁目、王司神田五丁目、王司神田六丁目、王司南町、乃木浜一丁目、乃木浜二丁目、乃木浜三丁目、松屋本町一丁目、松屋本町二丁目、松屋本町三丁目、松屋本町四丁目、松屋本町五丁目、松屋上町一丁目、松屋上町二丁目、松屋上町三丁目、松屋東町一丁目、松屋東町二丁目、松屋東町三丁目、王喜本町一丁目、王喜本町二丁目、王喜本町三丁目、王喜本町四丁目、王喜本町五丁目、王喜本町六丁目、王喜宇津井一丁目、王喜宇津井二丁目、王喜宇津井三丁目、木屋川本町一丁目、木屋川本町二丁目、木屋川本町三丁目、木屋川本町四丁目、木屋川本町五丁目、木屋川南町一丁目、木屋川南町二丁目、木屋川南町三丁目及び大字松屋並びに山陽小野田市

(一) 公示番号 共第五十一号  
 (二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

第一種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
〃	あおさ漁業	あおさ漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
〃	あおのり漁業	あおのり漁業	〃
〃	いぎす漁業	いぎす漁業	二月一日から八月三十一日まで
〃	えごのり漁業	えごのり漁業	五月一日から八月三十一日まで

〃	おごのり漁業	おごのり漁業	二月一日から八月三十一日まで
〃	てんぐさ漁業	てんぐさ漁業	〃
〃	ひじき漁業	ひじき漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
〃	ふのり漁業	ふのり漁業	一月一日から六月三十日まで
〃	ほんだわら漁業	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	もずく漁業	もずく漁業	一月一日から三月三十一日まで
〃	わかめ漁業	わかめ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
〃	あかがい漁業	あかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	あさり漁業	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	あわび漁業	〃
〃	うちむらさき漁業	うちむらさき漁業	〃
〃	おのがい漁業	おのがい漁業	〃
〃	かき漁業	かき漁業	〃
〃	ささえ漁業	ささえ漁業	〃
〃	しおふきがい漁業	しおふきがい漁業	〃
〃	しじみがい漁業	しじみがい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	たいらぎ漁業	〃
〃	とこぶし漁業	とこぶし漁業	〃
〃	とりががい漁業	とりががい漁業	〃
〃	なみががい漁業	なみががい漁業	〃
〃	にし漁業	にし漁業	〃
〃	ばい漁業	ばい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	はまぐり漁業	〃
〃	まてががい漁業	まてががい漁業	〃
〃	みるくい漁業	みるくい漁業	〃
〃	もががい漁業	もががい漁業	〃
〃	うに漁業	うに漁業	〃
〃	えむし漁業	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	しゃこ漁業	〃
〃	たこ漁業	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	なまこ漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで
〃	第二種共同漁業	建網漁業(網丈一・五メートル以下のものに限り)	一月一日から十二月三十一日まで





(一) 公示番号 共第五十三号	(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	漁業の名称	漁業の時期
〃	第一種共同漁業	あおさ漁業	一月一日から五月三十一日まで
〃		あおのり漁業	〃
〃		あまも漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃		いぎす漁業	二月一日から八月三十一日まで
〃		えごのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃		おごのり漁業	二月一日から八月三十一日まで
〃		てんぐさ漁業	〃
〃		ひじき漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
〃		ふのり漁業	四月一日から十一月三十日まで
〃		ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃		もずく漁業	一月一日から三月三十一日まで
〃		わかめ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
〃		あかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃		あさり漁業	〃
〃		あわび漁業	〃
〃		うちむらさき漁業	〃
〃		おおのがい漁業	〃
〃		かがみがい漁業	〃
〃		かき漁業	〃
〃		ささえ漁業	〃
〃		しおぶきがい漁業	〃
〃		しじみがい漁業	〃
〃		たいらぎ漁業	〃
〃		つめたがい漁業	〃
〃		とこぶし漁業	〃
〃		とりががい漁業	〃
〃		なみががい漁業	〃
〃		にし漁業	〃
〃		ばい漁業	〃
〃		ばかがい漁業	〃
〃		はまぐり漁業	〃

(三) 漁場の位置	(四) 漁場の区域
〃	までががい漁業
〃	みるくい漁業
〃	もががい漁業
〃	うに漁業
〃	えむし漁業
〃	しゃこ漁業
〃	たこ漁業
〃	なまこ漁業
〃	第二種共同漁業
〃	建網漁業（網丈一・五メートル以下のものに限り。）
〃	小型定置網漁業
〃	いか巢網漁業
〃	三月一日から七月三十一日まで
〃	十一月一日から翌年三月三十一日まで
〃	一月一日から十二月三十一日まで

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、Kの各点を順次結んだ線、LとMとを結んだ線及びNとOとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次のト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、Dの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。）

点の位置

基点A 宇部市西沖干拓護岸東端から護岸沿いに西へ一、〇八〇メートルの点に設置した標柱

B 〃 大字沖宇部芝中沖埋立地一〇・〇メートル岸壁西端から西へ二〇メートルの点に設置した標識

C 福岡県と大分県との境界（山国川河口中央点）

D 宇部市亀浦四丁目に設置した標柱

E 山口市深溝藤尾鼻東端

F 〃 秋穂一島幸崎西端

G 宇部市八王子町宇部岬漁港八号護岸南東端

H 防府市向島牛ヶ頸南端

I 宇部市大字東岐波月崎南端

J 山口市竹島南西端

K 宇部市と山口市との最大高潮時海岸線における境界点



(五)

関係地区  
宇部市

- 〃 厚東川宇部線鉄橋右岸南角
- 〃 厚東川宇部線鉄橋左岸南角
- 〃 真締川宇部線鉄橋右岸南角
- 〃 真締川宇部線鉄橋左岸南角
- 〃 大字沖宇部東見初埋立地護岸南東端
- 〃 宇部岬漁港旧防波堤灯台跡に設置した標識
- 点イ Aから一八〇度四、四〇〇メートルの点
- 点ロ BとCとを結んだ線上Bから六、五〇〇メートルの点
- 点ハ Dから一八〇度六、〇〇〇メートルの点
- 点ニ EとFとを結んだ線の中央点から一八三度の線とGとHとを結んだ線との交点
- 点ホ EとFとを結んだ線の中央点から一八三度の線とIとJとを結んだ線との交点
- 点ヘ IとJとを結んだ線上Iから一、三〇〇メートルの点
- 点ト Pから一一度三八メートルの点
- 点チ Pから一〇度四七〇メートルの点
- 点リ Pから二三度三〇分四八五メートルの点
- 点ヌ Pから一九七度五九〇メートルの点
- 点ル Pから一九四度二〇分六二〇メートルの点
- 点ヲ Pから一九九度四〇分五〇五メートルの点
- 点ワ Pから一三六度三〇分五三三メートルの点
- 点カ Qから二二五度五二五メートルの点
- 点ヨ Qから二〇度二〇分五三三メートルの点
- 点タ Qから一五度三〇分六三〇メートルの点
- 点レ Qから九三度四五分八一五メートルの点
- 点ソ Qから八六度一、〇六五メートルの点
- 点ツ Qから八八度一、〇三五メートルの点
- 点ネ Qから九〇度一五分一、〇九〇メートルの点
- 点ナ Qから八二度三〇分一、二三五メートルの点
- 点ラ Dから二六度三〇分四七五メートルの点
- 点ム Dから一八度二〇分三五〇メートルの点
- 点ウ Dから二三五度四〇分一四〇メートルの点

備考

制限又は条件

- (1) 区画漁業権に対抗することができない。
- (2) 宇部港の区域内においては、船舶の航行、停泊等を妨げる操業をしてはならない。

(一) 公示番号 共第五十四号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

第一種共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あさり漁業	〃
うちむらさき漁業	〃
かき漁業	〃
たいらぎ漁業	〃
とりがい漁業	〃
なみがい漁業	〃
にし漁業	〃
ばかがい漁業	〃
まてがい漁業	〃
みるくい漁業	〃
もがい漁業	〃
しゃこ漁業	〃
たこ漁業	〃
なまこ漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで
建網漁業(網丈一・五メートル以下のものに限る。)	一月一日から十二月三十一日まで

第二種共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いか巣網漁業	四月一日から七月三十一日まで

(三) 漁場の位置  
宇部市沖合  
漁場の区域

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域(次のトを中心とした半径八〇メートルの円周によって囲まれた区域を除く。)

点の位置

基点A 宇部市西沖干拓護岸東端から護岸沿いに西へ一、〇八〇メートルの点に設置した標柱

B 〃 大字沖宇部芝中沖埋立地一〇・〇メートル岸壁西端から西へ一二〇メートルの点に設置した標識

C 福岡県と大分県との境界(山国川河口中央点)

D 山口市深溝藤尾鼻東端

E 〃 秋穂二島幸崎西端

F 防府市野島定兼鼻南端

G 宇部市八王子町宇部岬漁港八号護岸南東端

H 防府市向島牛ヶ頸南端

I 宇部市亀浦四丁目設置した標柱

点イ Aから一八〇度四、四〇〇メートルの点

ロ BとCとを結んだ線の中央点

ハ DとEとを結んだ線の中央点から一八三度の線とロとFとを結んだ線との交点

ニ DとEとを結んだ線の中央点から一八三度の線とGとHとを結んだ線との交点

ホ Iから一八〇度六、〇〇〇メートルの点

ヘ BとCとを結んだ線上Bから六、五〇〇メートルの点

ト 北緯三三度四九分四五秒東経一三二度一三分(日本測地系による位置)の点(北緯三三度四九分五六・七九八秒東経一三二度一二分五・三三三秒(世界測地系による位置)の点)

(五) 関係地区

宇部市

(一) 公示番号 共第五十五号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称

漁業の時期

第一種共同漁業 あおさ漁業 十一月一日から翌年五月三十一日まで

〃 あおのり漁業 〃

〃 あまのり漁業 〃

〃 あまも漁業 一月一日から十二月三十一日まで

〃 おごのり漁業

〃 あかがい漁業

〃 あさり漁業

〃 おおのがい漁業

〃 かき漁業

〃 しじみがい漁業

〃 にし漁業

〃 はまぐり漁業

〃 まてがい漁業

〃 もがい漁業

〃 えむし漁業

〃 しゃこ漁業

〃 たこ漁業

第二種共同漁業 建網漁業(網丈一・五メートル以下のものに限り)

〃 小型定置網漁業

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

備考

制限又は条件

区画漁業権に対抗することができない。

(一) 公示番号 共第五十六号	(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	漁業の時期
第一種共同漁業	あおさ漁業	一月一日から翌年五月三十一日まで
	あまのり漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
	あまも漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
	おごりの漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	もずく漁業	〃
	わかめ漁業	〃
	あかがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	うちむらさき漁業	〃
	かき漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	しおふきがい漁業	〃
	たいらぎ漁業	〃
	とりがいの漁業	〃
	にし漁業	〃
	はまぐり漁業	〃
	まてがいの漁業	〃
	もがいの漁業	〃
	えむしの漁業	〃
	しゃご漁業	〃
	たご漁業	〃
	なまこ漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで
第二種共同漁業	建網漁業(網丈)	一月一日から十二月三十一日まで

一・五メートル以下のものに限り、

小型定置網漁業

三月一日から六月三十日まで

(三) 漁場の位置

山口市阿知須地先

漁場の区域

次のA、イ、ロ、ハ、Bの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点A 宇部市と山口市との最大高潮時海岸線における境界点

B 山口市深溝藤尾鼻東端

C 〃 秋穂一島幸崎西端

D 〃 幸崎干拓西堤防南端

E 〃 阿知須阿知須干拓北東端

点イ Aから一〇九度三〇分の線とBとCとを結んだ線の中央点から一八三度の線との交点

ロ ハとDとを結んだ線とBとCとを結んだ線の中央点から一八三度の線との交点

ハ BとEとを結んだ線の中央点

(五) 関係地区

山口市阿知須

備考

制限又は条件

区画漁業権に対抗することができない。

(一) 公示番号 共第五十七号	(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	漁業の時期
第一種共同漁業	あおさ漁業	一月一日から翌年五月三十一日まで
	あまのり漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
	あまも漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
	おごりの漁業	〃

	〃	ふのり漁業	〃
	〃	ほんだわら漁業	〃
	〃	もずく漁業	〃
	〃	わかめ漁業	〃
	〃	あかがい漁業	〃
	〃	あさり漁業	〃
	〃	うちむらさき漁業	〃
	〃	かき漁業	〃
	〃	さざえ漁業	〃
	〃	しおふきがい漁業	〃
	〃	たいらぎ漁業	〃
	〃	とりがい漁業	〃
	〃	にし漁業	〃
	〃	はまぐり漁業	〃
	〃	まてがい漁業	〃
	〃	もがい漁業	〃
	〃	えむし漁業	〃
	〃	しゃこ漁業	〃
	〃	たこ漁業	〃
	〃	なまこ漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで
	〃	第二種共同漁業	十一月一日から十二月三十一日まで
	〃	建網漁業(網丈一・五メートル以下のものに限る。)	一月一日から十二月三十一日まで
	〃	いか美網漁業	三月一日から六月三十日まで
(三)	〃	漁場の位置	
	〃	山口市佐山地先	
(四)	〃	漁場の区域	
	〃	次のA、イ、ロ、ハ、Aの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域	
	〃	点の位置	
	〃	基点A	山口市深溝藤尾鼻東端
	〃	B	阿知須阿知須干拓北東端
	〃	C	秋穂二島幸崎西端
	〃	D	幸崎干拓西堤防南端
	〃	点イ	AとBとを結んだ線の中央点

(一)	〃	公示番号	共第五十八号
(二)	〃	漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	漁業の時期
(三)	〃	漁場の位置	山口市阿知須地先
(四)	〃	漁場の区域	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
	〃	点の位置	
	〃	基点A	山口市祖父祖母岩南側頂上
	〃	B	宇部市と山口市との最大高潮時海岸線における境界点
	〃	点イ	Aから五〇度五〇メートルの点
	〃	ロ	Aから三二〇度五〇メートルの点
	〃	ハ	Bから一〇九度三〇分一、四〇〇メートルの点
	〃	ニ	Bから一〇九度三〇分二、二〇〇メートルの点
(五)	〃	関係地区	山口市阿知須
(一)	〃	公示番号	共第五十九号
(二)	〃	漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	漁業の時期
(三)	〃	漁場の位置	山口市阿知須
(四)	〃	漁場の区域	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
	〃	点の位置	
	〃	基点A	山口市祖父祖母岩南側頂上
	〃	B	宇部市と山口市との最大高潮時海岸線における境界点
	〃	点イ	Aから五〇度五〇メートルの点
	〃	ロ	Aから三二〇度五〇メートルの点
	〃	ハ	Bから一〇九度三〇分一、四〇〇メートルの点
	〃	ニ	Bから一〇九度三〇分二、二〇〇メートルの点
(五)	〃	関係地区	山口市阿知須
(一)	〃	公示番号	共第五十八号
(二)	〃	漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	漁業の時期
(三)	〃	漁場の位置	山口市阿知須地先
(四)	〃	漁場の区域	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
	〃	点の位置	
	〃	基点A	山口市祖父祖母岩南側頂上
	〃	B	宇部市と山口市との最大高潮時海岸線における境界点
	〃	点イ	Aから五〇度五〇メートルの点
	〃	ロ	Aから三二〇度五〇メートルの点
	〃	ハ	Bから一〇九度三〇分一、四〇〇メートルの点
	〃	ニ	Bから一〇九度三〇分二、二〇〇メートルの点
(五)	〃	関係地区	山口市阿知須

備考  
制限又は条件  
区画漁業権に対抗することができない。

(四)

宇部市大字東岐波地先  
 漁場の区域  
 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域  
 点の位置

基点A 宇部市周防立石灯台基部

B 〃 と山口市との最大高潮時海岸線における境界点

点イ Aから二四〇度五〇〇メートルの点

ロ Aから一三五度五〇〇メートルの点

ハ Bから二〇九度三〇分二、二〇〇メートルの点

ニ Bから二〇九度三〇分一、四〇〇メートルの点

(五)

関係地区  
 宇部市大字東岐波及び山口市阿知須

(一) 公示番号 共第六十号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

第一種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
〃	あおさ漁業	あおさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	てんぐさ漁業	てんぐさ漁業	〃
〃	ひじき漁業	ひじき漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
〃	ふのり漁業	ふのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	ほんだわら漁業	ほんだわら漁業	〃
〃	もずく漁業	もずく漁業	〃
〃	わかめ漁業	わかめ漁業	〃
〃	あかがい漁業	あかがい漁業	〃
〃	あさり漁業	あさり漁業	〃
〃	うちむらさき漁業	うちむらさき漁業	〃
〃	かき漁業	かき漁業	〃
〃	さざえ漁業	さざえ漁業	〃
〃	しおぶきがい漁業	しおぶきがい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	たいらぎ漁業	〃
〃	とりがし漁業	とりがし漁業	〃
〃	なみがし漁業	なみがし漁業	〃
〃	にし漁業	にし漁業	〃

(三) 漁場の位置

宇部市大字東岐波地先

(四) 漁場の区域

次のE、イ、ロ、ハ、Eの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域  
 点の位置

基点A 宇部市大字東岐波月崎南端

B 山口市竹島南西端

C 〃 深溝藤尾鼻東端

D 〃 秋穂二島幸崎西端

E 宇部市と山口市との最大高潮時海岸線における境界点

点イ AとBとを結んだ線上Aから一、三〇〇メートルの点

ロ CとDとを結んだ線の中央点から一八三度の線とAとBとを結んだ線との交点

ハ CとDとを結んだ線の中央点から一八三度の線とEから一〇九度三〇分の線との交点

関係地区  
 宇部市大字東岐波及び山口市阿知須

(五)

関係地区  
 宇部市大字東岐波及び山口市阿知須

第二種共同漁業

〃	ばい漁業	〃
〃	ばかがい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	〃
〃	まてがし漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	もがし漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで
〃	建網漁業(網丈一・五メートル以下のものに限る。)	一月一日から十二月三十一日まで
〃	いか巣網漁業	三月一日から七月三十一日まで

(一) 公示番号 共第六十一号	(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	漁業の名称	漁業の時期
〃	第一種共同漁業	あおさ漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
〃		あおのり漁業	〃
〃		あまのり漁業	〃
〃		あまも漁業	〃
〃		おごり漁業	〃
〃		てんぐさ漁業	十一月一日から翌年七月三十一日まで
〃		ひじき漁業	十一月一日から十二月三十一日まで
〃		ふのり漁業	十一月一日から六月三十日まで
〃		ほんだわら漁業	十一月一日から十二月三十一日まで
〃		もずく漁業	十一月一日から三月三十一日まで
〃		わかめ漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
〃		あかがい漁業	十一月一日から十二月三十一日まで
〃		あさり漁業	〃
〃		あわび漁業	〃
〃		うちむらさき漁業	〃
〃		おおのがい漁業	〃
〃		かがみがい漁業	〃
〃		かき漁業	〃
〃		さざえ漁業	〃
〃		たいらぎ漁業	〃
〃		とこぶし漁業	〃
〃		とりががい漁業	〃
〃		なみががい漁業	〃
〃		にし漁業	〃
〃		ばい漁業	〃
〃		ばかがい漁業	〃
〃		はまぐり漁業	〃
〃		まてががい漁業	〃
〃		みるくい漁業	〃
〃		もががい漁業	〃
〃		うに漁業	〃

(一) 公示番号 共第六十二号	(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	漁業の名称	漁業の時期
〃	第一種共同漁業	あおさ漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
〃		あおのり漁業	〃
〃		あまも漁業	〃
〃		あらめ漁業	〃
〃		いぎす漁業	〃
〃		おごり漁業	〃
〃		てんぐさ漁業	十一月一日から翌年七月三十一日まで
〃		ひじき漁業	十一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置  
山口市秋穂二島地先

(四) 漁場の区域  
次のA、イ、ロ、ハ、Eの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置  
 基点A 山口市秋穂二島幸崎西端  
 B 〃 深溝藤尾鼻東端  
 C 防府市向島牛ヶ頸南端  
 D 宇部市八王子町宇部岬漁港八号護岸南東端  
 E 山口市秋穂西有限会社NNY護岸南端

点イ AとBとを結んだ線の中央点  
 ロ イから一八三度の線とCとDとを結んだ線との交点  
 ハ Eから一八六度の線とCとDとを結んだ線との交点

(五) 関係地区  
山口市秋穂二島及び名田島

備考  
制限又は条件  
区画漁業権に対抗することができない。

〃	ふのり漁業	一月一日から六月三十日まで
〃	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	もずく漁業	一月一日から三月三十一日まで
〃	わかめ漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
〃	あかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	うちむらさき漁業	〃
〃	おのがい漁業	〃
〃	かがみがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	ささえ漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	つめたがい漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	なみがい漁業	〃
〃	にし漁業	〃
〃	いな漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	ほかがい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	もがい漁業	〃
〃	いせえび漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃

(二) 漁場の位置  
 山口市秋穂地先  
 漁場の区域

(四) 次のA、イ、ロ、ハ、Dの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲

まれた区域  
 点の位置

- 基点A 山口市秋穂西有限会社NNY護岸南端
- B 防府市向島牛ヶ頸南端
- C 宇部市八王子町宇部岬漁港八号護岸南東端
- D 山口市秋穂東秋穂漁港管倉護岸B南西端に設置した標識
- 点イ Aから一八六度の線とBとCとを結んだ線との交点
- ロ ハから一八〇度の線とBとCとを結んだ線との交点
- ハ Dから二七〇度三〇〇メートルの点

(五) 関係地区

山口市秋穂（旧大海村の区域を除く。）

備考

制限又は条件

区画漁業権に対抗することができない。

(一) 公示番号 共第六十三号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	なまこ漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで
第二種共同漁業	建網漁業（網丈一・五メートル以下のものに限り。）	一月一日から十二月三十一日まで
〃	小型定置網漁業	〃
〃	いか巣網漁業	三月一日から六月三十日まで

(三) 漁場の位置

山口市秋穂一島、秋穂西及び秋穂東地先

(四) 漁場の区域

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、Eの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点A 山口市秋穂一島幸崎西端

B 〃 深溝藤尾鼻東端





基点A 山口市秋穂東秋穂漁港管倉護岸B南西端に設置した標識

B 防府市向島牛ヶ頸南端

C 宇部市八王子町宇部岬漁港八号護岸南東端

D 山口市秋穂東日地山と同市秋穂東小浜山との最大高潮時海岸線における境界に設置した標識

点イ Aから二七〇度三〇〇メートルの点

ロ イから一八〇度の線とBとCとを結んだ線との交点

ハ Dから一八〇度の線とBとCとを結んだ線との交点

(五) 関係地区  
山口市秋穂西及び秋穂東

(一) 公示番号 共第六十五号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称

(三) 第三種共同漁業 漁業の名称 漁業の時期  
漁場の位置 ぼらちぬ飼付漁業 六月一日から十二月三十一日まで

(四) 山口市秋穂東大海小浜崎地先

漁場の区域

次のB、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、Cの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点A 山口市秋穂東小磯崎南端

B Aから二七六度の線と最大高潮時海岸線との交点に設置した標識

C 山口市秋穂東小浜灯台基部

点イ Aから二三三度三〇〇メートルの点

ロ Cから一六二度一五五分一、〇〇〇メートルの点

ハ Cから一五二度四五分八〇〇メートルの点

ニ Cから一四七度一五分四二〇メートルの点

ホ Cから九〇度一五〇メートルの点

(五) 関係地区

山口市秋穂東(旧大海村の区域に限る。)並びに防府市大字台道及び大字西浦

(一) 公示番号 共第六十六号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称

(三) 第三種共同漁業 漁業の名称 漁業の時期  
漁場の位置 ぼらちぬ飼付漁業 六月一日から十二月三十一日まで

(四) 山口市秋穂東大海小磯崎地先

漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 山口市秋穂東小浜灯台基部

点イ Aから一九九度三〇分一、二三〇メートルの点

ロ Aから一七三度三〇分一、〇三〇メートルの点

ハ Aから一七四度三〇分一、三三〇メートルの点

ニ Aから一四六度一、五〇〇メートルの点

(五) 関係地区  
山口市秋穂東(旧大海村の区域に限る。)並びに防府市大字台道及び大字西浦

(一) 公示番号 共第六十七号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称

(三) 第三種共同漁業 漁業の名称 漁業の時期  
漁場の位置 ぼらちぬ飼付漁業 六月一日から十二月三十一日まで

(四) 防府市大字西浦地蔵鼻地先

漁場の区域

次のB、イ、ロ、ハ、Cの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点A 防府市西浦漁港西防波堤突端

B 西浦港西一号防波堤灯台

C 大字西浦地蔵鼻南端に設置した標柱

点イ Aから三四八度一〇〇メートルの点

ロ Aから二五一度三〇分二三〇メートルの点

ハ Aから一九四度一五分八五〇メートルの点





(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あおさ漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
	あおりのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ひじき漁業	一月一日から五月三十一日まで
	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	もずく漁業	十二月一日から翌年三月三十一日まで
	わかめ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
	あかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	あさり漁業	〃
	あわび漁業	〃
	かき漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	とこぶし漁業	〃
	にし漁業	〃
	ばい漁業	〃
	ばかがい漁業	〃
	はまぐり漁業	〃
	まてがい漁業	〃
	もがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	えむし漁業	〃
	しゃこ漁業	〃

(三) 漁場の位置

防府市地先

漁場の区域

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、又、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、Pの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(次のツ、ネ、ハ、ニ、ナ、ラ、ム、ウ、ク、ツの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域を除く。)

点の位置

- 基点A 防府市大字田島屏風岩南端
- B 〃 大字浜方中関西泊崎南東端

- C 〃 向島牛ヶ頸南端
- D 〃 向島漁港(小田)西防波堤基部
- E 〃 大字浜方中関西泊崎南端
- F 〃 中関西泊崎防波堤突端
- G 〃 佐波島頂上
- H 〃 向島タズノ鼻南端
- I 〃 向島赤崎南東端
- J 〃 向島翁崎東端
- K 〃 三田尻中関港郷ヶ崎防波堤灯台基部
- L 〃 牟礼漁港南防波堤突端
- M 〃 大字牟礼江泊山山頂
- N 〃 大字江泊旧三田尻灯台基部
- O 〃 野島天石鼻西端
- P 〃 大字牟礼末田おこん川河口左岸南西角
- Q 〃 大字浜方字大浜二ノ榭四七三の二番地南西端
- 点イ Aから一八〇度三〇〇メートルの点
- ロ BとCとを結んだ線上Bから三〇〇メートルの点
- ハ DとEとを結んだ線上Dから六六〇メートルの点
- ニ CとFとを結んだ線上Cから六一〇メートルの点
- ホ CとGとを結んだ線上Cから六五〇メートルの点
- ヘ Cから一八〇度三〇〇メートルの点
- ト CとHとを結んだ線上Cから三〇〇メートルの点
- チ HとCとを結んだ線上Hから三〇〇メートルの点
- リ Hから一八〇度三〇〇メートルの点
- 又 Iから一八〇度三〇〇メートルの点
- ル Jから一八〇度三〇〇メートルの点
- ヲ Jから九〇度三〇〇メートルの点
- ワ Kから九〇度三〇〇メートルの点
- カ Lから二七〇度三〇〇メートルの点
- ヨ KとMとを結んだ線上Kから一、一〇〇メートルの点
- タ NとJとを結んだ線上Nから三〇〇メートルの点
- レ NとOとを結んだ線上Nから三〇〇メートルの点
- ソ PとOとを結んだ線上Pから三〇〇メートルの点
- ツ Qから八一度二二〇メートルの点

第一種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称及び漁業の時期	漁業の時期
〃	あおさ漁業	あおさ漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
〃	てんぐさ漁業	てんぐさ漁業	一月一日から七月三十一日まで
〃	ひじき漁業	ひじき漁業	一月一日から五月三十一日まで
〃	ほんだわら漁業	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	もずく漁業	もずく漁業	十二月一日から翌年三月三十一日まで
〃	わかめ漁業	わかめ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
〃	あかがい漁業	あかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	あさり漁業	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	あわび漁業	〃
〃	かき漁業	かき漁業	〃
〃	さざえ漁業	さざえ漁業	〃
〃	とこぶし漁業	とこぶし漁業	〃
〃	にし漁業	にし漁業	〃
〃	ばい漁業	ばい漁業	〃
〃	ばかがい漁業	ばかがい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	はまぐり漁業	〃
〃	まてがい漁業	まてがい漁業	〃

(一) 公示番号 共第七十二号  
 (二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期  
 (三) 漁業の名称  
 (四) 漁業の時期  
 (五) 関係地区  
 防府市(中浦地区並びに防府市大字台道、大字西浦、大字富海及び大字野島を除く。)

備考  
 制限又は条件  
 区画漁業権に対抗することができない。

第一種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
〃	たいらぎ漁業	たいらぎ漁業	〃
〃	とりがい漁業	とりがい漁業	〃
〃	なみがい漁業	なみがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	みるくい漁業	〃

(一) 公示番号 共第七十三号  
 (二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期  
 (三) 漁業の名称  
 (四) 漁業の時期  
 (五) 関係地区  
 防府市大字富海

(一) 公示番号 共第七十二号  
 (二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期  
 (三) 漁業の名称  
 (四) 漁業の時期  
 (五) 関係地区  
 防府市(中浦地区並びに防府市大字台道、大字西浦、大字富海及び大字野島を除く。)

備考  
 制限又は条件  
 区画漁業権に対抗することができない。

〃 〃 たこ漁業 〃  
 〃 〃 なまこ漁業 〃  
 第二種共同漁業 十一月一日から翌年三月三十一日まで  
 〃 〃 建網漁業(網丈 一月一日から十二月三十一日まで  
 〃 〃 一・五メートル以 下のものに限 〃  
 〃 〃 する。) 〃

〃 〃 小型定置網漁業 〃  
 〃 〃 いか巢網漁業 〃  
 〃 〃 三月一日から六月三十日まで

(三) 漁場の位置  
 防府市地先  
 漁場の区域

次のA、イ、ロ、ハ、Fの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(次のニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、二の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域を除く。)

点の位置

- 基点A 防府市大字西浦地蔵鼻南端に設置した標柱
- B 〃 佐波島頂上
- C 〃 向島牛ヶ頸南端
- D 宇部市八王子町宇部岬漁港八号護岸南東端
- E 防府市向島タズノ鼻南端
- F 〃 と周南市との最大高潮時海岸線における境界点
- G 〃 野島天石鼻西端
- H 周南市大津島丸山鼻北端
- I 防府市大字浜方字大浜二ノ榭四七三の一二番地南西端
- 点イ AとBとを結んだ線とCとDとを結んだ線との交点
- ロ Eから一八〇度一、〇〇〇メートルの点
- ハ FとGとを結んだ線とEとHとを結んだ線との交点
- ニ Iから八一度二二〇メートルの点
- ホ Iから一五五度四三〇メートルの点
- ヘ Iから二〇八度一、九〇〇メートルの点
- ト Iから二〇〇度一、八九〇メートルの点
- チ Iから一四五度六七〇メートルの点
- リ Iから一〇度八〇〇メートルの点
- ヌ Iから九六度九五〇メートルの点
- ル Iから七二度八三〇メートルの点

(五) 関係地区 ヲ Iから七〇度七六〇メートルの点  
 防府市(防府市大字台道、大字西浦及び大字野島を除く。)

備考  
 制限又は条件

区画漁業権に対抗することができない。

(一) 公示番号 共第七十四号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

第一種共同漁業

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期  
 第一種共同漁業 ほんだわら漁業 一月一日から十二月三十一日まで  
 〃 あわび漁業 〃  
 〃 うちむらさき漁業 〃  
 〃 かき漁業 〃  
 〃 ささえ漁業 〃  
 〃 たいらぎ漁業 〃  
 〃 なみがい漁業 〃  
 〃 みるくい漁業 〃  
 〃 うに漁業 〃  
 〃 たこ漁業 〃  
 〃 なまこ漁業 〃  
 〃 建網漁業(網丈 十一月一日から翌年三月三十一日まで  
 〃 一・五メートル以 一月一日から十二月三十一日まで  
 〃 下のものに限 〃  
 〃 する。) 〃  
 〃 いか巢網漁業 〃  
 〃 〃 三月一日から六月三十日まで

第二種共同漁業

建網漁業(網丈 十一月一日から翌年三月三十一日まで  
 一・五メートル以 一月一日から十二月三十一日まで  
 下のものに限 〃  
 する。) 〃  
 いか巢網漁業 〃  
 〃 〃 三月一日から六月三十日まで

(三) 漁場の位置  
 防府市佐波島地先

(四) 漁場の区域

次のAを中心とした半径八〇〇メートルの円周によって囲まれた区域

点の位置  
 基点A 防府市佐波島頂上

(五) 関係地区

防府市(防府市大字台道及び大字野島を除く。)

(一) 公示番号 共第七十五号

漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第一種共同漁業 あかがい漁業 一月一日から十二月三十一日まで

あさり漁業

うちむらさき漁業

かき漁業

たいらぎ漁業

とりがい漁業

なみがい漁業

にし漁業

ばかがい漁業

まてがい漁業

みるくい漁業

しゃこ漁業

たこ漁業

なまこ漁業

第二種共同漁業 建網漁業(網丈一・五メートル以下のものに限る。) 十一月一日から翌年三月三十一日まで

いか巣網漁業 一月一日から十二月三十一日まで

山口市及び防府市沖合 三月一日から六月三十日まで

(三) 漁場の位置

山口市及び防府市沖合

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域(次のNを中心とした半径八〇〇メートルの円周によって囲まれた区域を除く。)

点の位置

基点A 山口市深溝藤尾鼻東端

B 秋穂一島幸崎西端

C 防府市向島牛ヶ頸南端

D 宇部市八王子町宇部岬漁港八号護岸南東端

E 大字沖宇部芝中沖埋立地一〇・〇メートル岸壁西端から西へ

一二〇メートルの点に設置した標識

F 福岡県と大分県との境界(山国川河口中央点)

G 防府市野島定兼鼻南端

H と周南市との最大高潮時海岸線における境界点

I 野島天石鼻西端

J 向島タズノ鼻南端

K 周南市馬島金ヶ崎南西端

L 大津島丸山鼻北端

M 防府市大字西浦地藏鼻南端に設置した標柱

N 佐波島頂上

点イ AとBとを結んだ線の中央点から一八三度の線とCとDとを結んだ線との交点

ロ AとBとを結んだ線の中央点から一八三度の線とEとFとを結んだ線との中央点とGとを結んだ線との交点

ハ Gから二五五度ニ、七〇〇メートルの点

二 HとIとを結んだ線とJとKとを結んだ線との交点

ホ HとIとを結んだ線とJとLとを結んだ線との交点

へ Jから一八〇度一、〇〇〇メートルの点

ト CとDとを結んだ線とMとNとを結んだ線との交点

(五) 関係地区 山口市及び防府市

備考

制限又は条件

区画漁業権に対抗することができない。

(一) 公示番号 共第七十六号

漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第一種共同漁業 あおさ漁業 十一月一日から翌年五月三十一日まで

いぎす漁業 二月一日から八月三十一日まで

てんぐさ漁業

ひじき漁業 十一月一日から翌年五月三十一日まで

ふのり漁業 一月一日から六月三十日まで



(四) 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域	(三) 漁場の位置 防府市大字野島地先	〃	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
		〃	もずく漁業	一月一日から三月三十一日まで
		〃	わかめ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
		〃	あかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
		〃	あさり漁業	〃
		〃	あわび漁業	〃
		〃	うちむらさき漁業	〃
		〃	かき漁業	〃
		〃	さざえ漁業	〃
		〃	たいらぎ漁業	〃
		〃	とこぶし漁業	〃
		〃	とりがい漁業	〃
		〃	なみがい漁業	〃
		〃	にし漁業	〃
		〃	にな漁業	〃
		〃	ばかがい漁業	〃
		〃	はまぐり漁業	〃
		〃	みらくい漁業	〃
		〃	もがい漁業	〃
		〃	うに漁業	〃
〃	えむし漁業	〃		
〃	かめので漁業	〃		
〃	しゃこ漁業	〃		
〃	たこ漁業	〃		
〃	なまこ漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで		
〃	第二種共同漁業	十一月一日から十二月三十一日まで		
〃	建網漁業(網丈一・五メートル以下のものに限る。)	〃		
〃	小型定置網漁業	三月一日から十二月三十一日まで		
〃	いか巣網漁業	三月一日から六月三十日まで		

(二) 第一種共同漁業	(一) 公示番号 共第七十七号 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期	〃	あおさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
		〃	あおのり漁業	〃
		〃	あまのり漁業	〃
		〃	あまも漁業	〃
		〃	あらめ漁業	〃
		〃	いぎす漁業	〃
		〃	いわのり漁業	〃
		〃	えこのり漁業	〃
		〃	おこのり漁業	〃
		〃	かじめ漁業	〃
		〃	かやものり漁業	〃
		〃	しらも漁業	〃
		〃	すぎのり漁業	〃
		〃	つかさのり漁業	〃

(五) 関係地区  
 防府市大字野島

点の位置  
 基点 A 防府市野島定兼鼻南端  
 B 〃 沖島洲埼東端  
 C 周南市岩島南端  
 D 〃 馬島金ヶ崎南端  
 E 大分県東国東郡姫島村姫島東端  
 F 防府市野島天石鼻西端  
 G 〃 と周南市との最大高潮時海岸線における境界点  
 H 〃 向島タズノ鼻南端  
 点イ Aから一五八度三、五〇〇メートルの点  
 ロ BとCとを結んだ線とDとEとを結んだ線との交点  
 ハ FとGとを結んだ線とDとHとを結んだ線との交点  
 ニ Aから二五五度二、七〇〇メートルの点



てんぐさ漁業	とさかのり漁業	はばのり漁業	ひじき漁業	ふのり漁業	ほんだわら漁業	みりん漁業	むかでのり漁業	もずく漁業	ゆな漁業	わかめ漁業	あかがい漁業	あこやがい漁業	あさり漁業	あわび漁業	いがい漁業	いたやがい漁業	うちむらさき漁業	おおのがい漁業	かがみがい漁業	かき漁業	ささえ漁業	しおぶきがい漁業	しじみがい漁業	たいらぎ漁業	つきひがい漁業	つめたがい漁業	とこぶし漁業	とりががい漁業	なみががい漁業	にし漁業	いな漁業	ばい漁業	ばかがい漁業
--------	---------	--------	-------	-------	---------	-------	---------	-------	------	-------	--------	---------	-------	-------	-------	---------	----------	---------	---------	------	-------	----------	---------	--------	---------	---------	--------	---------	---------	------	------	------	--------

はまぐり漁業	まてががい漁業	みるくい漁業	もががい漁業	よめががさ漁業	いせえび漁業	うに漁業	えぼしががい漁業	えむし漁業	かめので漁業	しやこ漁業	たこ漁業	なまこ漁業	第二種共同漁業	小型定置網漁業	いか巢網漁業	えり漁業	しろうお四つ手網漁業	漁場の位置	周南市及び下松市地先	漁場の区域	次のA、イ、ロ、ハ、ニ、Jの各点を順次結んだ線及びKとLを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(次のM、ホ、ヘ、ト、Rの各点を順次結んだ線及びSとTを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。)	点の位置	基點A 防府市と周南市との最大高潮時海岸線における境界点	B 野島天石鼻西端	C 周南市馬島金ヶ崎南端	D 防府市向島タズノ鼻南端	E 沖島洲埼東端	F 周南市岩島南端	建網漁業(網丈一・五メートル以下のものに限る。)	一月一日から十二月三十一日まで
--------	---------	--------	--------	---------	--------	------	----------	-------	--------	-------	------	-------	---------	---------	--------	------	------------	-------	------------	-------	--	------	------------------------------	-----------	--------------	---------------	----------	-----------	--------------------------	-----------------



第二種共同漁業

〃	もがい漁業	〃
〃	いせえび漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで
〃	建網漁業(網丈一・五メートル以下のものに限る。)	一月一日から十二月三十一日まで
〃	小型定置網漁業	〃
〃	いか単網漁業	四月一日から六月三十日まで

(三) 漁場の位置

光市地先(光市牛島地先を除く。)

(四) 漁場の区域

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、Sの各点を順次結んだ線及びTとUとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点A 光市大字浅江字懸山周南流下下水道浄化センター埋立地南西端から護

岸沿いに東へ八九・五メートルの点に設置した標柱

B 虹ヶ浜三丁目柱崎南端

C 徳山下松港(光港)埠頭防波堤基部

D 小水無瀬島北西端

E 大水無瀬島灯台基部

F 大字島田新日鐵住金株式会社埋立地南西角

G 徳山下松港光南防波堤灯台基部

H 光漁港(戸仲)戸仲南防波堤南東角

I 大字室積村フィッシングパーク光ひよこたん橋北西角

J 杵崎西端

K 亀岩南端

L 赤崎南東端

M 周防牛島灯標

(五) 関係地区

光市(光市大字牛島を除く。)

N	〃	室積港灯台基部
O	〃	大字室積村赤岩南端
P	〃	〃
Q	〃	尾島北端
R	〃	大字室積村三ツ石南端
S	〃	梶取岬南端
T	〃	島田川千歳大橋右岸南角
U	〃	島田川千歳大橋左岸南角
点イ	A	から一九九度三〇〇メートルの点
口	B	から一八〇度三〇〇メートルの点
ハ	C	から二七〇度三〇〇メートルの点
ニ	D	から二七〇度三〇〇メートルの点
ホ	D	から二七〇度三〇〇メートルの点
ヘ	E	から二二五度三〇〇メートルの点
ト	E	から一八〇度三〇〇メートルの点
チ	E	とIとを結んだ線上Eから三〇〇メートルの点
リ	F	から一八〇度三〇〇メートルの点
ヌ	G	から一八〇度三〇〇メートルの点
ル	H	から一八〇度三〇〇メートルの点
ヲ	I	から〇度三〇〇メートルの点
ワ	I	とEとを結んだ線上Iから三〇〇メートルの点
カ	J	から二七〇度三〇〇メートルの点
ヨ	K	から一八〇度三〇〇メートルの点
タ	L	から一八〇度三〇〇メートルの点
レ	L	とMとを結んだ線上Lから三〇〇メートルの点
ソ	N	とOとを結んだ線上Nから三〇〇メートルの点
ツ	O	とNとを結んだ線上Oから三〇〇メートルの点
ネ	P	とQとを結んだ線上Pから三〇〇メートルの点
ナ	R	とQとを結んだ線上Rから三〇〇メートルの点
ラ	S	とMとを結んだ線上Sから三〇〇メートルの点

- (一) 公示番号 共第七十九号
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期
- (三) 漁業の種類 漁業の名称
- (四) 第三種共同漁業 地びき網漁業 一月一日から十二月三十一日まで
- (五) 漁場の位置
- (六) 光市大字浅江、虹ヶ浜二丁目、虹ヶ浜三丁目、浅江六丁目及び浅江七丁目地先
- (七) 漁場の区域
- (八) 次のア、B、Cの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- (九) 点の位置
- (一〇) 基点A 光市虹ヶ浜三丁目柱崎南端
- (一一) B 〃 大字島田徳山下松港(光港)護岸西端
- (一二) C 〃 浅江六丁目島田川河口右岸護岸南端
- (一三) 関係地区
- (一四) 光市(光市大字牛島を除く。)
- (一五) 公示番号 共第八十号
- (一六) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期
- (一七) 漁業の種類 漁業の名称
- (一八) 第三種共同漁業 地びき網漁業 一月一日から十二月三十一日まで
- (一九) 漁場の位置
- (二〇) 光市光井二丁目、室積新開二丁目、室積松原、室積四丁目及び室積六丁目地先
- (二一) 漁場の区域
- (二二) 次のAとBとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- (二三) 点の位置
- (二四) 基点A 光市光漁港(戸仲)戸仲南防波堤南東角
- (二五) B 〃 光漁港(西ノ浜)西ノ浜A防波堤基部
- (二六) 関係地区
- (二七) 光市(光市大字牛島を除く。)
- (二八) 公示番号 共第八十一号
- (二九) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

第一種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
〃	あおさ漁業	あおさ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
〃	あおりの漁業	あおりの漁業	十二月一日から翌年四月三十日まで
〃	あらめ漁業	あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	いぎす漁業	いぎす漁業	〃
〃	いわのり漁業	いわのり漁業	十二月一日から翌年四月三十日まで
〃	おごりの漁業	おごりの漁業	二月一日から八月三十一日まで
〃	かじめ漁業	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	てんぐさ漁業	てんぐさ漁業	十一月一日から翌年七月三十一日まで
〃	ひじき漁業	ひじき漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで
〃	ふのり漁業	ふのり漁業	二月一日から十一月三十日まで
〃	ほんたわら漁業	ほんたわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	もずく漁業	もずく漁業	十二月一日から翌年四月三十日まで
〃	わかめ漁業	わかめ漁業	一月一日から五月三十一日まで
〃	あかがい漁業	あかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	あさり漁業	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	あわび漁業	〃
〃	いがい漁業	いがい漁業	〃
〃	うちむらさき漁業	うちむらさき漁業	〃
〃	おおのがい漁業	おおのがい漁業	〃
〃	かき漁業	かき漁業	〃
〃	さざえ漁業	さざえ漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	たいらぎ漁業	〃
〃	とこぶし漁業	とこぶし漁業	〃
〃	とりがい漁業	とりがい漁業	〃
〃	にし漁業	にし漁業	〃
〃	ばかがい漁業	ばかがい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	はまぐり漁業	〃
〃	まてがい漁業	まてがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	みるくい漁業	〃
〃	もがい漁業	もがい漁業	〃
〃	うに漁業	うに漁業	〃
〃	えむし漁業	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	しゃこ漁業	〃

たこ漁業  
なまこ漁業  
建網漁業(網丈一・五メートル以下のものに限る。)

小型定置網漁業  
いか巢網漁業  
四月一日から六月三十日まで

(三) 漁場の位置  
光市牛島地先

(四) 漁場の区域  
次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

- 基点A 光市周防牛島灯標
- B 大字室積村梶取岬南端
- C 赤崎南東端
- D 牛島押通鼻西端
- E 尾島北端
- F 牛島港牛島一号防波堤灯台基部
- G 牛島竜尾岬西端
- H 尾島明神鼻東端
- I 牛島百合鼻西端
- J 熊毛郡上関町祝島烏帽子鼻東端
- K 光市牛島黒岳南端
- L 牛島平茂鼻東端
- M 熊毛郡上関町長島現後鼻西端
- N 白井田港A防波堤灯台基部
- O 平生町周防筏瀬灯標
- P 光市牛島十郎鼻東端
- Q 熊毛郡田布施町別島南端
- 点イ AとBとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点
- ロ AとCとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点
- ハ DとEとを結んだ線上Dから三〇〇メートルの点
- ニ FとBとを結んだ線上Fから三〇〇メートルの点

(五) 関係地区  
光市大字牛島

- ホ GとBとを結んだ線上Gから三〇〇メートルの点
- ヘ GとHとを結んだ線上Gから三〇〇メートルの点
- ト Iから二七〇度三〇〇メートルの点
- チ IとJとを結んだ線上Iから三〇〇メートルの点
- リ KとJとを結んだ線上Kから三〇〇メートルの点
- ヌ LとMとを結んだ線上Lから三〇〇メートルの点
- ル LとNとを結んだ線上Lから三〇〇メートルの点
- ヲ LとOとを結んだ線上Lから三〇〇メートルの点
- ワ PとOとを結んだ線上Pから三〇〇メートルの点
- カ AとQとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点

(一) 公示番号 共第八十二号  
(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

第一種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
〃	あおさ漁業	あおさ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
〃	あおのり漁業	あおのり漁業	十二月一日から翌年四月三十日まで
〃	あらめ漁業	あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	いぎす漁業	いぎす漁業	〃
〃	いわのり漁業	いわのり漁業	十二月一日から翌年四月三十日まで
〃	おごのり漁業	おごのり漁業	二月一日から八月三十一日まで
〃	かじめ漁業	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	てんぐさ漁業	てんぐさ漁業	十一月一日から翌年七月三十一日まで
〃	ひじき漁業	ひじき漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで
〃	ふのり漁業	ふのり漁業	二月一日から十一月三十日まで
〃	ほんだわら漁業	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	もずく漁業	もずく漁業	十二月一日から翌年四月三十日まで
〃	わかめ漁業	わかめ漁業	一月一日から五月三十一日まで
〃	あかがい漁業	あかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	あさり漁業	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	あわび漁業	〃
〃	いがい漁業	いがい漁業	〃

	〃	うちむらさき漁業	〃
	〃	おのがい漁業	〃
	〃	かき漁業	〃
	〃	さざえ漁業	〃
	〃	たいらぎ漁業	〃
	〃	とこぶし漁業	〃
	〃	とりがい漁業	〃
	〃	にし漁業	〃
	〃	ばかがい漁業	〃
	〃	はまぐり漁業	〃
	〃	まてがい漁業	〃
	〃	みるくい漁業	〃
	〃	もがい漁業	〃
	〃	うに漁業	〃
	〃	えむし漁業	〃
	〃	しゃこ漁業	〃
	〃	たこ漁業	〃
	〃	なまこ漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで
	〃	第二種共同漁業	〃
	〃	建網漁業(網丈一・五メートル以下のものに限り)	一月一日から十二月三十一日まで
	〃	小型定置網漁業	〃
	〃	いか巢網漁業	四月一日から六月三十日まで
(三)	漁場の位置	光市尾島地先	
(四)	漁場の区域	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域	
	点の位置	基点A 光市尾島北端	
		B 〃 大字室積村赤崎南東端	
		C 〃 尾島西端	
		D 熊毛郡上関町祝島烏帽子鼻東端	
		E 光市尾島明神鼻東端	
		F 〃 牛島竜尾岬西端	

(一)	公示番号 共第八十三号		
(二)	漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	漁業の名称	漁業の時期
	第一種共同漁業	あおさ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
		あおのり漁業	十二月一日から翌年四月三十日まで
		あまも漁業	一月一日から十二月三十一日まで
		あらめ漁業	〃
		いぎす漁業	〃
		いわのり漁業	十二月一日から翌年四月三十日まで
		おごのり漁業	二月一日から八月三十一日まで
		かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
		てんぐさ漁業	十一月一日から翌年七月三十一日まで
		ひじき漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで
		ふのり漁業	二月一日から十一月三十日まで
		ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
		もずく漁業	十二月一日から翌年四月三十日まで
		わかめ漁業	一月一日から六月三十日まで
		あかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
		あさり漁業	〃
		あわび漁業	〃
		いがい漁業	〃
		うちむらさき漁業	〃
		おのがい漁業	〃
		かき漁業	〃
(五)	関係地区	光市大字牛島	
		G 〃 大字室積村梶取岬南端	
		点イ AとBとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点	
		ロ Cから二七〇度三〇〇メートルの点	
		ハ CとDとを結んだ線上Cから三〇〇メートルの点	
		二 EとFとを結んだ線上Eから三〇〇メートルの点	
		ホ AとGとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点	





漁業の種類	漁業の名称及び漁業の時期	漁業の時期
第一種共同漁業	あおさ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
	あおのり漁業	十二月一日から翌年四月三十日まで
	あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	いぎす漁業	〃
	いわのり漁業	一月一日から四月三十日まで
	おごのり漁業	二月一日から八月三十一日まで
	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	てんぐさ漁業	十一月一日から翌年七月三十一日まで
	ひじき漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで
	ふのり漁業	二月一日から十一月三十日まで
	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	もずく漁業	十二月一日から翌年四月三十日まで
	わかめ漁業	一月一日から六月三十日まで
	あかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	あさり漁業	〃
	あわび漁業	〃
	いがい漁業	〃
	いたやがい漁業	〃
	うちむらさき漁業	〃
	おおのがい漁業	〃
	かき漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	たいらぎ漁業	〃
	とこぶし漁業	〃
	とりがい漁業	〃
	なみがい漁業	〃
	にし漁業	〃
	にな漁業	〃
	ばかがい漁業	〃
	はまぐり漁業	〃
	まてがい漁業	〃
	みるくい漁業	〃

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あおさ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
	あおのり漁業	十二月一日から翌年四月三十日まで
	あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

  

漁場の位置	漁場の区域
熊毛郡田布施町及び平生町地先の平生港	次のA、イ、Cの各点を順次結んだ線及びDとEとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点A	熊毛郡田布施町大字別府尾津漁港西側防波堤屈折部南角
B	平生町大字佐賀字阿多田島阿多田島灯標基部
C	〃
D	田布施町田布施川新八海橋右岸北角
E	平生町田布施川新八海橋左岸北角
点イ	AとBとを結んだ線の中央点

  

関係地区
熊毛郡田布施町及び平生町

  

公示番号	共第八十五号
漁業の種類	漁業の名称及び漁業の時期
第一種共同漁業	あおさ漁業
	あおのり漁業
	あらめ漁業

いぎす漁業	〃
いわのり漁業	一月一日から四月三十日まで
おごりのり漁業	二月一日から八月三十一日まで
かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	十一月一日から翌年七月三十一日まで
ひじき漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで
ふのり漁業	二月一日から十一月三十日まで
ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
もずく漁業	十二月一日から翌年四月三十日まで
わかめ漁業	一月一日から六月三十日まで
あかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あさり漁業	〃
あわび漁業	〃
いがい漁業	〃
いたやがい漁業	〃
うちむらさき漁業	〃
おおのがい漁業	〃
かき漁業	〃
さざえ漁業	〃
たいらぎ漁業	〃
とこぶし漁業	〃
とりがい漁業	〃
なみがい漁業	〃
にし漁業	〃
にな漁業	〃
ばかがい漁業	〃
はまぐり漁業	〃
まてがい漁業	〃
みるくい漁業	〃
もがい漁業	〃
いせえび漁業	〃
うに漁業	〃
えむし漁業	〃
かめのて漁業	〃

しやこ漁業	〃
たこ漁業	〃
なまこ漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで
第二種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで
建網漁業(網丈一・五メートル以下のもにに限る。)	〃
小型定置網漁業	〃
(三) 漁場の位置	〃
熊毛郡平生町地先	〃
(四) 漁場の区域	〃
次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、Sの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	〃
点の位置	〃
基点A 熊毛郡平生町大字佐賀字阿多田島西端	〃
B 〃 〃 〃 阿多田島灯標基部	〃
C 田布施町尾津漁港西側防波堤屈折部南角	〃
D 〃 〃 大字別府国木田独歩詩碑跡地の下の岩壁に設置した標識	〃
E 〃 〃 馬島才塩鼻北端	〃
F 平生町大字佐賀字阿多田島四〇〇番一四の棧橋南西角	〃
G 田布施町馬島北東端	〃
H 平生町大字佐賀平生港(田名)埋立地南東角	〃
I 田布施町馬島小山頂上	〃
J 平生町佐賀漁港(丸山)西側防波堤突端	〃
K 〃 〃 佐合島末州鼻北東端	〃
L 〃 〃 佐賀漁港(小森)沖側防波堤突端	〃
M 〃 〃 平生佐賀港沖防波堤西灯台基部	〃
N 〃 〃 大字小郡秋森鼻南端	〃
O 〃 〃 上関町長島奈古屋崎北端	〃
P 平生町佐賀漁港(尾国)沖側防波堤突端	〃
Q 〃 〃 上関町亀岩灯標	〃
R 平生町大字尾国唐釜西端	〃
S 上関町室津漁港(志田)西側防波堤基部	〃
点イ BとCとを結んだ線の中央点	〃

- (五) 関係地区  
熊毛郡平生町
- 口 AとDとを結んだ線の中央点
  - 八 AとEとを結んだ線の中央点
  - 二 FとGとを結んだ線の中央点
  - ホ HとIとを結んだ線上Hから六七〇メートルの点
  - ヘ JとKとを結んだ線上Jから三〇〇メートルの点
  - ト LとIとを結んだ線上Lから三〇〇メートルの点
  - チ MとKとを結んだ線上Mから三〇〇メートルの点
  - リ NとOとを結んだ線上Nから三〇〇メートルの点
  - 又 PとQとを結んだ線上Pから三〇〇メートルの点
  - ル RとQとを結んだ線上Rから三〇〇メートルの点
  - ヲ SとOとを結んだ線上Sから三〇〇メートルの点

(一) 公示番号 共第八十六号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あおさ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
	あおのり漁業	十二月一日から翌年四月三十日まで
	あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	いぎす漁業	〃
	いわのり漁業	一月一日から四月三十日まで
	おごのり漁業	二月一日から八月三十一日まで
	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	てんぐさ漁業	十一月一日から翌年七月三十一日まで
	ひじき漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで
	ふのり漁業	二月一日から十一月三十日まで
	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	もずく漁業	十二月一日から翌年四月三十日まで
	わかめ漁業	一月一日から六月三十日まで
	あかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	あさり漁業	〃
	あわび漁業	〃

(三) 漁場の位置

熊毛郡平生町佐合島地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、又、ル、イの各点を順次結んだ線によつて囲まれた区域

点の位置  
基点A 熊毛郡田布施町勿島東端

いがい漁業	〃
いたやがい漁業	〃
うちむらさき漁業	〃
おのがい漁業	〃
かき漁業	〃
ささえ漁業	〃
たいらぎ漁業	〃
とこぶし漁業	〃
とりがい漁業	〃
なみがい漁業	〃
にし漁業	〃
いな漁業	〃
ばかがい漁業	〃
はまぐり漁業	〃
まてがい漁業	〃
みるくい漁業	〃
もがい漁業	〃
うに漁業	〃
えむし漁業	〃
かめので漁業	〃
しゃご漁業	〃
たこ漁業	〃
なまこ漁業	〃
建網漁業(網丈一・五メートル以下のものに限る。)	十一月一日から翌年三月三十一日まで
小型定置網漁業	一月一日から十二月三十一日まで







O' O' 長島力ギヨウ鼻西端  
 P' P' 長島ゾウ人ヶ浦北端  
 点イ AとBとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点  
 口 Cから一八〇度三〇〇メートルの点  
 八 Dから九〇度三〇〇メートルの点  
 二 Eから一三五度三〇〇メートルの点  
 ホ FとGとを結んだ線上Fから三〇〇メートルの点  
 ヘ FとHとを結んだ線上Fから三〇〇メートルの点  
 ト IとJとを結んだ線上Iから三〇〇メートルの点  
 チ Kから一八〇度三〇〇メートルの点  
 リ KとLとを結んだ線上Kから三〇〇メートルの点  
 又 LとKとを結んだ線上Lから三〇〇メートルの点  
 ル HとFとを結んだ線上Hから三〇〇メートルの点  
 ヲ JとCとを結んだ線上Jから三〇〇メートルの点  
 ワ JとGとを結んだ線上Jから三〇〇メートルの点  
 カ Mから九〇度三〇〇メートルの点  
 ヨ Nから九〇度三〇〇メートルの点  
 タ OとGとを結んだ線上Oから三〇〇メートルの点とQとRとを結んだ  
 線の中央点とを結んだ線とLとPとを結んだ線との交点  
 レ QとRとを結んだ線の中央点  
 ソ SとTとを結んだ線の中央点  
 ツ UとVとを結んだ線の中央点  
 ネ WとXとを結んだ線上Wから三〇〇メートルの点  
 ナ YとWとを結んだ線上Yから三〇〇メートルの点  
 ラ YとZとを結んだ線上Yから五〇〇メートルの点  
 ム AとBとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点  
 ウ CとDとを結んだ線上Cから三〇〇メートルの点  
 中 CとBとを結んだ線上Cから三〇〇メートルの点  
 ノ EとFとを結んだ線上Eから三〇〇メートルの点  
 オ GとHとを結んだ線上Gから三〇〇メートルの点  
 ク IとHとを結んだ線上Iから三〇〇メートルの点  
 ヤ JとHとを結んだ線上Jから三〇〇メートルの点  
 マ KとLとを結んだ線上Kから三〇〇メートルの点  
 ケ MとNとを結んだ線上Mから三〇〇メートルの点

第一種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称及び漁業の時期	漁業の時期
〃	〃	あおさ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
〃	〃	あおりの漁業	十二月一日から翌年四月三十日まで
〃	〃	あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	〃	いぎす漁業	〃
〃	〃	いわのり漁業	十二月一日から翌年四月三十日まで
〃	〃	おごりの漁業	二月一日から八月三十一日まで
〃	〃	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	〃	てんぐさ漁業	十一月一日から翌年七月三十一日まで
〃	〃	ひじき漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで
〃	〃	ふのり漁業	二月一日から十一月三十日まで
〃	〃	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	〃	もずく漁業	十二月一日から翌年四月三十日まで
〃	〃	わかめ漁業	一月一日から六月三十日まで
〃	〃	あかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	〃	あさり漁業	〃
〃	〃	あわび漁業	〃
〃	〃	いがい漁業	〃
〃	〃	うちむらさき漁業	〃
〃	〃	おのがい漁業	〃
〃	〃	かき漁業	〃

(一) 公示番号 共第八十九号  
 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期  
 (二) 関係地区  
 熊毛郡上関町大字長島(四代地区)熊毛郡上関町大字長島字前浦村、字浦村、字先浦向、字浦向、字西浦向及び字窪畑をいう。以下同じ。(を除く。)及び大字八島  
 備考  
 制限または条件  
 第三種共同漁業権に対抗することができない。







(四) 漁場の区域

次のA、イ、ロ、Cの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点A 熊毛郡上関町横島岩戸崎南端

B 〃 〃 宇和島南西端

C 〃 〃 横島平八工鼻東端

D 〃 〃 八島洲崎北東端

点イ AとBとを結んだ線上Aから一、〇〇〇メートルの点

ロ CとDとを結んだ線上Cから一、二〇〇メートルの点

(五) 関係地区

熊毛郡上関町大字長島（四代地区を除く。）及び大字八島

(一) 公示番号 共第九十二号

漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第三種共同漁業 たい飼付漁業 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

熊毛郡上関町八島平根崎地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 熊毛郡上関町八島灯台基部

点イ Aから二四〇度六〇〇メートルの点

ロ Aから二〇五度一、三〇〇メートルの点

ハ Aから一五五度一、三〇〇メートルの点

ニ Aから二二〇度六〇〇メートルの点

(五) 関係地区

熊毛郡上関町大字長島（四代地区を除く。）及び大字八島

(一) 公示番号 共第九十三号

漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類

第一種共同漁業

漁業の名称

あおさ漁業

あおのり漁業

あらめ漁業

いぎす漁業

いわのり漁業

おごりの漁業

かじめ漁業

てんぐさ漁業

ひじき漁業

ふのり漁業

ほんだわら漁業

もずく漁業

わかめ漁業

あかがい漁業

あさり漁業

あわび漁業

いがい漁業

かき漁業

さざえ漁業

たいらぎ漁業

とこぶし漁業

とりがい漁業

なみがい漁業

にし漁業

にな漁業

まてがい漁業

みるくい漁業

もがい漁業

いせえび漁業

うに漁業

えむし漁業

かめのて漁業

しゃこ漁業

漁業の時期

十二月一日から翌年五月三十一日まで

十一月一日から翌年四月三十日まで

一月一日から十二月三十一日まで

〃

十二月一日から翌年四月三十日まで

二月一日から八月三十一日まで

一月一日から十二月三十一日まで

十一月一日から翌年七月三十一日まで

十二月一日から翌年六月三十日まで

二月一日から十一月三十日まで

一月一日から十二月三十一日まで

十二月一日から翌年四月三十日まで

一月一日から六月三十日まで

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

たこ漁業  
なまこ漁業  
十一月一日から翌年三月三十一日まで  
第二種共同漁業  
建網漁業(網丈一・五メートル以下のものに限る。)

小型定置網漁業  
いか巢網漁業  
四月一日から六月三十日まで

(三) 漁場の位置  
熊毛郡上関町長島四代地先  
漁場の区域

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、Nの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 点の位置
- 基点A 熊毛郡上関町長島ソウ人ヶ浦北端
  - B 光市牛島平茂鼻東端
  - C 熊毛郡上関町長島現後鼻西端
  - D 祝島烏帽子鼻東端
  - E 鼻線島東端
  - F 鼻線島灯台基部
  - G ホウジロ灯台基部
  - H 長島一ツ石頂上
  - I 天田島北端
  - J 白瀬沖ノ白頂上
  - K 天田島灯台基部
  - L 八島港A1防波堤灯台基部
  - M 長島西の鼻東端
  - N 長島アオサダイ東端
  - O 八島西端
  - 点イ AとBとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点
  - ロ Cから三一五度三〇〇メートルの点
  - ハ CとDとを結んだ線上Cから三〇〇メートルの点
  - ニ EとCとを結んだ線上Eから三〇〇メートルの点
  - ホ Fから〇度三〇〇メートルの点
  - ヘ FとDとを結んだ線上Fから三〇〇メートルの点

(五) 関係地区  
熊毛郡上関町大字長島四代地区

- ト FとGとを結んだ線上Fから三〇〇メートルの点
- チ HとGとを結んだ線上Hから三〇〇メートルの点
- リ IとHとを結んだ線上Iから三〇〇メートルの点
- ヌ JとFとを結んだ線上Jから三〇〇メートルの点
- ル JとGとを結んだ線上Jから三〇〇メートルの点
- ヲ Kから一八〇度三〇〇メートルの点
- ワ KとLとを結んだ線上Kから三〇〇メートルの点
- カ Mから九〇度三〇〇メートルの点
- ヨ NとOとを結んだ線上Nから三〇〇メートルの点

(一) 公示番号 共第九十四号  
(二) 漁業の種類

漁業の種類	漁業の名称及び漁業の時期	漁業の時期
第一種共同漁業	あおさ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
	あおりの漁業	十二月一日から翌年四月三十日まで
	あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	いぎす漁業	〃
	いわのり漁業	十二月一日から翌年四月三十日まで
	おごりの漁業	二月一日から八月三十一日まで
	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	てんぐさ漁業	十一月一日から翌年七月三十一日まで
	ひじき漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで
	ふのり漁業	二月一日から十一月三十日まで
	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	もずく漁業	十二月一日から翌年四月三十日まで
	わかめ漁業	一月一日から六月三十日まで
	あかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	あさり漁業	〃
	あわび漁業	〃
	いがい漁業	〃
	かき漁業	〃



備考

制限又は条件  
第三種共同漁業権に対抗することができない。

(一) 公示番号 共第九十五号	(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	漁業の時期
第一種共同漁業	漁業の種類	
	漁業の名称	
	あおさ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
	あおりの漁業	十二月一日から翌年四月三十日まで
	あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	いぎす漁業	〃
	いわのり漁業	十二月一日から翌年四月三十日まで
	おこのり漁業	二月一日から八月三十一日まで
	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	てんぐさ漁業	十一月一日から翌年七月三十一日まで
	ひじき漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで
	ふのり漁業	二月一日から十一月三十日まで
	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	もずく漁業	十二月一日から翌年四月三十日まで
	わかめ漁業	一月一日から六月三十日まで
	あかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	あさり漁業	〃
	あわび漁業	〃
	いがい漁業	〃
	うちむらさき漁業	〃
	おおのがい漁業	〃
	かき漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	たいらぎ漁業	〃
	とこぶし漁業	〃
	とりがい漁業	〃
	なみがい漁業	〃
	にし漁業	〃

(三) 漁場の位置	(四) 漁場の区域	漁場の位置	漁場の区域
熊毛郡上関町宇和島地先	熊毛郡上関町宇和島北端	宇和島南東端	宇和島南東端
〃	〃	鼻線島灯台基部	鼻線島灯台基部
〃	〃	ホウジロ灯台基部	ホウジロ灯台基部
〃	〃	祝島烏帽子鼻東端	祝島烏帽子鼻東端
〃	〃	ホウジロ島西端	ホウジロ島西端
〃	〃	点イ	AとBとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点
〃	〃	点ロ	CとDとを結んだ線上Cから三〇〇メートルの点
〃	〃	点ハ	Eから二七〇度三〇〇メートルの点
〃	〃	点ニ	Eから一八〇度三〇〇メートルの点
〃	〃	点ホ	Fから一三五度三〇〇メートルの点
〃	〃	点ヘ	Aから四五度三〇〇メートルの点
第二種共同漁業	なまこ漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで	〃
〃	たこ漁業	〃	〃
〃	しゃこ漁業	〃	〃
〃	かめのて漁業	〃	〃
〃	えむし漁業	〃	〃
〃	うに漁業	〃	〃
〃	いせえび漁業	〃	〃
〃	もがい漁業	〃	〃
〃	みるくい漁業	〃	〃
〃	まてがい漁業	〃	〃
〃	はまぐり漁業	〃	〃
〃	にな漁業	〃	〃
〃	小型定置網漁業	四月一日から六月三十日まで	〃
〃	いか巣網漁業	〃	〃
〃	建網漁業(網丈一・五メートル以下のものに限る。)	一月一日から十二月三十一日まで	〃

(五) 関係地区  
熊毛郡上関町

(一) 公示番号 共第九十六号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期  
漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第三種共同漁業 たい飼付漁業 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置  
熊毛郡上関町小祝島瀬戸地先

(四) 漁場の区域  
次のA、B、C、Dの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点A 熊毛郡上関町小祝島南西端

B 〃 〃 祝島平下ア頂上

C 〃 〃 小島北東端

D 〃 〃 小祝島北東端

(五) 関係地区  
熊毛郡上関町大字祝島

(一) 公示番号 共第九十七号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期  
漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第三種共同漁業 たい飼付漁業 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置  
熊毛郡上関町祝島烏帽子鼻地先

(四) 漁場の区域  
次のA、イ、ロ、ハ、Eの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点A 熊毛郡上関町祝島烏帽子鼻に設置した標柱

B 〃 〃 天田島灯台基部

(五) 関係地区  
熊毛郡上関町大字祝島

(一) 公示番号 共第九十八号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期  
漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第一種共同漁業 あかがい漁業 一月一日から十二月三十一日まで

〃 いたやがい漁業 〃

〃 うちむらさき漁業 〃

〃 おおのがい漁業 〃

〃 たいらぎ漁業 〃

〃 とりがい漁業 〃

〃 なみがい漁業 〃

〃 にし漁業 〃

〃 まてがい漁業 〃

〃 みるくい漁業 〃

〃 もがい漁業 〃

〃 しゃご漁業 〃

〃 たご漁業 〃

〃 なまご漁業 十一月一日から翌年三月三十一日まで

〃 第二種共同漁業 建網漁業(網丈一・五メートル以下のものに限る) 一月一日から十二月三十一日まで

〃 第三種共同漁業 いか巣網漁業 四月一日から六月三十日まで

(三) 漁場の位置

〃 光市並びに熊毛郡田布施町、平生町及び上関町沖合



(四) 漁場の区域

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、M、ト、チ、Nの各点を順次結んだ線、SとTとを結んだ線及びUとVとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(共第七十八号、共第八十一号から共第九十号まで及び共第九十三号から共第九十五号までの漁業権に係る漁場の区域を除く。)

点の位置

- 基点A 光市大字浅江字懸山周南流地下水道浄化センター埋立地南西端から護
- B 岸沿いに東へ八九・五メートルの点に設置した標柱
- 防府市野島定兼鼻南端
- C 熊毛郡上関町祝島オトモ鼻防波堤東角
- D 下松市笠戸島火振岬南端
- E 熊毛郡平生町佐合島蜂巣鼻北端
- F 光市尾島仏の岩北端
- G 大字室積村梶取岬南端
- H 尾島明神鼻東端
- I 熊毛郡上関町八島灯台基部
- J 祝島南西端
- K 柳井市八ノドウ島西端
- L 熊毛郡上関町と柳井市との最大高潮時海岸線における境界点
- M 柳井市平郡島嶺南端
- N 熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端
- O 柳井市平郡島蛇の池西側角
- P 熊毛郡上関町横島岩戸崎南端
- Q 熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端
- R 光市島田川千歳大橋右岸南角
- S 島田川千歳大橋左岸南角
- T 熊毛郡田布施町田布施川新八海橋右岸北角
- U 熊毛郡田布施町田布施川新八海橋左岸北角
- V 平生町田布施川新八海橋左岸北角
- 点イ Aから一九九度の線とBとCとを結んだ線との交点
- ロ FからGを見通した線とDとEとを結んだ線との交点
- ハ HからIを見通した線とJからKを見通した線との交点
- ニ Lから一八〇度三、〇〇〇メートルの点
- ホ Jから一六〇度三、〇〇〇メートルの点

(五) 関係地区

備考

制限又は条件  
第三種共同漁業権に対抗することができない。

(一) 公示番号 共第九十九号	(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	(三) 漁業の種類	(四) 漁業の名称	(五) 漁業の時期
〃	第一種共同漁業	〃	あおさ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
〃	〃	〃	あおのり漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
〃	〃	〃	あまも漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	〃	〃	あらめ漁業	〃
〃	〃	〃	いぎす漁業	三月一日から十月三十一日まで
〃	〃	〃	いわのり漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
〃	〃	〃	おごのり漁業	十二月一日から翌年八月三十一日まで
〃	〃	〃	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	〃	〃	てんぐさ漁業	十一月一日から翌年七月三十一日まで
〃	〃	〃	ひじき漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで
〃	〃	〃	ふのり漁業	一月一日から六月三十日まで
〃	〃	〃	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	〃	〃	もずく漁業	一月一日から六月三十日まで
〃	〃	〃	わかめ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
〃	〃	〃	あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	〃	〃	あわび漁業	〃
〃	〃	〃	いがい漁業	〃
〃	〃	〃	おおのがい漁業	〃
〃	〃	〃	かき漁業	〃
〃	〃	〃	さざえ漁業	〃
〃	〃	〃	とこぶし漁業	〃

- 〃 にし漁業
- 〃 にな漁業
- 〃 ばかがい漁業
- 〃 はまぐり漁業
- 〃 まてがい漁業
- 〃 もがい漁業
- 〃 うに漁業
- 〃 えむし漁業

(三) 漁場の位置  
柳井市阿月地先

(四) 漁場の区域  
次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、Nの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(次のP、リ、ヌ、Qの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。)

基点A 柳井市と熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点

- B 〃 ハンドウ島西端
- C 〃 阿月黒崎鼻東端
- D 大島郡周防大島町下荷内島南端
- E 柳井市阿月鍋割鼻東端
- F 大島郡周防大島町下荷内島北端
- G 柳井市阿月横添鼻東端
- H 大島郡周防大島町大字戸田押前鼻北端
- I 柳井市阿月漁港(相ノ浦) A防波堤北東角
- J 大島郡周防大島町彦島頂上
- K 柳井市阿月黒崎北東端
- L 〃 高辺鼻北端
- M 大島郡周防大島町大字日見日見崎西端
- N 柳井市阿月面影鼻東端
- O 大島郡周防大島町大字志佐脇ヶ鼻西端
- P 柳井市阿月鍋割鼻に設置した標識
- Q 〃 〃 池の浦水窪東端
- 点イ AとBとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点
- 点ロ CとDとを結んだ線上Cから三〇〇メートルの点

(五) 関係地区  
柳井市阿月

制限又は条件  
区画漁業権に対抗することができない。

(一) 公示番号 共第百号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期  
第一種共同漁業

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
〃	あおさ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
〃	あおりの漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
〃	あまも漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	あらめ漁業	〃
〃	いぎす漁業	三月一日から十月三十一日まで
〃	いわのり漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
〃	おごりの漁業	十二月一日から翌年八月三十一日まで
〃	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	てんぐさ漁業	十一月一日から翌年七月三十一日まで
〃	ひじき漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで
〃	ふのり漁業	一月一日から六月三十日まで
〃	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	もずく漁業	一月一日から六月三十日まで
〃	わかめ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
〃	あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	あわび漁業	〃





次のA、イ、口、Gの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点A 柳井市柳井字宮本塩浜中国電力株式会社柳井発電所揚液棧橋基部

B 大島郡周防大島町笠佐島南端

C 柳井市裸島頂上

D 〃 鳥島北端

E 〃 大島大橋第三橋脚南西角

F 大島郡周防大島町大島大橋第四橋脚北西角

G 柳井市遠崎境川河口左岸南角

点イ AとBとを結んだ線とCとDとを結んだ線との交点

口 EとFとを結んだ線の中央点とCとを結んだ線とDとGとを結んだ線との交点

(五) 関係地区

柳井市(柳井市伊保庄、阿月、平郡、遠崎、大島及び神代を除く。)

(二) (一) 公示番号 共第百三三号  
漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

第一種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
〃	あおさ漁業	あおさ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
〃	あらめ漁業	あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	いぎす漁業	いぎす漁業	三月一日から十月三十一日まで
〃	いわのり漁業	いわのり漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
〃	おごり漁業	おごり漁業	十二月一日から翌年八月三十一日まで
〃	かじめ漁業	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	てんぐさ漁業	てんぐさ漁業	十一月一日から翌年七月三十一日まで
〃	ひじき漁業	ひじき漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで
〃	ふのり漁業	ふのり漁業	一月一日から六月三十日まで
〃	ほんだわら漁業	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	もづく漁業	もづく漁業	一月一日から六月三十日まで
〃	わかめ漁業	わかめ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
〃	あさり漁業	あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	あわび漁業	あわび漁業	〃

(三) 漁場の位置  
柳井市平郡島地先

(四) 漁場の区域

次のイ、口、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基点A	基点B	基点C	基点D	基点E	基点F	基点G	基点H	基点I	基点J	基点K	基点L	基点M	基点N	基点O
柳井市平郡島今崎北端	掛津島州鼻南端	平郡島高月鼻北端	掛津島水谷北西端	平郡島風無鼻北端	大島郡周防大島町大字秋仏崎南端	柳井市平郡島黒鼻北端	大島郡周防大島町大字出井雨ヶ浦鼻東端	柳井市平郡島赤崎北端	大島郡周防大島町大字出井法師岩頂上	柳井市平郡島東風止西端	平郡島甲月鼻北端	大島郡周防大島町大字戸下荷内島頂上	柳井市平郡島蛇の池西側角	熊毛郡上関町横島北端

- P 柳井市平郡島榊崎南端
- Q 熊毛郡上関町横島南端
- R 柳井市ハンドウ島頂上
- S 〃 平郡漁港(西浦)西A防波堤北西角
- T 〃 平郡島長碓の鼻西端
- U 〃 平郡島長崎鼻南端
- V 〃 平郡島黒崎南端
- W 〃 平郡沖ノ瀬灯標
- X 〃 平郡島板敷東端
- Y 大島郡周防大島町小水無瀬島南端
- Z 柳井市平郡島盛鼻北東端
- A' 大島郡周防大島町小水無瀬島北端
- B' 柳井市掛津島松節鼻東端
- C' 〃 平郡漁港(東浦)羽仁A防波堤南東角
- D' 〃 平郡島盛鼻北端
- 点イ AとBとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点
- 口 CとDとを結んだ線上Cから三〇〇メートルの点
- ハ EとFとを結んだ線上Eから三〇〇メートルの点
- ニ GとHとを結んだ線上Gから三〇〇メートルの点
- ホ IとJとを結んだ線上Iから三〇〇メートルの点
- ヘ KとLとを結んだ線上Kから三〇〇メートルの点
- ト LとKとを結んだ線上Lから三〇〇メートルの点
- チ LとMとを結んだ線上Lから三〇〇メートルの点
- リ NとOとを結んだ線上Nから三〇〇メートルの点
- ヌ PとQとを結んだ線上Pから三〇〇メートルの点
- ル PとRとを結んだ線上Pから三〇〇メートルの点
- ヲ SとPとを結んだ線上Sから三〇〇メートルの点
- ワ TとRとを結んだ線上Tから三〇〇メートルの点
- カ Uから一八〇度三〇〇メートルの点
- キ Vから一八〇度三〇〇メートルの点
- ク Wから一八〇度一〇〇メートルの点
- ケ Wから九〇度三〇〇メートルの点
- ソ XとYとを結んだ線上Xから三〇〇メートルの点
- ツ ZとA'とを結んだ線上Zから三〇〇メートルの点

- ネ ZとB'とを結んだ線上Zから三〇〇メートルの点
  - ナ C'とD'とを結んだ線上C'から三〇〇メートルの点
  - ラ ZとA'とを結んだ線とB'とC'とを結んだ線との交点
- 関係地区  
柳井市平郡

(一) 公示番号 共第四百号

漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期  
第一種共同漁業 漁業の名称 漁業の時期

あおさ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いぎす漁業	三月一日から十月三十一日まで
いわのり漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
おごりの漁業	十二月一日から翌年八月三十一日まで
かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	十一月一日から翌年七月三十一日まで
ひじき漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで
ふのり漁業	一月一日から六月三十日まで
ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
もずく漁業	一月一日から六月三十日まで
わかめ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いがい漁業	〃
おおのがい漁業	〃
かき漁業	〃
さざえ漁業	〃
とこぶし漁業	〃
にし漁業	〃
にな漁業	〃
うに漁業	〃
えむし漁業	〃

(二) 漁場の位置  
柳井市掛津島地先

(四)

漁場の区域  
次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域  
点の位置

基点A 柳井市掛津島松節鼻東端

B 大島郡周防大島町大字秋仏崎南端

C 柳井市掛津島水谷北西端

D 大島郡周防大島町大字戸田上荷内島南端

E 柳井市掛津島長浜崎西端

F 平郡島風無鼻北端

G 掛津島州鼻南端

H 平郡島今崎北端

I 大島郡周防大島町大字外入伊崎鼻南端

J 柳井市平郡漁港(東浦)羽仁A防波堤南東角

K 大島郡周防大島町大水無瀬島洲首鼻北端

点イ AとBとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点

ロ CとDとを結んだ線上Cから三〇〇メートルの点

ハ EとFとを結んだ線上Eから三〇〇メートルの点

ニ GとHとを結んだ線上Gから三〇〇メートルの点

ホ HとIとを結んだ線とJとAとを結んだ線との交点

へ AとKとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点

(五) 関係地区  
柳井市平郡

(一) 公示番号 共第百五号

漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

(二) 第一種共同漁業

漁業の名称

漁業の時期

あおさ漁業

十二月一日から翌年五月三十一日まで

あらめ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

いぎす漁業

三月一日から十月三十一日まで

いわのり漁業

十一月一日から翌年四月三十日まで

おこのり漁業

十二月一日から翌年八月三十一日まで

かじめ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

てんぐさ漁業

十一月一日から翌年七月三十一日まで

(三)

漁場の位置  
柳井市ハンドウ島地先  
漁場の区域  
次のBとイとを結んだ線、Aを中心とした半径一五〇メートルの円の円の北側の圆弧及びロとBとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置

基点A 柳井市ハンドウ島頂上

B 〃 ハンドウ島西端

C 熊毛郡上関町横島南端

D 柳井市平郡島櫛崎南端

E 大島郡周防大島町小水無瀬島西泊り乱れ岩頂上

F 熊毛郡上関町八島南端

G 柳井市掛津島松節鼻東端

H 〃 平郡島盛鼻北東端

点イ CとDとを結んだ線の中央点とBとを結んだ線上Bから一五〇メートルの点

ロ EとFとを結んだ線とGからHを見通した線との交点とBとを結んだ線上Bから一五〇メートルの点

ひじき漁業 十二月一日から翌年六月三十日まで

ふのり漁業 一月一日から六月三十日まで

ほんだわら漁業 一月一日から十二月三十一日まで

もずく漁業 一月一日から六月三十日まで

わかめ漁業 十二月一日から翌年五月三十一日まで

あわび漁業 一月一日から十二月三十一日まで

いがい漁業 〃

かき漁業 〃

さざえ漁業 〃

とこぶし漁業 〃

にな漁業 〃

うに漁業 〃

えむし漁業 〃

(五)

関係地区  
柳井市平郡







第一種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称及び漁業の時期	漁業の時期
〃	あおさ漁業	あおのり漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
〃	あらめ漁業	あらめ漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
〃	いぎす漁業	いぎす漁業	三月一日から十月三十一日まで
〃	いわのり漁業	いわのり漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
〃	おごのり漁業	おごのり漁業	十二月一日から翌年八月三十一日まで
〃	かじめ漁業	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	てんぐさ漁業	てんぐさ漁業	十一月一日から翌年七月三十一日まで
〃	ひじき漁業	ひじき漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで
〃	ふのり漁業	ふのり漁業	一月一日から六月三十日まで
〃	ほんだわら漁業	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	もずく漁業	もずく漁業	一月一日から六月三十日まで
〃	わかめ漁業	わかめ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
〃	あさり漁業	あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	あわび漁業	あわび漁業	〃

(一) 公示番号 共第百九号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

(三) 漁場の位置

(四) 漁場の区域

(五) 関係地区

柳井市遠崎、大島及び神代並びに大島郡周防大島町大字東三蒲、大字西三蒲、大字笠佐島、大字小松、大字小松開作、大字志佐、大字東屋代、大字西屋代、大字家房、大字出井、大字戸田、大字横見、大字日見

柳井市神代石神川河口左岸南角

C 大島郡周防大島町大字小松字御開作A浮棧橋突端

D 柳井市鳴門漁港(遠崎) 沖側防波堤南東角

E 大島郡周防大島町小松港小松地区A防波堤基部

F 野島北西端

G 笠佐島南東端

H 〃

点イ AとBとを結んだ線とCとDとを結んだ線との交点

点ロ AとBとを結んだ線とEとFとを結んだ線との交点

点ハ EとFとを結んだ線とGからHを見通した線との交点

点ニ CとDとを結んだ線とGからHを見通した線との交点

関係地区	漁場の位置	漁場の区域	点の位置
岩国市由宇町神東	いがい漁業	〃	〃
〃	おのがい漁業	〃	〃
〃	かき漁業	〃	〃
〃	ささえ漁業	〃	〃
〃	とこぶし漁業	〃	〃
〃	にし漁業	〃	〃
〃	にな漁業	〃	〃
〃	ばががい漁業	〃	〃
〃	はまぐり漁業	〃	〃
〃	まてがい漁業	〃	〃
〃	もがい漁業	〃	〃
〃	うに漁業	〃	〃
〃	えむし漁業	〃	〃

基点A 岩国市と柳井市との最大高潮時海岸線における境界点

B 大島郡周防大島町大字棕野幣振鼻北端

C 岩国市由宇町神東由宇漁港駅前旧防波堤突端跡に設置した標識

D 大島郡周防大島町福島南端

E 岩国市由宇町有家飛石下の石南端

F 大島郡周防大島町前島北端

点イ AとBとを結んだ線上Aから四〇〇メートルの点

点ロ CとDとを結んだ線上Cから四〇〇メートルの点

点ハ EとFとを結んだ線上Eから五〇〇メートルの点

備考 制限又は条件 区画漁業権に対抗することができない。

(一) 公示番号 共第百十号	(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	(三) 漁場の位置	(四) 漁場の区域
第一種共同漁業	漁業の名称	岩国市由宇町地先	次のA、イ、ロ、ハ、Eの各点を順次結んだ線及びGとHとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
〃	あおさ漁業	〃	〃
〃	あおりの漁業	〃	〃
〃	あらめ漁業	〃	〃
〃	いぎす漁業	〃	〃
〃	いわのり漁業	〃	〃
〃	かじめ漁業	〃	〃
〃	てんぐさ漁業	〃	〃
〃	ひじき漁業	〃	〃
〃	ほんだわら漁業	〃	〃
〃	もずく漁業	〃	〃
〃	わかめ漁業	〃	〃
〃	あさり漁業	〃	〃
〃	あわび漁業	〃	〃
〃	いがい漁業	〃	〃
〃	かき漁業	〃	〃
〃	さざえ漁業	〃	〃
〃	とこぶし漁業	〃	〃
〃	にし漁業	〃	〃
〃	いな漁業	〃	〃
〃	もがい漁業	〃	〃
〃	うに漁業	〃	〃
〃	えむし漁業	〃	〃

(一) 公示番号 共第百十一号	(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	(三) 漁場の位置	(四) 漁場の区域
第一種共同漁業	漁業の名称	岩国市由宇町(岩国市由宇町神東を除く)	〃
〃	あおさ漁業	〃	〃
〃	あらめ漁業	〃	〃
〃	いぎす漁業	〃	〃
〃	いわのり漁業	〃	〃
〃	かじめ漁業	〃	〃
〃	てんぐさ漁業	〃	〃
〃	ひじき漁業	〃	〃
〃	ふのり漁業	〃	〃
〃	ほんだわら漁業	〃	〃
〃	もずく漁業	〃	〃
〃	わかめ漁業	〃	〃
〃	あさり漁業	〃	〃
〃	あわび漁業	〃	〃
〃	いがい漁業	〃	〃
〃	かき漁業	〃	〃
〃	さざえ漁業	〃	〃
〃	とこぶし漁業	〃	〃
〃	にし漁業	〃	〃





(一)	(二)	(三)
公示番号 共第百十四号	漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	漁場の位置
第一種共同漁業	漁業の種類	〃
	漁業の名称	〃
	漁業の時期	〃
	あおさ漁業	〃
	あおりの漁業	〃
	あらめ漁業	〃
	いぎす漁業	〃
	おこのり漁業	〃
	かじめ漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	もずく漁業	〃
	わかめ漁業	〃
	あさり漁業	〃
	あわび漁業	〃
	いがい漁業	〃
	おのがい漁業	〃
	かき漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	たいらぎ漁業	〃
	とこぶし漁業	〃
	にし漁業	〃
	にな漁業	〃
	ばかがい漁業	〃
	はまぐり漁業	〃
	まてがい漁業	〃
	もがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	えむし漁業	〃

(四)

岩国市地先

漁場の区域

次のA、イ、ロ、ハ、Hの各点を順次結んだ線、IとJとを結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点A 岩国市岩国基地北防波堤基部から護岸沿いに南へ二四〇メートルの点

に設置した標識

B 〃 岩国基地北防波堤基部から護岸沿いに北へ一、〇二三メートルの点に設置した標識

C 〃 姫小島頂上

D 〃 今津川河口右岸東角に設置した標識

E 広島県江田島市大黒神島南端

F 岩国市飯田町二丁目突堤突端

G 広島県大竹市阿多田島北端

H 岩国市と玖珂郡和木町との最大高潮時海岸線における境界点に設置した標識

I 〃 今津川堰堤右岸下流端に設置した標識

J 〃 今津川堰堤左岸下流端に設置した標識

点イ BとCとを結んだ線上Bから四五〇メートルの点

ロ DとEとを結んだ線上Dから八〇〇メートルの点

ハ FとGとを結んだ線とCとHとを結んだ線との交点

(五)

関係地区

岩国市（岩国市通津、長野、柱島、由宇町、玖珂町、本郷町、周東町、錦町、美川町及び美和町を除く。）

備考

制限又は条件

岩国港の区域内においては、船舶の航行、停泊等を妨げる操業をしてはならない。

(一) 公示番号 共第百十五号

漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第一種共同漁業 あおさ漁業 十二月一日から翌年五月三十一日まで









(一)	公示番号	共第百十九号	
	漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	漁業の名称	漁業の時期
(二)	第一種共同漁業	あおさ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
		あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
(三)	漁場の位置	岩国市伊勢小島地先	かき漁業
	漁場の区域	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域	さざえ漁業
(四)	点の位置	基点A 岩国市伊勢小島北端	とこぶし漁業
		B 〃 保高島北西端	にし漁業
(五)		C 〃 由宇町由宇港由宇一号防波堤灯台基部	にな漁業
		D 〃 伊勢小島南端	ばかがい漁業
		E 大島郡周防大島町前島南端	まてがい漁業
		F 岩国市鞍掛島東端	もがい漁業
		点イ AとBとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点	うに漁業
		ロ AとCとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点	えむし漁業
		ハ DとEとを結んだ線上Dから三〇〇メートルの点	
		ニ DとFとを結んだ線上Dから三〇〇メートルの点	
	関係地区	岩国市柱島	

(一)	公示番号	共第百十九号	
	漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	漁業の名称	漁業の時期
(二)	第一種共同漁業	あおさ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
		あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
(三)	漁場の位置	岩国市黒島北端	いぎす漁業
	漁場の区域	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域	いわのり漁業
(四)	点の位置	基点A 岩国市黒島北端	おごのり漁業
		B 〃 伊勢小島南端	かじめ漁業
		C 〃 黒島ヨモギの鼻西端	てんぐさ漁業
		D 大島郡周防大島町前島南端	ひじき漁業
		E 岩国市黒島南端	ふのり漁業
		F 大島郡周防大島町大字久賀大崎鼻北端	ほんだわら漁業
			もずく漁業
			わかめ漁業
			あさり漁業
			あわび漁業
			いがい漁業
			かき漁業
			さざえ漁業
			とこぶし漁業
			にし漁業
			にな漁業
			ばかがい漁業
			まてがい漁業
			もがい漁業
			うに漁業
			えむし漁業

(一) 公示番号 共第百二十号	(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	(三) 漁業の名称	(四) 漁業の時期
〃	第一種共同漁業	あおさ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
〃		あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃		いぎす漁業	三月一日から十月三十一日まで
〃		いわのり漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
〃		おごのり漁業	十二月一日から翌年八月三十一日まで
〃		かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃		てんぐさ漁業	十一月一日から翌年七月三十一日まで
〃		ひじき漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで
〃		ふのり漁業	一月一日から六月三十日まで
〃		ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃		もずく漁業	一月一日から六月三十日まで
〃		わかめ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
〃		あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃		あわび漁業	〃
〃		いがい漁業	〃

(五) 関係地区  
岩国市柱島

備考  
制限又は条件  
区画漁業権に対抗することができない。

G 岩国市黒島南東端  
H 大島郡周防大島町頭島セイゼノ上鼻北端  
I 岩国市黒島荒神小島東端  
J 〃 端島南端

点イ AとBとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点  
点ロ CとDとを結んだ線上Cから三〇〇メートルの点  
点ハ EとFとを結んだ線上Eから三〇〇メートルの点  
点ニ GとHとを結んだ線上Gから三〇〇メートルの点  
点ホ IとJとを結んだ線上Iから三〇〇メートルの点

(一) 公示番号 共第百二十一号	(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	(三) 漁業の名称	(四) 漁業の時期
〃	第一種共同漁業	あおさ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
〃		あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃		いぎす漁業	三月一日から十月三十一日まで
〃		いわのり漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
〃		おごのり漁業	十二月一日から翌年八月三十一日まで
〃		かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃		てんぐさ漁業	十一月一日から翌年七月三十一日まで
〃		ひじき漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで
〃		ふのり漁業	一月一日から六月三十日まで
〃		ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃		もずく漁業	一月一日から六月三十日まで
〃		わかめ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
〃		あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃		あわび漁業	〃
〃		いがい漁業	〃

(五) 関係地区  
岩国市柱島

(三) 漁場の位置  
岩国市鞍掛島地先

(四) 漁場の区域  
次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域  
点の位置

基点A 岩国市鞍掛島北端  
B 〃 芋島西端  
C 〃 鞍掛島北西端  
D 〃 黒島南端  
E 〃 鞍掛島南端  
F 大島郡周防大島町頭島セイゼノ上鼻北端  
G 岩国市鞍掛島東端  
H 〃 福良島南端

点イ AとBとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点  
点ロ CとDとを結んだ線上Cから三〇〇メートルの点  
点ハ EとFとを結んだ線上Eから三〇〇メートルの点  
点ニ GとHとを結んだ線上Gから三〇〇メートルの点

かき漁業  
さざえ漁業  
とこぶし漁業  
にし漁業  
にな漁業  
ばかがい漁業  
まてがい漁業  
もがい漁業  
うに漁業  
えむし漁業

第一種共同漁業

あおさ漁業 十二月一日から翌年五月三十一日まで

あまも漁業 一月一日から十二月三十一日まで

あらめ漁業 〃

いぎす漁業 三月一日から十月三十一日まで

おごり漁業 十二月一日から翌年八月三十一日まで

かじめ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

てんぐさ漁業 十一月一日から翌年七月三十一日まで

ひじき漁業 十二月一日から翌年六月三十日まで

ふのり漁業 一月一日から六月三十日まで

ほんだわら漁業 一月一日から十二月三十一日まで

もずく漁業 一月一日から六月三十日まで

わかめ漁業 十二月一日から翌年五月三十一日まで

あさり漁業 一月一日から十二月三十一日まで

あわび漁業 〃

いがい漁業 〃

かき漁業 〃

さざえ漁業 〃

とこぶし漁業 〃

にし漁業 〃

にな漁業 〃

ばかがい漁業 〃

まてがい漁業 〃

もがい漁業 〃

うに漁業 〃

えむし漁業 〃

(二) 漁場の位置

大島郡周防大島町笠佐島及び野島地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域の位置

基点A 大島郡周防大島町笠佐島北西端

B 柳井市神代瀬戸鼻南端

C 〃 鳴門漁港(遠崎) 沖側防波堤南東角

D 大島郡周防大島町小松港小松地区A防波堤基部

(五) 関係地区

大島郡周防大島町大字東三蒲、大字西三蒲、大字小松、大字笠佐島、大字小松開作、大字志佐、大字東屋代、大字西屋代、大字日見、大字横見、大字戸田、大字出井及び大字家房

(一) 公示番号 共第百二十二号

漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

(二) 漁業の種類

漁業の名称

漁業の時期

あおさ漁業 十二月一日から翌年五月三十一日まで

あおのり漁業 十一月一日から翌年五月三十一日まで

あまも漁業 一月一日から十二月三十一日まで

あらめ漁業 〃

いぎす漁業 三月一日から十月三十一日まで

おごり漁業 十二月一日から翌年八月三十一日まで

かじめ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

てんぐさ漁業 十一月一日から翌年七月三十一日まで

ひじき漁業 十二月一日から翌年六月三十日まで

ふのり漁業 一月一日から六月三十日まで

ほんだわら漁業 一月一日から十二月三十一日まで





(五)

関係地区

大島郡周防大島町大字東三蒲、大字西三蒲、大字小松、大字笠佐島、大字小松開作、大字志佐、大字東屋代、大字西屋代、大字日見、大字横見、大字戸田、大字出井及び大字家房

備考

制限又は条件

区画漁業権に対抗することができない。

- ヲ SとUとを結んだ線上Sから三〇〇メートルの点
- ワ RとVとを結んだ線上Rから五〇〇メートルの点
- カ VとRとを結んだ線上Vから三〇〇メートルの点
- ヨ VとWとを結んだ線上Vから三〇〇メートルの点
- タ XとUとを結んだ線上Xから三〇〇メートルの点
- レ YとZとを結んだ線上Yから三〇〇メートルの点
- ソ A'とB'とを結んだ線上A'から三〇〇メートルの点
- ツ C'とZ'とを結んだ線上C'から三〇〇メートルの点
- ネ D'とE'とを結んだ線上D'から三〇〇メートルの点

(一) 公示番号 共第百二十三号

漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

第一種共同漁業

- あおさ漁業 十二月一日から翌年五月三十一日まで
- あまも漁業 一月一日から十二月三十一日まで
- あらめ漁業
- いぎす漁業 三月一日から十月三十一日まで
- かじめ漁業 一月一日から十二月三十一日まで
- てんぐさ漁業 十一月一日から翌年七月三十一日まで
- ひじき漁業 十二月一日から翌年六月三十日まで
- ふのり漁業 一月一日から六月三十日まで
- ほんだわら漁業 一月一日から十二月三十一日まで
- もずく漁業 一月一日から六月三十日まで
- わかめ漁業 十二月一日から翌年五月三十一日まで
- あわび漁業 一月一日から十二月三十一日まで
- いがい漁業

(三)

漁場の位置

大島郡周防大島町上荷内島及び下荷内島地先

(四)

漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 大島郡周防大島町上荷内島南端

B 柳井市平郡島黒鼻北端

C 大島郡周防大島町上荷内島東端

D 沖家室島長瀬灯標

E 上荷内島北東端

F 大字戸田押前鼻西端

G 下荷内島北西端

H 彦島頂上

I 柳井市阿月横添鼻東端

J 大島郡周防大島町下荷内島南西端

K 熊毛郡上関町舵掛岩灯標

L 大島郡周防大島町下荷内島南端

M 柳井市平郡島甲月鼻北端

点イ AとBとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点

ロ CとDとを結んだ線上Cから三〇〇メートルの点

ハ EとFとを結んだ線上Eから三〇〇メートルの点

ニ GとHとを結んだ線上Gから三〇〇メートルの点

ホ GとIとを結んだ線上Gから三〇〇メートルの点

ヘ JとKとを結んだ線上Jから三〇〇メートルの点

ト LとMとを結んだ線上Lから三〇〇メートルの点

(五) 関係地区

大島郡周防大島町大字東三蒲、大字西三蒲、大字小松、大字笠佐島、大字小松開作、大字志佐、大字東屋代、大字西屋代、大字日見、大字横見、大字戸田、大字出井及び大字家房

(一) 公示番号 共第百二十四号	(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	(三) 漁場の位置
第一種共同漁業	漁業の名称	漁業の時期
〃	あおさ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
〃	あおりの漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
〃	あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	いぎす漁業	三月一日から十月三十一日まで
〃	おごりの漁業	十二月一日から翌年八月三十一日まで
〃	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	てんぐさ漁業	十一月一日から翌年七月三十一日まで
〃	ひじき漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで
〃	ふのり漁業	一月一日から六月三十日まで
〃	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	もずく漁業	一月一日から六月三十日まで
〃	わかめ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
〃	あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	あわび漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	にし漁業	〃
〃	にな漁業	〃
〃	はまぐり漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	もがい漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	えむし漁業	〃

(四)

大島郡周防大島町大字秋、大字西安下庄及び大字東安下庄地先  
漁場の区域  
次のA、イ、口、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、Nの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置

基点A	大島郡周防大島町大字秋と同郡同町大字家房との最大高潮時海岸線における境界点
B	柳井市掛津島松節鼻東端
C	大島郡周防大島町大字秋小崎南端
D	雀岩頂上
E	大字西安下庄安下崎東端
F	立島西端
G	大字東安下庄立岩南端
H	大字西安下庄大泊物揚場北端
I	大字東安下庄竜崎南端
J	大字西安下庄庄防波堤東端
K	安下庄港亀島西防波堤灯台基部
L	大字東安下庄竜崎西端
M	ヨボシ岩頂上
N	と同郡同町大字西方との最大高潮時海岸線における境界点
O	大字外人赤石鼻北西端
点イ	AとBとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点
口	CとBとを結んだ線上Cから三〇〇メートルの点
ハ	DとBとを結んだ線上Dから三〇〇メートルの点
ニ	EとFとを結んだ線上Eから三〇〇メートルの点
ホ	EとGとを結んだ線上Eから三〇〇メートルの点
へ	HとIとを結んだ線上Hから三〇〇メートルの点
ト	JとIとを結んだ線上Jから三〇〇メートルの点
チ	KとLとを結んだ線上Kから三〇〇メートルの点
リ	IとHとを結んだ線上Iから三〇〇メートルの点
ヌ	IとFとを結んだ線上Iから三〇〇メートルの点
ル	GとEとを結んだ線上Gから三〇〇メートルの点
ヲ	MとFとを結んだ線上Mから三〇〇メートルの点

(五) 関係地区

大島郡周防大島町大字秋、大字西安下庄及び大字東安下庄

ワ NとOとを結んだ線上Nから三〇〇メートルの点

(一) 公示番号 共第百二十五号

漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

(二) 第一種共同漁業

漁業の名称

漁業の時期

あおさ漁業

十二月一日から翌年五月三十一日まで

あらめ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

いぎす漁業

三月一日から十月三十一日まで

かじめ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

てんぐさ漁業

十一月一日から翌年七月三十一日まで

ひじき漁業

十二月一日から翌年六月三十日まで

ふのり漁業

一月一日から六月三十日まで

ほんだわら漁業

一月一日から十二月三十一日まで

もずく漁業

一月一日から六月三十日まで

わかめ漁業

十二月一日から翌年五月三十一日まで

あさり漁業

一月一日から十二月三十一日まで

あわび漁業

〃

いがい漁業

〃

かき漁業

〃

さざえ漁業

〃

とこぶし漁業

〃

にし漁業

〃

にな漁業

〃

うに漁業

〃

えむし漁業

〃

(三) 漁場の位置

大島郡周防大島町立島地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 大島郡周防大島町立島北端

B 大字東安下庄ヨボシ岩頂上

C 〃 立島西端

D 〃 大字西安下庄安下崎東端

E 〃 立島南端

F 柳井市平郡島盛鼻北端

G 大島郡周防大島町立島東端

H 大字外入ろんどん鼻西端

点イ AとBとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点

ロ CとDとを結んだ線上Cから三〇〇メートルの点

ハ EとFとを結んだ線上Eから三〇〇メートルの点

ニ GとHとを結んだ線上Gから四〇〇メートルの点

関係地区 大島郡周防大島町大字秋、大字西安下庄及び大字東安下庄

(一) 公示番号 共第百二十六号

漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

(二) 第一種共同漁業

漁業の名称

漁業の時期

あおさ漁業

十二月一日から翌年五月三十一日まで

あおりの漁業

十一月一日から翌年五月三十一日まで

あらめ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

いぎす漁業

三月一日から十月三十一日まで

いわのり漁業

十一月一日から翌年四月三十日まで

おごりの漁業

十二月一日から翌年八月三十一日まで

かじめ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

てんぐさ漁業

十一月一日から翌年七月三十一日まで

ひじき漁業

十二月一日から翌年六月三十日まで

ふのり漁業

一月一日から六月三十日まで

ほんだわら漁業

一月一日から十二月三十一日まで

もずく漁業

一月一日から六月三十日まで

わかめ漁業

十二月一日から翌年五月三十一日まで

あさり漁業

一月一日から十二月三十一日まで

あわび漁業

〃

いがい漁業

〃

〃	おのがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	にし漁業	〃
〃	にな漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	もがい漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	えむし漁業	〃

(三) 漁場の位置

大島郡周防大島町大字久賀及び大字棕野地先

(四) 漁場の区域

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、シの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点A 大島郡周防大島町大字久賀と同郡同町大字日前との最大高潮時海岸線における境界点
- B 岩国市鞍掛島北西端
- C 大島郡周防大島町久賀港大崎鼻灯台基部
- D 岩国市黒島南端
- E 大島郡周防大島町前島南端
- F 〃 〃 久賀港中央防波堤北西角
- G 〃 〃 大字久賀明神鼻北東端
- H 〃 〃 幣振島北端
- I 〃 〃 福島西端
- J 岩国市由宇町神東由宇漁港駅前旧防波堤突端跡に設置した標識
- K 大島郡周防大島町棕野漁港北防波堤突端
- L 〃 〃 大字棕野と同郡同町大字東三浦との最大高潮時海岸線における境界点
- M 岩国市由宇町神東水尻川河口左岸東角
- 点イ AとBとを結んだ線上Aから四〇〇メートルの点
- ロ CとDとを結んだ線上Cから五〇〇メートルの点
- ハ CとEとを結んだ線上Cから三〇〇メートルの点

(五) 関係地区	大島郡周防大島町大字久賀及び大字棕野
二	FとEとを結んだ線上Fから三〇〇メートルの点
ホ	GとEとを結んだ線上Gから三〇〇メートルの点
ヘ	HとIとを結んだ線上Hから三〇〇メートルの点
ト	HとJとを結んだ線上Hから三〇〇メートルの点
チ	KとJとを結んだ線上Kから三〇〇メートルの点
リ	シとMとを結んだ線上シから三〇〇メートルの点

(一) 公示番号 共第百二十七号

漁業の種類	漁業の名称及び漁業の時期	漁業の時期
-------	--------------	-------

(二) 第一種共同漁業	あおさ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
〃	あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	いぎす漁業	三月一日から十月三十一日まで
〃	おごり漁業	十二月一日から翌年八月三十一日まで
〃	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	てんぐさ漁業	十一月一日から翌年七月三十一日まで
〃	ひじき漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで
〃	ふのり漁業	一月一日から六月三十日まで
〃	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	もずく漁業	一月一日から六月三十日まで
〃	わかめ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
〃	あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	いがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	にし漁業	〃
〃	にな漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
(三) 漁場の位置	〃	〃

(四)

大島郡周防大島町福島地先  
漁場の区域  
次のAを中心とした半径四〇〇メートルの円周によって囲まれた区域  
点の位置  
基点A 大島郡周防大島町福島頂上  
関係地区  
大島郡周防大島町大字久賀及び大字棕野

(五)

大島郡周防大島町大字久賀及び大字棕野

(一)

公示番号 共第百二十八号

(二)

漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期  
漁業の種類 漁業の名称

第一種共同漁業

あおさ漁業

漁業の時期

十二月一日から翌年五月三十一日まで

あらめ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

いぎす漁業

三月一日から十月三十一日まで

いわのり漁業

十一月一日から翌年四月三十日まで

おごり漁業

十二月一日から翌年八月三十一日まで

かじめ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

てんぐさ漁業

十一月一日から翌年七月三十一日まで

ひじき漁業

十二月一日から翌年六月三十日まで

ふのり漁業

一月一日から六月三十日まで

ほんだわら漁業

一月一日から十二月三十一日まで

もずく漁業

一月一日から六月三十日まで

わかめ漁業

十二月一日から翌年五月三十一日まで

あさり漁業

一月一日から十二月三十一日まで

あわび漁業

〃

いがい漁業

〃

かき漁業

〃

ささえ漁業

〃

とこぶし漁業

〃

にし漁業

〃

にな漁業

〃

まてがい漁業

〃

うに漁業

〃

(三)

漁場の位置  
大島郡周防大島町前島地先  
漁場の区域  
次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域  
点の位置  
基点A 大島郡周防大島町前島八十崎島西端  
B 〃 〃 福島頂上  
C 〃 〃 前島南端  
D 〃 〃 久賀港中央防波堤北西角  
E 〃 〃 前島犬尻鼻南東端  
F 〃 〃 岩国市黒島南端  
G 大島郡周防大島町前島鳩ヶ窪鼻東端  
H 岩国市黒島北端  
I 〃 〃 由宇町甲島南東端  
J 大島郡周防大島町前島北端  
K 岩国市由宇町由宇港由宇一号防波堤灯台基部  
L 大島郡周防大島町前島力ナガサイ鼻西端  
M 岩国市由宇町神東水尻川河口左岸東角  
N 大島郡周防大島町前島松ヶ鼻南西端  
O 岩国市由宇町神東由宇漁港駅前旧防波堤突端跡に設置した標識  
点イ AとBとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点  
ロ CとDとを結んだ線上Cから三〇〇メートルの点  
ハ EとFとを結んだ線上Eから三〇〇メートルの点  
ニ GとHとを結んだ線上Gから四〇〇メートルの点  
ホ GとIとを結んだ線上Gから四〇〇メートルの点  
ヘ JとKとを結んだ線上Jから三〇〇メートルの点  
ト LとMとを結んだ線上Lから三〇〇メートルの点  
チ NとOとを結んだ線上Nから三〇〇メートルの点

(四)

えむし漁業

関係地区

大島郡周防大島町大字久賀及び大字棕野

(五)

大島郡周防大島町大字久賀及び大字棕野

(一)	(二)	(三)	(四)
公示番号 共第百二十九号	漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域
漁業の種類	漁業の名称	大島郡周防大島町沖の磯	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
第一種共同漁業	あおさ漁業	基点A 大島郡周防大島町久賀港大崎鼻灯台基部	点イ AとBとを結んだ線とCとDとを結んだ線との交点
〃	あらめ漁業	B 岩国市伊勢小島南東端	〃
〃	かじめ漁業	C 大島郡周防大島町福島頂上	〃
〃	てんぐさ漁業	D 〃 〃 浮島丸岩の鼻南端	〃
〃	ひじき漁業	E 岩国市黒島南端	〃
〃	ほんだわら漁業	F 大島郡周防大島町前島南端	〃
〃	もづく漁業	G 〃 〃 浮島楽の江鼻西端	〃
〃	わかめ漁業	〃	〃
〃	あわび漁業	〃	〃
〃	いがい漁業	〃	〃
〃	かき漁業	〃	〃
〃	さざえ漁業	〃	〃
〃	とこぶし漁業	〃	〃
〃	にし漁業	〃	〃
〃	にな漁業	〃	〃
〃	うに漁業	〃	〃
〃	えむし漁業	〃	〃

(一)	(二)	(三)	(四)	(五)
公示番号 共第百三十号	漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区
漁業の種類	漁業の名称	大島郡周防大島町大字久賀及び大字棕野	〃	大島郡周防大島町大字久賀及び大字棕野
第一種共同漁業	あおさ漁業	〃	〃	〃
〃	あらめ漁業	〃	〃	〃
〃	いぎす漁業	〃	〃	〃
〃	いわのり漁業	〃	〃	〃
〃	おごり漁業	〃	〃	〃
〃	かじめ漁業	〃	〃	〃
〃	てんぐさ漁業	〃	〃	〃
〃	ひじき漁業	〃	〃	〃
〃	ふのり漁業	〃	〃	〃
〃	ほんだわら漁業	〃	〃	〃
〃	もづく漁業	〃	〃	〃
〃	わかめ漁業	〃	〃	〃
〃	あさり漁業	〃	〃	〃
〃	あわび漁業	〃	〃	〃
〃	いがい漁業	〃	〃	〃
〃	いたやがい漁業	〃	〃	〃
〃	うちむらさき漁業	〃	〃	〃
〃	かき漁業	〃	〃	〃
〃	さざえ漁業	〃	〃	〃
〃	とこぶし漁業	〃	〃	〃
〃	にし漁業	〃	〃	〃
〃	にな漁業	〃	〃	〃
〃	ばかがい漁業	〃	〃	〃
〃	まてがい漁業	〃	〃	〃
〃	もがい漁業	〃	〃	〃











V”とY”とを結んだ線との交点

(五) 関係地区

大島郡周防大島町大字伊保田、大字油宇、大字和田、大字内入、大字小泊、大字和佐、大字神浦、大字森、大字平野、大字西方、大字外人、大字地家室及び大字冲家室地先

備考

制限又は条件

第三種共同漁業権及び区画漁業権に対抗することができない。

(一) 公示番号 共第百三十三号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

第一種共同漁業

漁業の時期

”

あおさ漁業

十二月一日から翌年五月三十一日まで

”

あらめ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

”

かじめ漁業

”

”

てんぐさ漁業

十一月一日から翌年七月三十一日まで

”

ひじき漁業

十二月一日から翌年六月三十日まで

”

ほんだわら漁業

一月一日から十二月三十一日まで

”

もずく漁業

一月一日から六月三十日まで

”

わかめ漁業

十二月一日から翌年五月三十一日まで

”

あわび漁業

一月一日から十二月三十一日まで

”

いがい漁業

”

”

かき漁業

”

”

ささえ漁業

”

”

とこぶし漁業

”

”

にし漁業

”

”

にな漁業

”

”

うに漁業

”

(三) 漁場の位置

大島郡周防大島町大字冲家室島冲センガイ瀬地先

(四) 漁場の区域

次のAを中心とした半径三〇〇メートルの円周によって囲まれた区域の位置

基点A 大島郡周防大島町センガイ瀬灯標

(五) 関係地区

大島郡周防大島町大字伊保田、大字油宇、大字和田、大字内入、大字小泊、大字和佐、大字神浦、大字森、大字平野、大字西方、大字外人、大字地家室及び大字冲家室地先

(一) 公示番号 共第百三十四号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

第一種共同漁業

漁業の時期

”

あおさ漁業

十二月一日から翌年五月三十一日まで

”

あらめ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

”

いぎす漁業

三月一日から十月三十一日まで

”

いわのり漁業

十一月一日から翌年四月三十日まで

”

かじめ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

”

てんぐさ漁業

十一月一日から翌年七月三十一日まで

”

ひじき漁業

十二月一日から翌年六月三十日まで

”

ふのり漁業

一月一日から六月三十日まで

”

ほんだわら漁業

一月一日から十二月三十一日まで

”

もずく漁業

一月一日から六月三十日まで

”

わかめ漁業

十二月一日から翌年五月三十一日まで

”

あわび漁業

一月一日から十二月三十一日まで

”

いがい漁業

”

”

かき漁業

”

”

ささえ漁業

”

”

とこぶし漁業

”

”

にし漁業

”

”

にな漁業

”

”

うに漁業

”

(三) 漁場の位置

大島郡周防大島町大水無瀬島地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

第一種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称及び漁業の時期	漁業の時期
〃	あおさ漁業	あおさ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで
〃	あらめ漁業	あらめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	いぎす漁業	いぎす漁業	三月一日から十月三十一日まで
〃	いわのり漁業	いわのり漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
〃	かじめ漁業	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	てんぐさ漁業	てんぐさ漁業	十一月一日から翌年七月三十一日まで
〃	ひじき漁業	ひじき漁業	十二月一日から翌年六月三十日まで
〃	ふのり漁業	ふのり漁業	一月一日から六月三十日まで
〃	ほんだわら漁業	ほんだわら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	もづく漁業	もづく漁業	一月一日から六月三十日まで
〃	わかめ漁業	わかめ漁業	十二月一日から翌年五月三十一日まで

(一) 公示番号 共第百三十五号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

(三) 漁業の種類

(四) 漁業の名称

(五) 関係地区

大島郡周防大島町大字伊保田、大字油宇、大字和田、大字内入、大字小泊、大字和佐、大字神浦、大字森、大字平野、大字西方、大字外入、大字地家室及び大字沖家室地先

点の位置

基点A 大島郡周防大島町大水無瀬島洲首鼻北端

B 〃 〃 大字地家室牛ヶ首南端

C 〃 〃 大水無瀬島西端

D 柳井市掛津島州鼻南端

E 大島郡周防大島町大水無瀬島南端

F 〃 〃 小水無瀬島イガイソ北西端

G 愛媛県大洲市青島西端

H 〃 〃 松山市由利島南端

点I AとBとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点

〇 CとDとを結んだ線上Cから四〇〇メートルの点

ハ EとFとを結んだ線上Eから三〇〇メートルの点

ニ EとGとを結んだ線上Eから五〇〇メートルの点

ホ AとHとを結んだ線上Aから四〇〇メートルの点

第三種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
〃	たい飼付漁業	たい飼付漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(一) 公示番号 共第百三十六号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

(三) 漁業の種類

(四) 漁業の名称

(五) 関係地区

大島郡周防大島町大字伊保田、大字油宇、大字和田、大字内入、大字小泊、大字和佐、大字神浦、大字森、大字平野、大字西方、大字外入、大字地家室及び大字沖家室地先

漁場の位置

あわび漁業 一月一日から十二月三十一日まで

いがい漁業 〃 〃

かき漁業 〃 〃

さざえ漁業 〃 〃

とこぶし漁業 〃 〃

にし漁業 〃 〃

にな漁業 〃 〃

うに漁業 〃 〃

えむし漁業 〃 〃

漁場の位置

大島郡周防大島町小水無瀬島地先

漁場の区域

次のイ、〇、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 大島郡周防大島町小水無瀬島イガイソ北西端

B 〃 〃 大水無瀬島南端

C 柳井市平郡島盛鼻北端

D 大島郡周防大島町小水無瀬島灯台基部

E 〃 〃 小水無瀬島えんの下東端

点I AとBとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点

〇 AとCとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点

ハ Dから一八〇度三〇〇メートルの点

ニ Eから九〇度三〇〇メートルの点

(四) 大島郡周防大島町片島地先  
漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(イとロとを結ぶ線はCを中心とした半径一、〇〇〇メートルの円の北側の円弧とし、ハとニとを結ぶ線はAを中心とした半径五〇〇メートルの円の南側の円弧とする。)

点の位置

基点A 大島郡周防大島町片島トックリ鼻南端

B 愛媛県松山市小島南端

C 大島郡周防大島町大石灯標

点イ Cを中心とした半径一、〇〇〇メートルの円弧と大島郡周防大島町片島の最大高潮時海岸線との北側の交点

ロ Cを中心とした半径一、〇〇〇メートルの円弧とAとBとを結んだ線との交点

ハ Aを中心とした半径五〇〇メートルの円弧とAとBとを結んだ線との交点

ニ Aを中心とした半径五〇〇メートルの円弧と大島郡周防大島町片島の最大高潮時海岸線との西側の交点

(五) 関係地区

大島郡周防大島町大字伊保田、大字油宇、大字和田、大字内入、大字小泊、大字和佐、大字神浦、大字森、大字平野、大字西方、大字外入、大字地家室及び大字沖家室地先

(一) 公示番号 共第百三十七号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

第一種共同漁業

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

あおさ漁業 十二月一日から翌年五月三十一日まで

あらめ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

かじめ漁業 〃

てんぐさ漁業 十一月一日から翌年七月三十一日まで

ひじき漁業 十二月一日から翌年六月三十日まで

ほんだわら漁業 一月一日から十二月三十一日まで

もずく漁業 一月一日から六月三十日まで

わかめ漁業 十二月一日から翌年五月三十一日まで

あわび漁業 一月一日から十二月三十一日まで

いがい漁業 〃

かき漁業 〃

ささえ漁業 〃

とこぶし漁業 〃

にし漁業 〃

にな漁業 〃

うに漁業 〃

えむし漁業 〃

(三) 漁場の位置  
大島郡周防大島町根ナシ礁灯標地先

(四) 漁場の区域

次のAを中心とした半径三〇〇メートルの円周によって囲まれた区域

点の位置

基点A 大島郡周防大島町根ナシ礁灯標

(五) 関係地区

大島郡周防大島町大字伊保田、大字油宇、大字和田、大字内入、大字小泊、大字和佐、大字神浦、大字森、大字平野、大字西方、大字外入、大字地家室及び大字沖家室地先

(一) 公示番号 共第百三十八号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第三種共同漁業 たい飼付漁業 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

大島郡周防大島町大字伊保田地先

(四) 漁場の区域

次のA、イ、ロ、F、Eの各点を順次結んだ線及びGとハとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置  
基点A 大島郡周防大島町情島北端

B 愛媛県松山市津和地島苅藻鼻南西端

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	(一)	公示番号 共第百三十九号		
	(二)	漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	漁業の種類	漁業の名称
		第一種共同漁業	あおさ漁業	あおさ漁業
			あらめ漁業	あらめ漁業
			いぎす漁業	いぎす漁業
			かじめ漁業	かじめ漁業
			てんぐさ漁業	てんぐさ漁業
			ひじき漁業	ひじき漁業
			ふのり漁業	ふのり漁業
			ほんだわら漁業	ほんだわら漁業
			もずく漁業	もずく漁業
			わかめ漁業	わかめ漁業
			あわび漁業	あわび漁業
			いがい漁業	いがい漁業
		かき漁業	かき漁業	
		さざえ漁業	さざえ漁業	
		とこぶし漁業	とこぶし漁業	
		にし漁業	にし漁業	

(五) 関係地区  
 大島郡周防大島町大字伊保田、大字油宇、大字和田、大字内入、大字小泊、大字和佐、大字神浦、大字森、大字平野、大字西方、大字外人、大字地家室及び大字沖家室地先

点イ AとBとを結んだ線とCとDとを結んだ線との交点  
 点ロ CとDとを結んだ線とEからFを見通した線との交点  
 点ハ Gから二〇度の線と大島郡周防大島町情島南西岸の最大高潮時海岸線との交点

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	(一)	公示番号 共第百四十号		
	(二)	漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	漁業の種類	漁業の名称
		第一種共同漁業	あおさ漁業	あおさ漁業
			あらめ漁業	あらめ漁業
			いぎす漁業	いぎす漁業
			かじめ漁業	かじめ漁業
			てんぐさ漁業	てんぐさ漁業
			ひじき漁業	ひじき漁業
			ふのり漁業	ふのり漁業

(四) 漁場の位置  
 大島郡周防大島町満島地先  
 漁場の区域  
 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域  
 点イ AとBとを結んだ線上Aから五〇〇メートルの点  
 点ロ AとCとを結んだ線上Aから四〇〇メートルの点  
 点ハ AとDとを結んだ線上Aから四〇〇メートルの点  
 点ニ AとEとを結んだ線上Aから四〇〇メートルの点

(五) 関係地区  
 大島郡周防大島町大字伊保田、大字油宇、大字和田、大字内入、大字小泊、大字和佐、大字神浦、大字森、大字平野、大字西方、大字外人、大字地家室及び大字沖家室地先







柳井市、岩国市、玖珂郡和木町及び大島郡周防大島町  
備考

制限又は条件

- (1) 第三種共同漁業権及び区画漁業権に対抗することができない。
- (2) 岩国港の区域内においては、船舶の航行、停泊等を妨げる操業をしてはならない。

二 免許予定年月日

平成二十六年一月一日

三 漁業権存続期間

平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

四 免許申請期間

平成二十五年七月一日から同年九月三十日まで

付記

漁場図閲覧場所

山口県農林水産部水産振興課

山口県下関水産振興局並びに山口県柳井水産事務所、山口県防府水産事務所及び山

口県萩水産事務所

山口県日本海海区漁業調整委員会事務局及び山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事

務局

平成二十五年六月七日印刷  
發行

發行  
行人所

山口  
山口  
山口  
知事  
事